

はどうなってるんですかね。最初にひとつ説明してください。

○政府委員(莊清君) 関東地方が一番計画が具体的に進んでおります。関東地方では三つの計画がございます。一つは成田空港のバイパスラインでございます。千葉港から空港までの四十四キロメートルの計画でございます。次は、国鉄の横浜―川崎から八王子を経て南埼玉までの計画でございます。三番目は、石油業界が関東バイパスイン株式会社をすでに設立して、目下計画中の千葉沿岸から埼玉を経て北関東へ送る計画でございます。

以上の三本が関東でございますが、その他の地域につきましては、まだ政府全体としての調査検討は十分行なわれておりません。

昭和四十六年度に通産省で予算措置が講ぜられまして、通産省限りでございますが、将来の石油の消費、あるいは輸送の状況というふうなものを通産省なりに委員をお願いいたしまして、調査検討をしたものがございます。これは基本的な調査、基礎調査程度のものでございますが、それが北海道と近畿と二つ実はございます。その他の地域につきましては、今後進めることにいたしておりますが、北海道や近畿その他のものにつきましては、本法案が成立いたしました場合には、いずれば本法案に基づく基本計画というものとして具体化するに相なりますので、当然に関係各省協議の上、政府全体として十分な調査の上計画を立てていくというところに相なる次第でございます。

○中尾辰義君 私が開かぬのまであなたは答えてるんですがね。いま四つの会社が、四つの事業計画が進められておると聞いておりますので、その四つの会社につきまして、もうちょっと、現在までもうわかっていらっしゃると思いますから……たとえば、関東バイパスラインは会社の概要はこうなっていると、そうして資本金はどのくらいで、どういう株主が参加をしている、建設計画はこういうふうになっていると、もう少しあなただ、説明してもらわぬと、きょうは上げなきゃな

らぬですよ。丁寧に答弁しなければ長引くばかりだ。もう少し聞いてくれる者がわかるようにですな、それは。私は、党大会でちょっと質問ができています。前の社会党の委員の質疑は耳に入っていないから同じような質問をするか知りませんが、けれども、めんどくさいけれども、ひとつ詳細に答弁してください。

○政府委員(莊清君) まず、民間の関東バイパスイン株式会社の計画につきまして申し上げます。路線につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。約二百キロメートル、パイプの太さは十八インチでございます。これは、千葉に石油製油所を持ちます会社、及び北関東において石油の販売に関係しております合計十四社、これが出資社になっております。授權資本は現在二十五億円で、昨年十二月に設立されて、四分の一払い込みで六億二千五百万円、これが払い込み資本金でございます。総投資計画として三百三十億程度のものが予定されております。石油の輸送目標というものは、これは本法案に基づく許可取得後二年度の期間に工事を完了するという前提のもので、昭和五十年で約五百万キロリットル、昭和六十四年で千三百万キロリットル程度のものを事業計画として現在想定しておるわけでございます。

次に、国鉄の神奈川から南埼玉までの計画について、これは国鉄からも御出席になっておりますが、私から便宜簡単に申し上げます。

これは距離約百十キロメートルで、パイプ十六インチのものでございます。これは国鉄の事業として実施されるものでございますが、資金計画としては約百五十億円、輸送の最大計画量は約七百万キロリットル程度でございます。

それから空港公団の計画は距離が四十三キロメートル、これはジェット燃料を専門に輸送する計画に相なっております。五十一年度で約五百万キロ、六十一年度で千五百万キロというふうなことに相なっております。

○中尾辰義君 それから、あなたは、先ほどちょっと答弁おっしゃったんですが、この四つのほかに、将来通産省としては全国的にパイプラインの網を敷設したいと新聞にもちらほら出ておりますが、かなり具体的に新聞にも書いてあるものもありますけれども、将来の計画構想その点について大ざっぱに言わないで、もう少しその計画をこまかく発表できたらひとつお願いします。

○政府委員(莊清君) 現在の通産省限りではございますが、省内の委員会で基本調査ができておりますのが北海道と近畿でございますので、その二つについてごく主要な点を申し上げます。

北海道は、室蘭及び苫小牧から札幌を経由して旭川方面への幹線パイプラインでございます。距離約二百五十キロメートル、将来の需要増を見込みましてパイプは十六インチ、それから、投資規模では約二百五十億程度のものを考えております。輸送量は、当初は七百万キロリットル程度でございますが、将来は内陸部の発展を考えまして一千万キロリットル程度を目標にこういう基礎調査が行なわれております。

それから近畿でございますが、これは西は姫路、南は和歌山から大阪經由京都方面でございます。八日市方面までの延長についても将来は検討の対象にすべきであるということに相なっておりますが、その点はまだはっきりいたしておりません。八日市まででございますと約百二十キロメートルでございます。量的な目標としては当初が七百万キロリットル。将来は、これは内陸部の関係の消費量をどう見るかいろいろな関係がございます。また調査の段階でございますけれども、確定的な目標はございませんけれども、北海道と違ひまして、近畿については十八インチのパイプライン、これは関東バイパスイン会社でございますが、これが一応調査の結果まとまっております。

今後通産省としては、九州とか中部についても検討を進める予定でございましたが、今後は関係各省の共同作業で、北海道のものについても、近畿

のものについても、今後のものについても総合的な調査検討を行なって計画を具体化するという方針でございます。

○中尾辰義君 これは新聞の報道なんか見てみると、九州もこれは志布志ですか、鹿児島と宮崎の境の志布志、あるいは四国は坂出から宿毛、中京は四日市から美濃加茂、こういうように書いてありますが、これはどうなんですか。これはもう新聞のことですから、私も一がいに信じませんけれども。

○政府委員(莊清君) その問題につきましては、通産省としては公式にはまだ何ら調査検討の対象には至っておりません。

○中尾辰義君 いずれにいたしましても、これをきっかけに通産省も全国的ないろいろな構想を考えていらっしゃるようですが、それで、このパイプライン事業が開始されるにあたりまして、これは初めての事業でありますから、住民といたしまして一番考えねばならないことは、パイプライン事業というものの安全性はどうなんだ、危険度はどうか、あるいは事故の実情はどうだったんだらう、こういうことを考えるのが普通なんですね。

それで、今日までのパイプライン事業の先進国である欧米諸国におきましてもいろいろな事故があったようにも聞いておりますので、その事故の実例、件数、事故の原因、被害の状況、こういったところをひとつ説明してください。

○政府委員(莊清君) まず、ヨーロッパでございますが、一九六六年から六九年までの間の四年間の実績で二十二件ということが報告されております。なお、その六九年のOECDの発表によりますと、ヨーロッパでは事故の割合でございますが、タンクローリーを一にした場合に鉄道が〇・三四、それからパイプラインは〇・〇〇七であるということも報ぜられております。

それから、アメリカがパイプラインの歴史は一番古うございまして、百年程度あるわけでございますが、これは米國運輸省の液体パイプライン事故統計というものがございまして、それにより

ますると、一九七〇年で事故の数が相当ござい
まするが、内訳は、パイプの外部の腐食によるも
のが百五十件程度、それから他工事の実施により
ましてパイプラインが損傷を受けたというのが約
百三十件、それから運転ミスとか、整備の不備と
か等によりまするものが若干ある、こういうふうな
ことに相なっております。

ヨーロッパの場合にもこの事故の二十二件の内
訳については明確な数字がございせんが、保安
調査団がまいるして調査したところによります
と、大体アメリカと同じようにやはり主たる事故
は外部の腐食、続いて他工事のものであるとい
うことが報ぜられております。

それで、実際にどういう大きな事故があったか
というところでございするが、最近の大きな地震
でございするロスアンゼルス地震の場合を例
にとりて申し上げますと、新しい技術を使つて、
材料及び溶接技術等も十分の検討を行なわれた最
近のパイプラインについては、ロスアンゼルス地
震のもとでも無事であったということがわかつて
おりますが、古いパイプラインにつきましては
パイプの材質の面、それから溶接のしかた、ある
いは検査等の点でかなりやはり不備がございまし
て、二本ほど事故が起つておる。十五キロロッ
トル程度の油の漏洩があったということが調査の
結果わかつております。

それからヨーロッパでございするが、西ドイツ
で一九六六年に非常に大きな事故がございまし
て、千三百キロトル油が出たということがわか
つております。これは、パイプは古いパイプで
ございするが、パイプの材料、鉄をつくる工場
で加工したましてパイプにする。まるめてパイ
プにする場合に、資材——パイプの板を溶接する
工程があるわけでございするが、その製鋼工場の
段階で溶接部に欠陥があった、したがって、それ
が事故の原因であるということが報ぜられており
ます。

なおこのほか、最近の例でございするが、ア
メリカのオハイオ州で、原油のパイプラインで、

これは非常に溶接のしかたなり検査という点が不
備であったということが調査の結果わかつてお
りまするが、原油のパイプラインが一九六九年一月
に切れまして、そしてこれは相当大量の原油が町
にあふれ出た、こういう事故が報告されておるわ
けでございする。

○中尾辰義君 それじゃこれは参考に聞きます
が、あなたのところから出したのですか、石油バ
イプライン保安調査団——通産省はじめ各省から
調査団を出されていらつしやるようですが、これ
の報告書によれば、一九六九年における事故件数
は、運転中のパイプラインについては四百三件と
いう大きな数字が出ていますね。それから損害額
は四百二十六万ドル、死者五名と、これは現地調
査をされた結果の報告ですから間違いないと思
いますけれども、これをもうちょっととちらで詳し
くわかつておれば説明してください。

○政府委員(莊清君) 一九七〇年の数字でもう一
度申し上げますと、外部腐食によるものが百五
十件強でございする。それから他工事によるもの
が約百三十件、それからあとはすべて五十件以下
のものでございするが、件数の多いものの順序
から申し上げますと、内部腐食、それから操業運
転上のミス、それから不明というのが第三番目に
来ております。四番目が機械継ぎ手の不備、五番
目が補修を行なつたところが、補修が悪かつたとい
うことで、またその場所から事故があつた、こ
ういう順序に相なつております。最後に、五十件
以下のものを申したわけですが、内部腐食が
約五十件、それから最後に補修のミスというのは、
数件程度というふうな順に開きがございする。外
部腐食と内部腐食、合計いたしますと二百件強で
ございするもので、腐食によるものが多し。これ
は、アメリカでは百年前から非常にパイプライン
がありまして、最近のスチールの性能の高いもの
を使うようになってからはこういうことが減り、
さらにまた外部の塗装等非常に技術が進歩し、注
意されるようになりましたので、おそらく古いもの
の中心の事故であらうと存じますが、外部腐食と

他工事が圧倒的な比率でございする。

○中尾辰義君 この中で、これ四百三件全部で
なつておりますけれども、最も代表的な被害の大
きかつたやつはどのようなものがあるんですか。

○政府委員(莊清君) ドイツで非常に大きな事故
があつたということを申し上げますが、アメリ
カで私も承知いたしております最大の事故とい
うものは、ロスアンゼルスときではなくして、
やはり今回のオハイオ州での原油パイプラインの
事故が現在までの報ぜられた中では最大規模のも
のであると存じます。

オハイオ州の場合には、一日に約五万キロロッ
トル、年間千八百万キロトルの原油を輸送し
ている二十二インチのパイプラインでございす
が、これが数年前に本管から約二十インチの鉄の
線を縫ぎたして分岐をした。その分岐のところの
溶接部に亀裂が入つて、そこから大量の油が、三
百キロトルでございするけれども、原油が出
て、しかも立地上、町の地区であつたらしくて、
下水道に流れ込んで家庭のほうにまで累が及んだ
ということが報ぜられて、非常に罹災の数が多
かつたようでございする。それが現在まで報ぜら
れた中で一番社会的に大きな不安を与えた大きな
事故であつたように承知いたしております。

○中尾辰義君 だから、その被害の状況の説明少
しありましたけれども、もうちょっと詳しくわか
りませんか。下水に流れ込んでどうのこうの、こ
れくらいではちよつとわからぬ。どのくらいの損
害を受けたのか。これはパイプラインの審議の一
つの参考にするわけですから、そういうでかい事
故ばかり起こるとは限つておりませんけれども。

○政府委員(莊清君) 必ずしも十分でないかと存
じますが、現在わかっている範囲で申し上げます
と、油の漏れた量が約三百キロトル、それか
ら周囲に対する損害額が四十一万七千ドルと報ぜ
られております。それで消防団員が出て消防作業
をやつたようでございするが、どういふ関係か、
下水道にその原油が流れ込んで一部火が入つた
と、発火したということが報ぜられております。

負傷者でございするが、消防団員が二名軽傷を
負つたということが報ぜられております。パイプ
ライン自身の修理でございするが、約九千ドルか
かつたということもございする。それから三百キ
ロトルの油が出て、この当該地区を清掃する
のに約二週間かかまして、この清掃費用という
のが三万二千八百ドルであつたということを当該
会社から私も承知いたしております。なお、
パイプライン自身の亀裂を生じた部分は三十六時
間後に修理が終わりまして通油が行なわれた。あ
とはその地区の清掃なり事後処理ということと二
週間もかかつた、こういうことが報ぜられてい
るわけでございます。

○中尾辰義君 大体被害の状況はわかりました
が、それでは今度は関東パイプライン、それから
国鉄のパイプライン、これが代表的なものでござ
いする。この両方のパイプラインの敷設はど
ういふところを通つていくのか、その敷設の工事
をこういふふうにしてやるということを詳しく説
明してください。

○説明員(原田昇左右君) 国鉄のパイプラインに
ついて申し上げます。

国鉄のパイプラインの計画は、先ほど通産省か
らもお話がございしましたが、さらに詳細に申し上
げますと、まず京浜地区にギャザリングラインを
設けまして——これは京浜パイプライン株式会
社という国鉄とそ地域の精製会社の出資した会社
であります——それを設けまして、ここで工場か
ら製品を集油いたしまして、つまり集油ラインを
敷いて、それをトランクラインと結ぶわけござ
いするが、国鉄の安善及び新興の発ステーション
と製油所との間約二十キロメートルのルートに
ギャザリングラインがございする。それからトラ
ンクラインは安善及び新興の発ステーションから
横浜線沿いに北上いたしまして、橋本を経まして
八王子に至り、八高線沿いに高麗川に達しまして、
川越線沿いに南埼玉に至ります。延長約百十キロ
メートルのルートであります。ギャザリングライ
ンは外徑十六インチ、二系統でございするが、ト

ランクラインは同じく十六インチ一系統であります。送油能力はギャザリングラインが一年間に七百二十万キロリットル、トランクラインは同じく年間約七百二十万キロリットル。着工は四十七年度にできるだけ早い時期に着工いたしました。完成は四十八年度四月を予定いたしました。

○中尾辰義君 ルートの説明もすけれども、その線路沿いにいくわけでしょう。地下何メートルくらいのところに、軌道からどのくらい離れたところにどういふふうにして埋設をしていくか、そこが聞きたかったのです。民間のほうは道路沿いのどういふようなところをどのくらいの深さでどうやっていくのか、そういうところをひとつ説明してください。

○説明員(内田隆滋君) 国鉄のバイブラインにつきましては、基準といったしましては大体線路のセンターから四メートル離れ、そうしてグラウンドレベルから一メートル二十以下にいくということ最低基準にしております。それで、大体線路に沿ってまいります。線路敷が、大体検討いたしますと、ほとんどの余裕がございますが、一部においては、民家からの離れが足りないところがございます。そういうようなところでは線路下にバイブを埋めます。この場合には、十分なスチールパイプのケーシング、あるいはコンクリートのいわゆるボックスの中に入れるということになります。それから道路並びに小河川は全部建設省をはじめ河川管理者、道路管理者と相談いたしまして、規定の基準で埋設をいたします。それから大河川につきましては、大体いわゆる地上の橋梁に懸架するというものでまいりたいと思っております。

○政府委員(莊清君) 関東バイブライン会社の場合には、千葉の海岸道路から花見川の堤防を経由して国道十六号線に入りまして、それから東北縦貫道に入るわけでございますが、道路はすべて側線に入るわけでございます。道路の横に側線というのがございます。その下に埋めることに相なります。深さはこれは建設省のほうで検討をされておるわけでございますが、一メートル五十以上の深さに現在の段階で埋めさせるべきだということに相なっております。花見川では堤防の下部に空地がありまして、そこに埋めるという案でございます。

○中尾辰義君 そうしますと、関東バイブラインの場合は道路に入れる。場合によっては人家の軒下を通る、そういうようなこともあり得るわけですか。

○政府委員(莊清君) この海岸道路の場合には、軒下というのではないかと存じます。それから花見川の堤防の場合も同様でございますが、それから以北、十六号線、それから東北縦貫道という場合には、今後の地域開発の問題もございするが、当然に住宅地その他の施設が道路に近いところにできてくるということもございしますので、仰せのとおりバイブラインと住宅の近接ということが生じてくるわけでございます。

○中尾辰義君 これは、外国の場合は相当土地も広い関係もありましようけれども、スイスのバイブライン規制法ですか、平家建築物から二十メートル、それから数階建のビル、学校、人が集まる施設から百メートル以上離して埋設をしなければならぬと、こういうふうになっておるように出ておりますけれども、実際スイスの場合どうなっているのか。その後また改正があったのか、それが一つ。

それから国鉄の場合、これは電車が通るわけですから、それに対するところの列車の振動による影響だとか、あるいはこれは幾らか専門的になりますけれども、迷走電流で腐食をするということも資料に出ておるのですが、この辺も少し詳しく説明してください。

○政府委員(莊清君) スイスの保安距離の問題でございますが、若干の例を申し上げますと、一九六六年七月の規則、これは政令でございますが、政令の第十条というものは、人間の居住する建物というので二十メートルであったものが、一九七〇年八月の政令改正で十メートル。それから

ら集会のための屋外広場、運動場等でございますが、六六年では五〇メートルであったのが十メートル。それから避難の容易でない多数の人が入る建物、たとえば学校、病院等でございますが、百メートルであったものが二十メートル。それから幹線道路や鉄道からは、この点は二十メートルというところで変更がないようでございます。距離は、理由はよくわかりませんが、若干短くなっております。同時に補強パイプとか保護のためのさや管、漏洩に対する検知及び漏洩保護の装置等を特別に講じた場合には、この距離についてまた別途の措置をとることができるという定めが政令の中に別途ございまして、補強パイプとはどういふものであるとか、さや管とか検知装置、そういうものについて、それぞれ条項を設けて規定がなされております。したがって、一定の保安基準というものは、わが国ではなかなか十メートル、二十メートルをとりづらいわけでございますが、そういうものがあり、それ以内でするときにはそれにふさわしい別途の防護措置を講ずることを義務づけておる、これがスイスの基本的な考え方であるということが申せると存じます。

○中尾辰義君 それじゃわが国の場合は、そういう規制の措置はどういふふうになりますか。

○政府委員(莊清君) わが国の場合にはやはり欧米よりも過密でございますし、都市計画その他も立ちおくれしておる面もございしますので、条件としては恵まれておらないというふうに考えております。したがって、保安距離が十分とれない場合にはそれとの関連において保安確保のためにパイプの構造なりを、あるいは事故が発生した場合にそれを最小限度で押えて防護する措置なりというものが、スイスの場合でも要求されておるわけでございますが、わが国の場合には、特にこの点について万全の措置を配慮するということで、特殊事情からいって強く要求されるところでございます。したがってバイブの材質、パイプの強度等についても欧米の水準以上のものをやはり保

安基準として要求するというところでなければなりませんし、それから、欧米では必ずしも義務づけがなされてない国があるようでございますが、緊急遮断弁であるとか、あるいは地震に備えてオートメーションである限度以上の振動の場合にはポンプ等をストップさせる装置等、こういう安全関係の設備等というものを法律上必須条件としてすべてに義務づけを行なう、そういうものの規格なり何なりについても考え方として世界の最もすぐれた最高水準のものをやっていくということが、バイブライン事業に対する保安についての基本姿勢で当然なければならないと、かように考えておる次第でございます。

○説明員(原田昇左右君) 国鉄の電食対策と列車転覆時の処置でございますが、まず電食対策につきましては、国鉄では直流電化鉄道敷に数多くのケーブルを敷設しているわけでございます。これにつきまして四十年前から選択排流器により電食防止を実施して効果をあげておりました。また昭和二十四年以降通産省、運輸省、国鉄をはじめとします電鉄事業者並びに水道、ガス、電力及び電気通信事業者から構成されます電食防止対策委員会が設置されておまして、多数の実例について電食防止対策を十分検討し合っております。このような電食防止対策委員会の実例によりまして、適切な塗覆装と電気防食装置の設置をいたしますれば、バイブラインの電食は十分防止できることが証明されておるわけでございます。今回敷設を計画しております沿線では土壌抵抗、腐食性レベル電位及び対地電位勾配というものを測定いたしまして、それぞれの実態に即した具体的な防食設計を行なっているわけでございます。

防食設計のたとえば装置の一例を申し上げますと、流電陽極を標準として二百メートル間隔に置くと、あるいは排流器を変電所付近等に十九カ所くらい設けるとか、こういったような防食設計をいま行なっています。それから導管の敷設でございますが、五百メートル間隔に設けました電位

測定端子によりまして、導管電位を監視すること
にいたしております。導管電位の設定値はマイナ
ス〇・八五ボルトからマイナス二ボルトにいたし
ております。これを監視してこの間におさまるよ
うにいたします。また排流器及び外部電源装置に
つきましては機器監視を行なうというやり方を
やっております。これによって、これによって私ど
もは完全に電食は防止できるものと確信をしてお
る次第でございます。

それから次に、転覆の場合でございますが、地
表面から一・二メートルの深さに埋設することに
いたしておりますので、この深さをとっておきま
すれば、かりに列車の転覆のような事態が生じま
しても、導管が列車より直接傷つけられるおそれ
はなくて、ショックも導管の上部の土によりやわ
らげられますので導管が破損するようなことは一
般的にない、かように考えておる次第でござい
ます。

○中尾辰義君 それでは、線路沿いを敷設用地と
していくことは、これは買収しないで済みますし、
一番安上がりで済むわけですが、外国の場合でも
そういった線路沿いでパイプラインを敷設したと
ころがあるのか。また、そういう場合の事故例は
なかったのか。あれば、その模様につきまして御
説明していただきたいと思ひます。

○説明員(原田昇左右君) 外国で鉄道用地を利用
した例でございますが、手元でございます資料が
必ずしも十分でございせんので、これで十分か
どうかわかりませんが、手元にある資料から申し
上げますと、米国では、たとえば、サザンパン
フィックパイプラインが全長三千九百キロのうち
六〇％は鉄道用地に敷設されておるわけでござい
ます。それからバックアイロングアイランドパイ
プラインというのが米国にございまして、これは
全長五十四キロのうち二十四キロがロングアイラ
ンド鉄道用地に敷設されております。これは線路
中央から三ないし六メートル、深さ〇・九メー
トル以上に埋設されております。それから公共サ
ービス電気ガス会社ラインというのが米国にござ

ますが、これは延長約百キロの半分以上が、ニュー
ヨーク、サスケハナ・アンド・ウェスタン鉄道
という鉄道会社がございまして、その会社の用地
を使用しております。それからヨーロッパの例で
ございまして、トラビルパイプラインというフラ
ンスのパイプラインがございまして、これは五キ
ロメートルにわたり鉄道用地に敷設されておるわ
けでございまして。

以上、私どもの手元でとりあえずわかります例
でございます。

それから、事故例は聞いておりません。
○中尾辰義君 それでは線路沿いに敷設された場
合は一つも事故はなかったと、いままでの事例に
より見ると、そういうことですね。

○説明員(原田昇左右君) 外国の場合、正確なそ
れぞれの事故例について全部調べたわけではござ
いせんので、完全に事故例がなかったかどうかと
いうことははっきりわからないのでございまして
が、一応私どもの現在の知り得る範囲においては、
これについての事故例は報告されておられません。

○中尾辰義君 それでは、法案につきまして少しお
伺いしますが、まず最初、第二章の「基本計画」、
これは「主務大臣は、石油パイプラインの適正か
つ計画的な設置に關し、石油パイプライン基本計
画を定めなければならない」、こうなっております
が、これは事業会社ごとにやるのか、全国一律
に計画を定めるのか、その点が一つ。

それから二項の四に、「その他必要な事項」と出
ております。「基本計画においては、次の各号に掲
げる事項を定めるものとする。」と、第四の「その
他必要な事項にはどういふものがあるのか。」

それから基本計画に、最も重要な法案の原則及
び基準というものが全然示されておられない。法案
のほの字も、これは基本計画にはないわけですけ
れども、これは、保安基準というものは技術上の基
準ということに含まれるとも思われるわけですが
れども、まあこまかい基準は省令で定めるといた
しまして、この基本の計画に全然入ってないとい
うことはどういふことですか。むしろ入れる必

要がないのか、その点。

○政府委員(莊清君) まず基本計画は、関東地方
の先ほど申し上げました計画を中心に、まず、法
律施行後なるべくすみやかな時期に策定、公表す
るという方針でございまして。続きまして、計画の
固まりぐあい等にもよりまますが、逐次他の地域
に及ぼしていくということであつて、全体がそろ
うまで待つという方針ではございません。地域ご
とに逐次決めていくという方針でございまして。

○中尾辰義君 私が聞いてゐるのは、全国一本な
のか、それとも地域計画ごとにまた違ふのか、こ
ういふ意味です。

○政府委員(莊清君) 地域ごとに当然異なること
に相なるわけでございまして。

それから、法律の第三条第二項の四の「その他
必要な事項」の内容でございまして、これは法
律の一つの例文かとも存じます。必ずこういうふ
うにいたしまして、必要な事項がその地域ごとに
ある場合、その余地があるようにしておるといふ
立法上の当然の配慮がございまして、必要といふ
事項として想定いたしておりますのは、一つ
には、当該地域について保安上特に他地域と異
なつて特別の配慮を必要とするような場合には、
それに関する基本的な事項というものがござい
ますし、また、共通的な事項といたしましては、
大体当該事業に要するであろう資金の所要見込み
等、事業に關するきわめて基本的な事項というこ
とも入るわけでございまして。

それから保安基準に關して、法律の条文の上で
は何らの基準らしいものが示されておらないとい
う御指摘でございしますが、すべてこの第十五条
第三項第二号の主務省令ということ、各省の共
同省令の中で規制をいたしていくことに相なるわ
けでございまして、その点は他の立法例と同様の
形になつておるわけでございしますが、実質的な
内容につきましては、現在、各関係各省間でかな
り具体的な突っ込んだものについて検討を進めて
おる段階でございまして。したがひまして、基準に
ついて全く現在何ら具体的な中身について考え方

がないということではもちろんございせん。た
だ、法律の上ではパイプの肉厚をどうするかとい
うことはきめておらないわけでございます。ただ、
これに關しまして、先ほどスイスの規制法に關連
した御質問に對してお答えいたしました、衆議
院のほうでの法案に對する一部修正の御決定が
ございまして、その中で、政府提案の第七条の許可
基準のところではございまして、そこで「周辺の
建物との保安距離、保安深度その他の保安措置の
確保により災害の發生の防止が図られるもの」で
なくしては事業許可そのものを与えるべきではない
ということが、別途許可基準として入るようによ
うに御修正がなされておられて、基準そのものは十
五の省令に譲られるわけでございしますが、その
考え方として保安距離も考え、保安距離が十
分でない場合には保安深度なりその他の保安の補
足的な手段というものを総合的に講じて、全体の
保安を最大限確保するということに相なつておる
わけでございまして。

○中尾辰義君 それから第三十八條に「基本計画
に關する事項については、通商産業大臣、運輸大
臣及び建設大臣」と、この法律の主務大臣が書い
てあるわけですが、これは自治大臣は消防庁を所
管しているわけですから、この基本計画からは
はずされておるのは、これはどういふわけですか。

○政府委員(莊清君) 基本計画は、現在では第三
條にございまして、基本方針、完成の目標
年度、それから石油の種類及び輸送数量、その他
必要な事項ということとございまして、いわば地
域ごとに定める将来の石油のパイプライン網整備
に關する一つの誘導目標でございまして。これに適
合した計画というものが、公共性のある重要な当
該地域の石油輸送の根幹をなすパイプラインであ
るといふことで、保安監督は、事業許可の段階以
降個々の事業について万全の措置を講ずることに
別途いたしておるわけでございまして、基本計画
というものは、ただいま申し上げておる通りに、
当該地方の一つのマスタープランであり、誘導目
標でございまして、自治大臣に關係行政機関

の長ということ、通産大臣、運輸大臣及び建設大臣のほうから策定にあたってあらかじめ意見を聞く、都道府県知事についても同様意見を聞く、こういうふうな第三条において規定をいたしておるわけでございます。

○中尾辰義君 それから二十条の輸送規程、さらに工事の計画、認可、完成検査に関する技術上の基準、これは十五条、十六条。さらに、事業者の自主保安基準として保安規程、二十五条。これは、この三つがあるわけですが、これは相互関連性はどういうことになるわけですか。

○政府委員(莊清君) 技術上の基準は、関係省の主務共同省令で定めるものでございまして、保安に關する規程の具体的な内容を明確に定めることにしております。この基準に適合いたしておりません場合には、パイプラインの設置工事をさせないということに法律上相なっておりますし、

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

工事が終わったあとは、この基準に照らして完成検査を行ない、完成検査に合格しなければ移動を認めないということに法令上いたしておるわけでございます。さらに事業者に対しては、常時この技術基準を維持すべき義務を課しております。その違反がある場合には、主務大臣が必要な措置命令を発することができるようになっております。最大のも必要の場合には、事業許可の取り消しというところまで及ぶというふうなことで、この技術基準の拘束力というものを担保しておるわけでございます。

それで、保安規程でございしますが、本法の趣旨におきましては、パイプライン事業として一番大切なものは保安でございしますから、本法の趣旨におきましては、技術基準も、それから事業者が自主的に定めて認可を受けるべき保安規程というものの、保安を確保するためという点では全く同様でございしますが、保安規程のほうはあくまでも個々の事業者に自主保安規程としてきめさせているものでございます。ただし、これは認可制にかけておりますけれども、主務大臣からこの認可

可の変更命令その他改善を命ずる措置もできるよ

うにいたしております。

で、保安規程では何をきめさせるかということでございますが、法律に例示がございしますとおり、事業者の内部での保安に関する組織、教育その他主務省令で定める事項、これをきめます。

主務省令が何をきめる予定かと申しますと、組織、教育のことは当然でございしますが、企業のいわゆる自主保安に関する各種事項でございまして、例示いたしますと、監視、点検、パトロール等の方法、それから自衛消防組織の組織運営の問題、それから非常時に、事故時に対する緊急措置、これを企業自体何をするかというふうなことをきめるといふふうなことを省令できめております。それに基いて企業が内部の事項をきまして、認可を受けるというものでございしますから、保安確保という観点からは表現はいまいかもしませんが、共同省令であるところの技術基準、これをさらに各企業段階で補完させ、万全のものにするためのものである、こういうふうな申せるかと思ひます。そういう保安確保という意味で一体になつておるものでございまして、関連性が非常に

あるわけでございます。

輸送規程のほうは、これは保安とは直接関係ございしませんで、公益性の高い、非常に公益性の高いパイプライン事業でございしますから、事業も許可制にいたしておりますし、その運営そのものについても料金その他ございしますが、利用者の立場も考えまして、事業としての公益性の確保に欠けることのないように、公益性の確保に連なるような運営がなされるということ担保するため必要な規程をきめさせまして、それを認可にかけておるということでございます。料金でありますとか、利用の方法その他に関する事項がこれの内容に相なります。したがって、保安とは直接関係はございませんが、これもこの事業の性格から申しまして、ぜひとも国の監督のもとで適正に行なわせることが必要でございます。改善命令等のこれも認可制にかけておりますし、

措置が全部かかるようにいたしておるような次第でございします。

○中尾辰義君 それからいまの保安規程のところ、第二十五条のこの「保安に関する組織及び教育に関する事項」云々とありますけれども、保安に関する組織はどういうことになるのですか。一つの企業とか工場とか、そういうものじゃないに、今度パイプラインそのものが非常に長いものになるのですね。ですからこの場合の組織というものはどういふような組織になるのですか。それをひとつ……

○政府委員(莊清君) 省令で具体的には「組織及び教育に関する事項」、基準となるべき事項を定めることに相なるわけでございますが、現在私ども考えております案でございますが、申し上げますと、保安のその統括責任者というものを置かせる。それからその下に、御指摘のとおり地区別に非常に遠距離にわたるわけでございますから、地区別に保安管理の責任者というものをその下に定めなければならぬというふうなことをいいたしたいと考えております。

それから、そのもとでやはり油を輸送する、これはまあ営業に係した面でございますが、そういう管理部門の責任者、それから維持管理部門の責任者というものを置かせるということが必要であろうと思ひます。この保安技術者、それから法律上別に「保安技術者」という規定が二十六条にあるわけでございますが、この資格をまた法定することにしたしておるわけでございますが、その申し上げましたような組織の責任者としてこの保安技術者というものの配置をさせるといふ、一言で言いますればやはり内部組織の基準というものを二十五条の省令できめる方針でございます。

それからさらに、そういう責任者のもとで実際に保安に非常に関係の深い作業員というものが現場では当然必要に相なるわけでございます。そういう作業員の問題につきましても、同様同種類の作業員を置くが、そういう作業員に対し

ての必ずこれだけの教育はその作業の種類に應じましてすべきであるというふうな事項等も、この主務省令の重要な内容として今後検討をいたすことにいたしております。

○中尾辰義君 それから第二十条の「石油輸送規程の認可」、この項ですが、まあ通産省では石油輸送事業は公益事業と、こういうふうな考えでいらつしやるようでございます。そうしますと、電気事業、あるいはガス事業等においては供給規程というものがありますが、この法案の輸送規程というのはこの供給規程に相当するものと考えてよろしいのか、それが一つ。

それから第二項の五に「利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。」このところはわかつたようであらう。もう少し説明してください。

○政府委員(莊清君) 輸送規程のほうは、一言で申せば、お話ございましたように、電気ガスの供給規程というものと同様の性質のものでございします。

それから「利用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがない」ということでございしますが、一例を引きますと、石油パイプラインでは次々と一つのパイプラインで複数の利用者、つまり石油輸送をしようとする精製会社からの各種の石油製品というものを一つのパイプラインで逐次効率的にかつ安全におくる必要がございしますが、その場合にバッチといつておりますようでありますが、一つの油の一回分の輸送単位というものを当然にきめませんと、非常に少な過ぎるという場合には、また効率的な運営というものが技術的にも不可能に相なります。最低量というものを当然にきめなければならぬわけでございます。で、各国ともそうなつておるようでございしますが、まあ油の種類によりましてその量が、ある特定の事業者にとつてはパイプラインそのものが全く使えなくなるような、一部の人がしかうまく使えないような、そういうふうなことがあつてはならないというふうな趣旨でございまして、重要な公

共性の高い事業として運営を認める以上、その点については認可の際に十分に審査をする、もし不備があれば変更もさせると、こういう趣旨でございます。

○中尾辰義君　そうしますと、その輸送単位といいますが、輸送の最低量というのは、各油の種類がありますけれども、どの程度をお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(莊清君)　現在、想定されておりますのは、一つの油が三千キロリットルから約五千キロリットル程度のまとまった量ということが、効率的な輸送の上で必要量として要請される量でございます。

○中尾辰義君　それじゃ、次に、パイプラインの経済性について少しお伺いしたいと思います。

輸送方法、輸送手段には、タンカーとか、あるいはタンクローリー、パイプラインといろいろありますけれども、これは輸送距離、輸送規模、そういうもので多少異なるでしょうけれども、当然あなたのほうでは輸送費というものを数字的に、こういったような輸送手段ごとに、どれが一番経済的なのか割り出していらっしゃると思ひますが、何かそういう数字的なものがありましたら説明してください。

○政府委員(莊清君)　概算でございますが、申し上げます。

内航タンカーが輸送としては一番安うございます。ただ、タンカーでございますから、内陸輸送は不可能でございますが、内航タンカーを一つとした場合に、同じ距離でパイプラインがコストで約二倍、それからタンク車は内航タンカーの約四倍、つまり、パイプラインの二倍でございます。それからローリーは二十倍、したがって、パイプラインの約十倍というふうなことが、これは概算でございますが調査の結果出ております。もっとも、これは輸送距離によりまして異なるわけでございます。内航タンカーは五百キロメートルをこえるというふうなことになりますと、きわめて通減効果が大きく出るようになります。パイプ

ラインは長くなれば長いほど必ずしもコストが安いというわけではなくて、当然百キロとか、二百キロというふうな距離が最も経済メリットが発揮できる距離だということは、経験で言われております。

○中尾辰義君　国鉄の場合には、

○説明員(原田昇左右君)　国鉄のパイプラインの具体的な採算性の問題でございますが、一応の試算によりますと、鉄道のタンク車によります運賃の大体二、三割減程度の運賃を前提といたしまして、単年度黒字を六年目に計上する。累計黒字となるのは大体十二年くらい……。

○中尾辰義君　それを聞いてるんじゃないやなくて、輸送費の問題。輸送手段はいろいろありますけれども、それはパイプラインの約幾らにつくのか、それを聞いておるわけですか。

○説明員(原田昇左右君)　輸送費の問題につきましては、いまの国鉄の場合は、先ほど鉱山石炭局長が申し上げましたように、鉄道タンク車の単価で申しますと、先ほど申し上げたとおりでございます。

さらに、具体的にもう少し申し上げるとか何かいたしますれば、一応一つの試算をしまして、十六インチ管で、大体、年間七百万キロリットルの輸送量というものを想定しまして、鉄道の場合は四十一キロリットル積み三十五トン車で比較いたしてみますと、パイプラインは二百キロメートルで計算いたしまして、大体、約二円六十銭パー・キロリットル・キロメートルになります。鉄道タンク車の計算をいたしますと、四円パー・キロリットル・キロメートルになります。

○中尾辰義君　わかりました。

それでは、国鉄の場合と民間の場合、これから工事をして、資本を借金をして事業が始まるわけですが、その採算性はどうかっているかですね、その点ひとつ、国鉄の場合と一般のパイプラインの場合と御説明してください。

○政府委員(莊清君)　まず、関東パイプラインの

見通しを申し上げます。

建設費が三百三十四億といたしまして、輸送料金というのがキロリットル七百元という前提でございますが、税法上の償却期間十五年、これを見ますと、最初の約七年間でございまして、毎年、キロリットル七百元で営業いたしますと、毎年、赤字が出ざるを得ないわけでございます。で、累積赤字が七年間出て積るわけでございますが、七年を越しますと、償却負担が軽くなつてまいりますので、七年から十五年までの間には単年度は黒字に変わってくる。そうして累積赤字を消して、ちょうど十五年で累積赤字が消える。それ以降は同じ料金を維持すれば、赤字は完全に消えたあとで単年度黒字になる。こういう計算で、こういう形を想定いたしてまいりますと、キロリットル七百元程度の料金でやっていける、こういう一応の試算がございまして。

○説明員(原田昇左右君)　国鉄のパイプラインの試算でございますが、大体、単年度黒字を六年目に計上できる、累計黒字となりますのは十二年目という程度の計算になると思ひます。ただし、その場合の運賃単価は鉄道貨物車の場合の約二、三割減になります。

○中尾辰義君　それじゃね、その赤字の間がまあ六年ないし七年ということですが、公益性とということから、その間の利子補給ということもちらつと聞いたんですが、その点どうなつていますか。

○政府委員(莊清君)　関東パイプライン会社に対しての利子補給というのは四十七年度予算でもございませぬ。この所要資金三百億強につきましては、約二〇％は民間株主の出資金、それから三〇％を金利七・五％の開銀融資それから残り五〇％が市中銀行からの調達、借り入れという資金計画を前提にいたしております。利子補給につきましては四十七年度でも考えておりませんが、ただいま申しましたような資金計画で、先ほど申し上げましたような、大体十五年で事業としては完全に健全なベースに乗れるという一応の見通しを現在

持つておる次第でございます。

○中尾辰義君　それから、第二十条の料金のきめ方ですね。やはり「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものの範囲をこえないものであること」ときめておりますが、このところ説明してください、「適正な原価に適正な利潤」。

○政府委員(莊清君)　「適正」ということは自体は、こういう公共的な料金に關しての監督規定を設ける場合のこれはもう常に使われることであつて、不合理、不適正なものであつてはならないという当然の趣旨でございますが、能率的な経営のもとにおける適正な原価というものがあつまして、それに適正な利潤を上積みしたもの、これが最高限度である、その範囲内でなければ認可をしないという趣旨でございます。

この事業、非常に長期の先行投資を行ないましてやつていくことが、ぜひとも事業の性質上必要なる事業でございます。発電所を逐次ふやしていくというふうな意味での年々の投資ということが事業の性質上不可能でございます。当然、相当長期を見た先行投資になりますので、事業の性質上事業開始後当分の間赤字をしようというものは、これはやむを得ないことだらうと思ひます。最初から黒字にするというふうなことで考えていくということは、これまで、過大な輸送費というものを結局は消費者に当初から転嫁するということでございます。長期的な採算に立つて適正な料金というものを認めると、必ずしも初年度から全部を適正な利潤で全部カバーしなければ事業として不健全だというふうには、そう考えるのはかえつてこの事業に向かないのではないかとこのことでございます。当然、原価は償わなければ事業の継続が不可能でございますが、そういう趣旨でございます。同様の条項はたとえば航空運送事業にも法律上の例文があるようでございます。

○中尾辰義君　わかりました。それじゃまあ「適正な原価に適正な利潤を加えたものの範囲をこえないもの」、これはいまの公共料金みたいにこれで

当然また上がつていく可能性はあるわけですね。それは答弁要りません。

国鉄のほうにお伺いしますけれども、これは現在国鉄のタンク車で油を運んでいらつしやるわけですが、これは油の種類ごとにいま運賃が違つてゐると思つていますが、パイプラインで輸送した場合も違ふのか、その辺のところをひとつお願いいたします。

○説明員(斎藤隆雄君) ただいま先生お話のとおり、現在、国鉄の貨車運賃はガソリンとその他が料金に多少差がございますが、パイプラインにつきましても、これも今後の運輸省の御認可等の関係もございしますが、現在のところ、そのシステム上からもガソリン、灯油、軽油の運賃の差はつかない方向で考へております。ガソリン、灯油、軽油いずれも同じ距離であれば同じ料金で運ぶというところで計画を検討しております。

○中尾辰義君 いまどのくらい違つておるのですか。

○説明員(斎藤隆雄君) いまは、ガソリンが一五%増しでございます、他の灯油、軽油の。

○中尾辰義君 それでは、同じく二十条の二項の四に、「特定の利用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと」と、こういうように出ておりますけれども、そこでお聞きしたいのは、国鉄の場合ですね、そのルートが新港から八王子を経て南埼玉に至つておる。それで、米軍の横田基地の近くを通るわけですが、これはどうですか。米軍からこういうような油があるいはジェット燃料等の輸送をやつてくれと、こういう申し入れがあつた場合はどういふふうに処置されるのかですね、その辺をお伺いします。

○説明員(斎藤隆雄君) 私どものパイプライン計画は、今後年々需要の着実な増加が見込まれておりますので、一般民需用の石油の輸送を目的としてきております。米軍のジェット燃料につきましても、まず将来の需要の見通しも明確でないといふことと、これをパイプラインに転嫁するためにはその経済性やいろいろ発着の関係も、パイプを

つなぐ問題も出てくるでございましょうし、あるいは技術上の検討も今後十分行なう必要がありまゝすが、いまのところ見通しとしては、米軍のジェット燃料をこのパイプラインで送ることは困難と考へております。

○中尾辰義君 これはどうですか、大臣。地位協定によつていまでも国鉄でいろいろ米軍のものを運んでおるのですが、このパイプラインでジェット燃料の輸送なんか申し入れた場合、協定上どうなりますか、この辺。

○国務大臣(田中角榮君) 基地に対する燃料を送るといふことは、現在も送つておるわけでございますから、これはパイプラインによらなくてもいいわけでございます。パイプラインによるかよらないかといふことは、これはそのパイプライン敷設によつて基地へ送ることが有利であるかどうかという問題もありますし、また、そういう燃料を送るような余裕があるかどうかというようなことも考へなければならぬ問題でありますから、それは特定して考へる問題ではないと思ひます。もつと明確な御質問をしていただければ……。

〔理事川上為治君退席、委員長着席〕

○中尾辰義君 第二十條第二項の第四に、「特定の利用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと」と、こう明記してあるのですよ。そうするといふと、まあ米軍の場合もこれは特定の利用者になるわけでしょう。ですから、輸送を依頼された場合にこれはどうなるのですか。「差別的取扱をするものでない」といふことですから、こういうジェット燃料なんかも、これは断わるべきであるのか、輸送もやれないのか、その辺のところを聞かしてください。

○政府委員(莊清君) 大臣からお答えいただきます前に、法律的な施行関係があると思ひますので、ちよつと補足させていただきます。

この石油パイプライン事業、公共事業と申しておりますが、定義にもございしますように、第二条第三項でございしますが、このパイプラインはあくまで石油精製工場とか、あるいは石油の販売

業者というふうなものが、現在でもタンクローリーや国鉄を使いまして、大量の油を内地に実は輸送しておるわけでございますが、それと並行いたしまして、将来は極力パイプラインのほうにこれを移していくという必要がある。しかも、これを保安には注意しながらやうといふことが法律制定のまず政策的な観点から出てきた最初の考へ方でございます。単独の石油精製会社がコンビナートで隣りにあります火力発電所に重油をパイプラインで送つておる、こういう例はすでにたくさん全国でございします。これをわれわれはこの本法の対象に入れておりません。

「一般の需要に応じ」といふのは、あくまでも、最初に申し上げましたように、公共事業として行なう反面、道路の利用でございしますとか、土地使用でありますとか、そういう特権を付与しておるわけでございますから、これは北関東なら北関東の石油供給の相当の部分といふものを将来パイプラインに置きかえていくんだと、現在石油精製会社、販売業者が現に送つておりますが、それを置きかえていくといふことで、監督も厳重であるが、特権も与えていふという趣旨でございしますから、いま申し上げましたような、火力発電所に重油を送つておる一社対一社の関係のパイプラインは、現在でも道路を通るときには道路法でそれぞれ占用の許可をとつてやつておりますし、保安のほうは、これは圧力も非常に低いし、距離も非常に短いといふふうなことでございします。消防法の規制のもとで保安が行なわれている、こういう状態が一つございします。したがひまして、か

りにある製油所があつて、どこか米軍の基地にジェット燃料なりなんなりを一つ送るといふふうな事態が生じましても、そういうものは特にこの法律で想定しておりますような、特に公益性の高いパイプライン利用者といふふうにはまず考へることがないわけでございます。本法の外である、かように法律立てるときに、根本前提に置いておるといふことをちよつと申し上げておきたいと思ひます。

○中尾辰義君 それじゃ特定の利用者というのは、精製業者あるいは販売業者といふことですね。米軍のほうは当然これが当たらないと。しかし、地位協定の面から考へた場合はどうなりませうか。

○国務大臣(田中角榮君) これは法律上、米軍の施設に供給しないといふことにはなりません。ただ、する場合に、パイプラインから引き受けるところは支線を引き取り、いろんな施設を向こうはしなければならぬわけでございしますから、それも全部やりますと、こういうことになれば供給しないといふことにはなりません。しかし、それは輸送容量といふものもあるかどうかの問題もございしますし、そして現在のところは、これは米軍基地に供給するなんというのを予想してやつておりませんから、ですから、それは特定な扱いはしないこと、余つたらの話であつて、現在の状態では、基地に供給するものはこの法案に対しては除外しております。

○中尾辰義君 法案のことはわかつたが私が申し上げたでしよう。地位協定上どうなるかといふことを聞いているのですよ。そうすると、やっぱりこれは地位協定の面からいへば断わるわけにいかない、その点です。

○国務大臣(田中角榮君) これは、設備をするから供給してくれと言へば、断わるわけにはまいりません。まいりませんが、現実的にはそういうものを予定してパイプラインの敷設を考へておるわけじゃありませんから、やはり民間優先といふことで、余裕もあるしといふことになれば別でございします。いま、年間輸送するものの量もちゃんと計画しておりますから、余裕もないといふことで、特別天引き、地位協定が優先をして、基地のほうから優先して油を送らなければならぬといふようなものではない、こう理解していただければ結構です。

○柴田利右衛門君 このパイプラインというのが石油類の輸送で最も合理的で経済的な方法だと、特に持続的な長距離輸送、こういうことについては非常に効果があるんだといふことは、世界でも広

く認められておるところであらうと私も理解をするわけですが、ソ連やアメリカを中心にしたヨーロッパ、こういうところではかなりの距離のラインがすでに存在をするということであり、それがだけに歴史も古いわけであり、わが国では、今日、石油の需要ということも急激に上昇をしつつある、こういう状況とも関連をしておると思いますけれども、新しく石油パイプライン事業法というものが現在国会に提案をされて審議をされておるわけであり、この理由もいろいろあるというふうに思いますが、今回こういう事業法案が提案をされたポイントといいますが、最も重要だと思われる点についてお伺いを申し上げます。

○国務大臣(田中角榮君) 去年で石油が二億二千万キロリットルも消費しておるわけでございまして、間々申し上げてありますように、五十年三億キロリットル、六十年には七億キロリットルというように大きくなることが予想されます。いま、六〇%以上海上輸送をしておるわけでございまして、三〇%近く、二九・何%だと思いますが、これは道路の上を走っております。鉄道で運んでおるものは六%か七%というところでございまして、もうこのような状態では海上がふくそうして事故が起こる寸前である。これは事故が起こったら東京湾や大阪湾はどうにもならないような状態になっております。それから、交通がふくそうしておるといことは、大型タンクローリーというものが動いておるといことで、災害の起こる危険性が非常に多いわけでございまして。そういう意味で、これからパイプラインによらなければならぬというところで、もう真に必要な感じが感ぜられております。もう一つは、輸送費が非常に安いということでございます。でありますから、大量輸送というものは、現状のままでパイプラインによらないとできなくなるといふこと。それからタンクローリーでもつてやると、災害が起これば——この災害防除という面から。それから第三は、経費が安い。この三つ、明確な理由があるわけでござい

して、時代の要請ということがこの法律提案のポイントである、こう御理解いただきたいと思

○柴田利右衛門君 三つの点が重要なポイントだと、こういうことでありますが、これから御質問申し上げる中には、すでにお二人の委員の方が御質問になっておられるわけであり、ほかの委員会との関係で席をはずしておったような場合もありますので、あるいは重複する面もあらうかと思いますが、ひとつ御了承をいただいて、質問を進めていきたいというふうに思います。

外国でのパイプラインの安全性の問題、特に初めてわが国ではやるだけに、この安全性の問題というのは非常に関心のあるところでありますが、こういう面について外国あたりで、写真なんか見ますと、砂漠の中で、これはもうむしろ埋設する

というよりも、むき出しで地上を走っているのですが、外国でもやはり都市の中を走っているようなラインもあるのじゃないかと思えます。そういうところに対する安全性といいますが、保安の維持対策、あるいはそういう事故も皆無ではないというふうに思いますが、事故もあつたと思いが、それらに対する対策等につきましては、これはまたもっと具体的に聞こうとは思いますが、こういう点についての概略的な、防護策が進んでいるのじゃないかというふうに思いますので、その点につきまして御説明を願いたいと思

○政府委員(飯塚史郎君) 外国におきまして、パイプラインが最も古くから運営されておりますのはアメリカでございますが、すでに百年を経過しております。したがって、アメリカにおきましては、安全対策がかなり進んでいるように伺っております。

アメリカの石油協会の基準が、APIと申しておりますけれども、この基準によりまして、おもな点を申し上げますと、埋設の深さは——大体まあ埋設が多いわけでございまして、埋設の深さは一般には〇・九メートル、これは人家密集地とか道路では一・二メートルの埋設を基準としてう

たっております。それからパイプの肉厚でございますが、これは計算上得られましたものの一・四倍の安全率をとれということをおいておるわけでございまして。それからパイプラインの腐食、特に電食の防止のためにパイプラインにビニール等の塗覆を施すことを基準にいたしております。そのほか、アメリカ側におきまして、事故の大多数が他工事による損傷でございまして、パイプラインを敷設した箇所が明確に他の工事者からわかるように、パイプラインを敷設した箇所には標識を設置するということをおうたっております。その他漏洩検査等の措置もあるようでございしますが、なお、イギリスにおきまして、このアメリカのAPIの基準とはほぼ同じようなものがつくられておるわけでござい

スイスにおきましては、先ほど鉱山石炭局長から御説明申し上げましたけれども、若干アメリカ、イギリスの場合と違ひまして、保安距離というもののについて、たとえば、人家密集地は十メートルないし二十メートルの距離を置けというふうなことをうたっております。ただし、その距離がとれない場合には、パイプに対する補強工作等を強化することによってその距離のとれない部分をカバーすることを義務づけておるようでござい

○柴田利右衛門君 いまの御説明で、アメリカあるいはイギリス等におけるパイプラインの安全性の確保の問題について、それぞれその条件に依りて補強工作もとられておるといふ御説明をいただいたわけでありますが、これは私が申し上げるまでもないことでありますが、わが国の場合は世界で有数の地震国だ、こういうふうにいわれております。関東大震災以降でも相当の大きな地震がありまして、そのつど人命を含めましていろいろ大きな被害も出ておるわけでありますが、さらにそれに人口過密という——まあこれは過密、過疎というふうないろいろな問題もありますけれども、先ほどからお話の出ていますパイプラインの計画をされております地域、特に関東地域というよ

うなことを考えてみますと、過密の問題は十分考えていかなければならぬというふうに思っています。それに地盤沈下というような問題も加わってまいりますと、砂漠や原野を走る、あるいは地震の懸念のない国でのパイプラインの埋設というようなことを考えあわせてみますと、やはりこの二つの要素だけでも日本の場合は、安全性については当然お考えになっておられると思っておりますけれども、全く別なものが、大きな要素が加わってくるのではないかとこのように思っております。そういうような面についてさらに、このパイプラインを計画をし、この法案を出されたということから見て、どのようにお考えになっておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(飯塚史郎君) 先生御指摘のように、わが国におきましては地震多発地帯であるということと、地盤沈下も起こりやすい地質状況にある。もう一つは、都市の過密化が外国に比べて特にはなほだしいというふうな事情もございまして、私どもはこの法律に基づきます技術基準をつくる場合に、この三点を最も十分に配慮して、技術基準をできる限り外国のそれに比ばして厳格なものにしていくべきであるというふうに考えておるわけでありまして、具体的に、たとえばパイプの肉厚でございますが、アメリカの場合には先ほど申し上げましたように、計算上得られました数値の一・四倍の安全率をとっておるわけでござい

に置いておくことを考えておりわけでございます。特に人家密集地帯をパイプが通る場合には、一キロメートルおきにブロックバルブを設置することが必要ではないかと考えております。

なお、地下に埋設する際の深さでございますが、アメリカにおきまして先ほどの原則〇・九、密集地帯は一・二というのに対して、わが国の場合には原則一・二、道路、密集地帯におきましては一・五メートル以下というふうに、深さにおいても外国よりもきびしくする必要があるのではないかと、いうふうに考えておるわけでありまして、

〇柴田利右衛門君 いまの三つの点は、それぞれに埋設する管の肉厚の問題とか、それらは当然諸外国の例、あるいは専門家の意見等も聴取されたと思ひます。まあ二・五倍にするとかいろいろな方法を考えられておるわけでありまして、何といつてもやっぱりそのパイプラインが通るその付近に住まなければならぬという人から見れば、この問題は非常に大きな問題だといふふうに考えます。

それで、先ほどからも言っておりますように、わが国の地震の被害といひますか、昔からまあ大きな地震にも見舞われておりますので、何とかこの地震の予知はできないだろうかというの、ある意味ではわれわれの大きな願いでもあるわけですが、なかなかこの地震の予知というのは、実際問題としては非常にむずかしいように思ひます。しかし一面、地震学者のほうでもかなりこういうことに對して研究されておるといふ向きもあるやうに聞いておりますので、この地震の予知について、そういう方面の研究等につきまして御承知の向きがあればひとつお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

〇国務大臣(田中角榮君) まあ地震の予知は、これはいま御指摘ございましたように非常にむずかしい問題でございますが、しかし、過去の地震によつて地震の経験がございますので、安全基準というのに対しては、相当高い基準率をとつておるわけでありまして、これは高層建築においてもそ

うでございます。超高層においてもそうでございますし、高圧ガスのタンク等においても各国より強いものをとつております。それからまた、ガスの埋設や水道その他の埋設機器に対しても高い数字をとつておるわけでございます。ですから、地震の予知は、地震の研究とくさんしてありますが、これ、なかなか予知をするといふことは研究段階でございます。これはきめ手のないことは御承知のとおりでございます。しかし、地震国であるといふことで、もうすべての技術基準には、過去の地震には十分耐え、またそれよりも大きな地震にも耐えられるようにといふことで倍率を大きくしているわけですね。一・四を二・七に、一・七を二・〇にといふふうに、みんな技術基準は全部強くしております。これは絶対的ではないわけでありまして、それよりも大きなものがくればといふこととありますが、そういう意味で地震の予知、これはまあ地震の専門家いるかと思ひますが、私以上のことではないと思ひます。あれば答弁をいたします。

〇説明員(原田昇左右君) 気象庁は運輸省の一部局でございますので、私から若干御答弁申し上げます。

気象庁におきまして明治十八年以降昨年まで八十六年間にわたります関東地方におきまして地震の記録を調べて分析したところの結果でございますが、今回のパイプラインの計画地域では、震度六、つまり、関東大震災よりやや大きい規模の地震でございます。一応そういう地震の起こる確率といふのは考えられるわけでございますが、それ以上大きいものはほとんどもう考慮する必要がないといふ程度の統計的なデータが判明いたしております。

そこで、このパイプラインは震度六程度を考慮すれば、大体もう問題ないんじゃないかといふことになるんでございますが、それよりさらに安全を見まして、その数倍程度のエネルギー、もちろん震度としてはその倍にはなりません。ですが、そういう地震も考慮した十分な強度を持ち、かつ

粘り強い鋼管を使用する。それから信頼の持てる継ぎ手を用いる。それから継ぎ手については慎重な検査を行なう。それから所要所に曲管を配置するといったことを講ずれば、地震対策としては、とりあえず強度の面についてはいいでしょうである。しかし、万が一そのパイプが破損に至る場合であつても、破損以前に、大体、もう少し低い震度の四から五くらいの地震が必ずあるわけでございますから、その際に感震器が働いて、ポンプをストップさせ、そして遮断弁をブロックバルブで閉じるといふ措置を講じて、大量の油の流出を避けるということをして、二重、三重にチェックいたしておるようなシステムを考えれば、一応地震対策として万全を期せられるのではないかと、いうふうなことを、基準を考えておる次第でございます。

〇柴田利右衛門君 いま運輸省の方に御説明いただいたんですけれども、現在、実際計画が着手されております。先ほど話のありました、京浜から八王子を通つて南埼玉へいくというの。それからもう一つございましたね、空港へいくのもあるといふことですが、その点について国鉄は何か土木学会ですか、それから空港のほうはまた別のところに、専門家の集団に委嘱をされて、いろいろそういう調査研究を、これはみずからの基準、設計その他の十分な裏づけにするためにおやりになつておるといふことであります。まあ、たまたまある学者が論文を書いておられて、その中でそれに触れておられるんですが、それらの研究の報告書等が出されて、地震なんかの場合十分に具体的にこうしなさいと、これは設計をするほうではありますので、ある意味では一般的な書き方にならうかと思ひますけれども、そういう研究調査報告といふものが実際の設計その他の上でどの程度の影響を与え、どういふ程度そういうところから摂取をして、実際の設計なり工事基準といひますか、基本的になるものはそういう研究が——またあとで御質問申し上げようと思ひますけれども、その基準の問題等と関連して、すでに

先行しておるとすれば、それらのものが、すでにその研究所の基本的になるものがもとになり、さらにその基本にのつとつて、研究調査に基づいて実際に設計がなされていくと。そういうことは地震なり——先日も参考人の方の御意見を聞いてみますとパイプの上に直接良質の砂がある高さ埋設することによつて非常に強度といひますか、そういうものが強くなるというふうな話も聞いたわけなんです。残念ながら技術的なことはこっちも詳しくわかりませんので、そういう点についての考え方について御説明をいただきたいと思ひます。

〇説明員(原田昇左右君) ただいま先生の御指摘のございましたように、空港公団の設計基準につきましては、高速道路調査会に研究を依頼いたしました。これは空港公団が主として道路敷を使うという観点から高速道路調査会にお願いいたしました。報告書を得まして、それに基づいてその設計基準を作成したわけでございます。さらにその場合、東京消防庁の石油類導管技術基準というものがございまして、これをやはりベースにその報告書の作成がなされておるわけでございます。

技術基準は一般的な表現にならざるを得ませんわけでございますが、具体的設計にあたりましては、そういう技術基準をベースに地域の条件、土質の条件、あるいはさらに材質、材料の条件、そういうものを詳細に調査し検討しまして、具体的な設計値を求めていくわけでございます。

そこで、国鉄の場合は、土木学会に委託したわけでございますが、これも土木学会としましては、この高速道路調査会の報告書の作成のメンバーに当たられた方々も含めまして、材料、溶接、土質、地震、電食、制御、それから消防など、パイプラインに關しますあらゆる分野の権威者並びに關係各省の關係者からなりますパイプライン委員会を設置してもらひまして、そこで慎重審議して報告書作成に當つておるわけでございます。また、国鉄のその基準作成にあたりまして、先は

ど申し上げました東京消防庁の石油類導管技術基準というものをベースにして、これを参考にいたしておられます、また公団の高速道路調査会の報告書等も十分参照にいたしておりますので、それらの間に十分技術的な関連性ができておるわけでございます。

○柴田利右工門君 これは新聞に出ておることな
んで、あるいはまだ私がこれから申し上げること
よりもさらに、いまおっしゃったような安全性の
面からいって十分な配慮がなされておるかと思
いますけれども、いまのような御説明を聞いて、こ
の京浜から南埼玉間のパイプラインで横浜市に説
明をされた中に、この集油ラインが——油を集め
るラインですね、船舶の航行が多い横浜航路と京
浜運河を横断をする。その場合に海底下二メート
ル程度の深さに埋めるという御説明だった
ということなんです。これは二メートルぐら
いだと、海底ですから非常に軟弱なものであらう
というふうに思います。そうなる航路ですから船
がいかりを入れるということも当然考えられるわ
けです。それからしゅんせつということもあると
思います。しゅんせつの場合よりいかりの場合、
アンカーを入れる場合でも、それはここに埋設し
てありますよという標識があれば避けられると思
うのですけれども、二メートルというのは何とし
てもこのままの形で埋めるということについて
は、やはり事故の面で多少配慮が欠けるのではな
いか。いまのような御説明を聞けば聞くほどこの
辺がどうか。いま冒頭にお断わりしましたように
新聞の記事ですから……。

○説明員(原田昇左右君) ただいま御指摘の横浜
港の入口の埋設深さ二メートルというお話でござ
います。これは何かの間違いではないかと思
います。私どもとしましては、まさに先生御指摘の
とおり、将来のますしゅんせつ計画というものを
考慮いたしまして、そのしゅんせつ面からさらに
アンカーリングのときの、投錨によってひっかけ
るといふようなおそれのないように十分な深さを
とるといふことによって、パイプラインの安全を

維持するという配慮をいたさなければならぬと考
えております。したがって、具体的にはその
ところの土質その他等との関係もありますし、将
来のしゅんせつ計画との関係もございまして、こ
れは運輸省、国鉄、さらに地元の港湾管理者あ
るいは港長、こういった関係者で十分協議いたし
て適切な深さを決定してまいりたいと考えており
ます。

○柴田利右工門君 そういうような場合は深さも
そうですが、やはり何か埋設したパイプを庇護す
るような方法が考えられるのですか。それとも、
深さということによってそういう安全なところに
埋めると、こういうようなことになるわけ
ですか。

○説明員(原田昇左右君) まずは深さが、投錨に
よってひっつかからないように十分な深さである
ということと第一義的に必要でございますが、さら
に安全をはかるために、その上にパイプをコンク
リートで被覆いたしまして埋設するということ
でございます。

○柴田利右工門君 先ほどからも出ておりました、
すでに計画をされております主として関東内
におけるパイプラインの計画についてルートの選
定、これは当然安全の面からいって、できるだけ
公衆が常時生活をするような場からは相当離すと
いうような配慮が原則的にはなされると思いま
すけれども、現実の面では必ずしもそうでもないよ
うに思うのですが、こういう点についての安全性。
これは先ほどからパイプの肉厚を厚くするとか、
そして深さの問題、地質の問題、いろいろ御研究
の上で安全性の確保のためにいろいろ意を用いて
おるのだと、こういう説明は聞きますけれども、
特にルートの選定によって人口過密なところを通
るというような場合についてのそういう安全性に
ついてお考えを、重ねてひとつお聞かせをいた
だきたいと思います。

○国務大臣(田中角榮君) 過密のところをなるべく
く通らないほうがよいということで、よくスイス
等の比較をされるわけでございますが、これは過

密のところを通らぬわけにまいらないところがあ
ります。これは迂回するといつても迂回するには
限界がございまして、迂回できないところもござ
いますから、まあスイスのように平面的に十メー
トル離れたほうがいいとか、二十メートル離れた
ほうがいいということがなかなかできないところ
がございまして。鉄道敷ですともう局限されたこ
ろを通るわけでございますから、これは材質、そ
れから深さ、深さは必ずしも深いということでは
ないわけでありまして。構造で最も効率的なものは
一メートル五十ないし二メートルといわれており
ますから、そういう意味で計算上立証できるよう
な深さが保持されるということ。もう一つ、いま
あなたが御指摘がありましたように直接本管に当
らないように被覆を行なうということがございま
す。被覆は二重にも三重にもできるわけございま
す、被覆材質で安全性を倍加させることも当然
できます。その上、第四は、バルブの問題、バル
ブでもって自動的の危険のときには警報装置が鳴
るとか、それから監視員制度ということで監視を常
時行なうとか、それから外傷が与えられないよう
に埋設箇所を明示するとかいうことが、いろいろ
なものが五重にも六重にも安全性というものは確
保できるわけでございます。ですからそういう意
味で、平面的な状態としては人家から何メート
ル離れるとか公共の、人がたくさん寄るような駅と
かそういうもの、広場からは平面距離からして何
メートル離れるというようなことはスイスやなん
かで考えられておりましたし、日本でも平面的な
場合にはそういう制限がございましたが、だんだ
んと過密の中を通るといふことになるが、そうい
う平面的な水平距離では調整できないようになって
おりますから、だから、そうかといつてこれは
どこを通過してもいいのだ、何でもいいたとい
うことではありませんが、基本的には安全性が確保
されるような位置を選ぶべきでございます。

しかし、これが将来のことを申し上げますと、
これは地下共同溝という一つの中にすべてを入れ
るといふことで、高圧電線さえ通そうという世の

中でございまして、隣には高圧ガスパイプがあり、
高圧電線が通り、こういうような状態、それは技
術が解決しなければならぬというような時代が
きておることはもう御承知のとおりです。これは
バリの下水道の中は地下道としてすべてのものが
通っており、いま高圧電線を通そうとしておるこ
とも御承知のとおりでございます。そういう意味
で、技術的には十分可能で安全率を十分とれる、
しかし設計書とおり、仕様書とおり仕事をしな
かったらこれは問題がございまして。これは設計書
どおり、基準どおり、仕様書どおりに仕事が行な
われる、そして安全確保のための管理が持続して
行なわれる、こういうことで危険度に対しては万
全の対策を期せまう、こういうことでございます。

○柴田利右工門君 このルートの問題は、私が申
し上げるまでもなくすでにそういうようなお考え
もあり、これはだれが考えてもパイプを通す場合
に人家から離れたところに通してもらえば一番い
いわけでありまして、それでいろいろ住民として
新しくとにかく石油パイプラインというのを通す
わけですから、アメリカあたりでは百年の歴史が
あるとはいひながら日本では初めてだ、こうなり
ますと、やはりこれを通す場合の住民の方々のい
ろいろな話し合いというものでできるとと思いま
す。条文の中ではたしか、許可をする場合には
自治大臣の意見を聞くとか、自治大臣は都道府県知
事の意見を聞かなければならぬというようなこと
になっておったように記憶いたしておりますが、
やはり実際問題としては、このパイプラインが設
置、埋設をされるであろうところの付近に住む住
民の方々から見れば、安全度ということに対して
は、非常に大きな関心事だといふふうに思いま
したがつて、それらの人々との話し合い、そし
て円満に解決をするための方途につきまして、法
文では先ほど言いましたようにうたててあります
けれども、何か特別に、新しい問題だけにやっば
りくふうが要るんじゃないか。ただ、納得させる
ための技術と、こういう意味でなくて、やはり新
しい事業に手をつけるだけに、そういうくふうと

いうのは、特に住民の市民活動が非常に盛んなどきだけに、そういう面については、ただ盛んだからそれを納得させるとか、埋設するために、事業を計画するためにその場限りの話し合いというふうなことでは毛頭ありませんけれども、おそらく事業をやられる方が話し合いをされる場合でも、そういうことでなくて十分に安全性を立証をしながらお話し合いをされると思いますけれども、これはまだかなり技術的な、ある意味では管を地中に通して油を流すんだという非常に単純なことではありますけれども、それだけになかなかやっぱりそういう面の立証というのは、非常に理解しにくい面もあるかと思ひます。そういう点について何かくふうがあればひとつお聞かせをいたしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 御指摘のとおり、石油パイプラインは石油という可燃性物質を送るわけでございますから、危険がないということはないわけでありまして。まあそういう意味で、いままでは地元の地主の承諾さえ得れば土地を買ひ、土地を使用し、パイプラインを敷設ができたわけでございますが、やはりこれだけ大量のものを全国的の制度に切りかえざるを得ないということになれば法律が必要である。法律では明らかに基準を明示する必要があります、こういうことで法律を御審議いただいておりますわけでありまして。だから、地元の協力なくしてやれるわけではありませんが、しかも、あとから安全の確保ということで特種的な安全確保が起るわけでありまして、地元の協力、理解ということが前提であるということは当然でございます。

しかし、地元の理解ということとは、これは法制上なかなかむずかしい問題でございます。これは事業者に対して主務大臣から地元の理解を得るように、少なくとも、石油の導管を入れるのに水道管だと言つてごまかして買つたというふうな話がありますけれども、そんなでは通るわけはございません。これはそういう意味で地元の理解を十分得るようという強い指示を許可の場合に行

なう。いままでは地主さえ土地を売るか土地の使用権を認めるかすればよかったわけでございます。いまの地下鉄でも何でも、ビルの下でも何でも通つておるわけですが、それは当該地主が承諾をすればいいということであつても、これはそうじゃないと思ひます。やはり事故というものよりも、まあ可燃性物質を大量に常時輸送する、しかも、恒常的に行なうという事業でありますから、これはやはり高圧線を引くときに、高圧線の下は一定距離全部補償します、補償するだけではなく買ひます、買ひますし、適法な、地面から何メートルびしと離れておりますと、地上から何メートルという制限を守つておりますが、しかし、高圧線が通るルートの住民というものの承諾を得ております。理解を得ておる。やっぱり同じ態度でなければならぬ。法律的に規定することはなかなかむずかしいわけでございますが、当然、地元の理解を得るといふことは主務大臣から事業者に強く指示をするということでございます。

○柴田利右衛門君 この地元の承諾を得るといふことも、もちろんその前提になるのは、できるだけそういうところは離して埋設するということが大前提になるわけでありまして、そういう話し合いをする場合に、近い時点でそういう大きな災害があつたときに一体どういふ事象が起きたであろうかということが、パイプの肉厚の数字だとか、埋設の深さだとか、そういうことの説明とあわせて理解を得る方法ではないか。

同時に、この法案自身の問題と関連して私も聞きをしたんですが、新潟地震の場合に、新潟—東京間の天然ガスのパイプライン、これが被害を受けたなかつたということが言われておるわけなんです。しかし、一方新潟地震のときに、この法案と関連をして、事故の例がなかつたかといふと必ずしもそうでないように承知をいたしております。この事例はあまり紹介されてないように思ひますけれども、消防庁の調査報告だとか、新聞、雑誌の記事等には断片的に出ておるように思ひます。それから先ほど御説明のありましたように、

非常に歴史の古い——アメリカにおけるロスアンゼルスの大地震のとき、あれはたしか政府のほうも調査団をお出しになったんですが、聞くところによると、調査項目も多くて、予算の関係等もありまして、必ずしも石油パイプラインというものに対する十分な調査はできていないというふうなことも聞いておりますけれども、しかし、それに私がそう聞いておるだけであつて、十分な調査もできておるのではないかというふうに思ひますので、この二点についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 新潟の事故でございますけれども、これは天然ガスのパイプラインは全然事故がなかつたわけでございますが、新潟市内でのパイプライン、これは御指摘ございましたように事故を起こしております。

一つは、埠頭から石油精製工場のタンクヤードに、約二キロメートル、市道の下を通つて十、六インチの原油パイプラインがございまして、その溶接部が、一カ所亀裂をしたということで原油が漏洩したようでございます。これは非常に古いパイプラインで、実は会社のほうでもこの当時の調査で非常に古いものであつて、正確な設置年月は必ずしも明確でないというぐらゐ古いものであつて、溶接はアーク溶接じゃございまして、当時のガス溶接というものが切れたということがはつきりしてございます。

それから、それでは新しいものは完全に全部無事であつたかといふと、遺憾でございますけれども、六インチと申しますから非常に小さいわけでございますが、そのパイプラインが橋を渡つておる。その橋が流れたためにパイプがたれ下がるということによる事故、それから橋げたのところにだと思ひますが、固定をしてしようといふためにパイプがひび割れたというふうなことで、現在ではそういう橋を渡すときなどは、橋そのものを、橋げたそのものがしっかりしているのと折れることは当然でございますので、固定せずには柔構造と申しますか、そういう配慮がぜひ必要

であるということをお学者の先生方、全部御指摘がございまして、こういう固定したというふうなことになる事故がないようにしなければならぬ教訓として、非常に貴重な実例であると思ひます。

ロスアンゼルス事故につきましては、いま先生もお話ございましたように、あの地帯では、関東大震災級の地震だつたそうでございますが、ガス管とか水道管、合わせて二、三カ所ぐらい亀裂を生じたという中で、二本古い石油パイプラインも確かに事故を起こしております。東京都の調査団が行きましたときには、その二本については通産省の調査団と同様のことになっておりますが、それ以外に軽微なやつが数件あつたというふうなことを、これは別のときに行かれました別の人に会つて聞いておるんじゃないかと思ひますが、そういうことを東京都のほうではキャッチしてお歸りになつたということも私も聞いております。

したが、全体としては数件あつたと、しかし、特に大きかつたのは二件であつて、それも振動がひどくなつてきた場合に、それを測定しましてポンプがとまるような装置があつたようでございます。送油をとめておつた、圧力も下げたおつたということで、大きくこわれた二本も油の量としては、十五キロリットルと申しますからタンクローリーで二台か三台という程度のもので幸いと申した、こういうことが報ぜられております。

したが、いま、やはり今後は、ロスアンゼルスで切れたようなものとは材質も違ひますし、溶接も違ひ、もっと進んだものを当然日本では取り入れるわけでございますけれども、いかにそつちのほうで配慮いたしましてもどんな地震がくるかわからないという意味で、それが打ち破られたときにどうするかといふことが最後のとりでとして非常に大事でございます。外国ではそこまでの義務づけは国によつて必ずしも行なつていない国が多いようでございますけれども、振動なり何なりを自動的に測定して、オートメーションで運転そのものをとめる。圧力をかけるのをやめる。あるいはバルブを締める。それから、送電線が切れたら

どうなるかというようなこともございまいしょうから、そういう場合には非常電源でそういう装置が働くような――電気が切れたことによつて動き出す設備というのがあるそうでございますから、そういうものの義務づけをする。担保をすることがもう絶対不可決で、保安基準でもそれで一律に全部規制をするというふうにしたいと考えております。

○柴田利右工門君 わかりました。

先ほども、地震の場合に振動があれば自動的にとまるというような装置も考えなければいかぬのではないかと、そういうお話も承りましたが、ただこの場合に、技術基準の中にそういう点が十分に明確に挿入をされておれば問題はないと思ひますけれども、石油パイプラインの事業というのにはある意味では企業がやるわけですから、企業は別に意味で企業としての任務もありましようし、それに負わされた使命もあるわけですから、経済的な面からいへば、先ほど六、七年は赤字が続くだろうというふうなお話もありました。もちろん、こういう初めて手をつける仕事ですから、最初から赤字をと、というなことは考えてはならぬと思ひますけれども、そういう考え方からいくと、本来絶対的に安全ということが確保されてないだけに前向きに安全のほうをわれわれとしては求めるわけでありますけれども、企業はやはりそれと違つた面もあるわけでありますので、そういう面についてはぜひ先ほどお話のありましたような点を、技術基準なりその他にちゃんと明確にして義務づけるといふようなことと配慮されなければならぬというように思ひます。いまの御説明をそのように理解をしたいというように思ひます。

それからいま、新潟の地震によつて損傷を來たしたパイプが意外に古いパイプだったと、こういう御説明があったのですが、これは科学技術の革新というのとは非常に勢いで進んでおりますので、先日も参考人の御意見をお聞きしたときに御説明がありました。なるほどそうだと、いうように私も感じたのですが、そういう技術の革新を、安全と

いう面、さらには石油パイプラインの事業本来の任務に合致したそういう革新の面も含めまして、これを前向きな形で取り入れるような構想というのがなければいかぬではないかというように思ひます。どうしても企業で最初の基準に合えばそのままずつといく。特に新しいものが技術の開発でいろいろ出てきた。それをさらに導入するということになれば、それはそれでまた企業としての負担もかかるわけですから、どうしてもそれを逡巡をするような傾向になるのだからというように思ひますが、そのような点についてのお考えがあればお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 石油業界で現在、年間約三千億円程度の設備投資を年々行なつております。

これは今後は設備の増強等もございまして、タンクの増設等でもまだふえるわけでございましてけれども、関東パイプラインは大体石油企業の大どころがほとんど共同事業として行なうわけでございまして、二年間で約三百億というところでございまして、通産省としては、投資額が多過ぎるために十分な保安装置がでないというふうなことは、これは産業界にも絶対に言わせるべきではない、これは当然のことでございます。業界としてもこれは関東パイプライン会社の社長の出光計助氏が参考人として衆議院でもその点についてきわめて明快に、かりに採算上若干苦しい点が出て保安を絶対に優先させます、それから新しい技術はこれほどしどしど取り入れなければならぬと思つておるということとを述べておられます。これは企業がかってに取り入れるのではなくて、やはり共同省令でせよ技術基準、われわれとしては強化する上に企業が実態に即して強化すべきは強化するということとで申請を出してくることを当然期待しているわけでございまして。この保安基準というの最低のところを義務づけるわけでございまして、技術の進歩に應じて常に欧米の水準を上回る最もすぐれたものにするということが必要だと思ひます。今後とも関係省令でそういう姿勢で常時専門の学者の御意見も伺つて、とるべきものはど

んどんといつていきたいという姿勢で臨むことが基本であらうと思ひます。そういう方針で通産省もやる決意でございます。

それから政府としても、今後やはりまだ全国各地パイプラインをつくるわけでございまして、やはりパイプラインの保安問題などについて政府としても研究開発ということ、国の試験研究機関もございまして、そういうところでもやはり取り上げていくということもこれから必要であらうと思ひます。そういうものの研究を行なう民間に対する助成というふうなことも、これは今後の課題でございまして、やはり石油政策上の重要な事項、保安政策上も重要な事項、こういう姿勢でやはり前向きにぜひ考えたい、かように思つております。

○柴田利右工門君 わかりました。

次に、別な質問を行ないたいと思ひますが、法案の三十八条、主務大臣の項がございまして、これですれぞれの基本計画だとかあるいは事業の許可、そういうことについて、分かれてはおりますけれども、一応複数ないし三名の方になっておられるわけですが、こういう非常に危険なものを取り扱うのに、一省が、きまつたところが所管をしないというのとは何となく実態にそぐわないような気がいたします。

それで、そういうことと考えると、これも新聞記事でたいへん恐縮ですが、五月下旬でしたか、姫路市内の国道で水素ガスを積んだタンクローリーが追突をして爆発をした、こういう記事と関連をして、こういう車の許可について、車の上に乗せるタンクの所管は通産省だと、車自身は運輸省だと、こういうことで、タンクの許可がおりれば自動的に車の許可もおりる。一方、そういう業者の事業所の数等につきましても、必ずしも把握が十分でないというふうなことが出ておつたんですが、また一方では、これが輸送機関なのか、供給機関なのかというふうなことも論争になつて、国鉄を中心にした運輸省の考え方と通産省の考え方と火花を散らしていろいろやり合つ

たのが、こういう問題に取り組むことがおくれた原因だといふようなことも一方では出ておられて、そういうことも読むんですが、それらがいろいろ調査をされて今日に至つた、ある意味ではそういう経緯があるだけに、これらの問題をいろいろ複数の所管でやる場合に十分意を注いでやられるのだといふ考え方もありますけれども、しかし、国鉄がやるんならやってみよう、こつちは流す油は出さんのだといふことも言つたとか言わんとかといふようなことも出ておりました。何かそういう面では不安があるような気がいたします。ですが、こういう点については十分な対策というか、対処のしかたというのが考えられておると思ひますけれども、そういう点についてひとつお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) この法案がきまるまでの過程において、いろいろ御指摘を受けるようなことがあつたことは事実でございますが、それはそれとしてひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

パイプラインというものが一体輸送なのか供給なのか、これはもういつも申し上げておりますが、これは近代の形態からいいますと、輸送が石油事業なのかといふようなことを分けられる状態ではありません。これはもうパイプラインも何もかも全部含めて石油業といふことでございまして。そういうこととでいろいろ議論をしたときに、私は、いいかげんにやめなさいと、こつち言つたのですが、これは輸送の中にコイルを輸送することもあります。電線を輸送するわけですね。これは電電公社なのか、運輸省の所管なのかと、こつちいへば、もうそれは議論の余地のない議論でございまして、こんな議論で何年もやつておつたといふことはもうセクショナリズムと言わざるを得ないわけでございます。そういう問題がありましたけれども、そういう問題から卒業してこれだけの法案をお願いするわけでありまして、政府が一体となつて責任を果たすといふことになつておりますので、そういう前提でひとつ御理解を賜りたいと思ひ

ます。事業者や住民やいろんな方たちに迷惑をかけてはならない。四省共管ということはやむを得ずなつたわけでございます。

これはほんとは私が運輸大臣が何かなら、もつとはつきり言うのです。これは所管大臣は通産大臣である、そして鉄道敷を使うときは運輸大臣と協議をすべし、農地を使うときは農林大臣と協議をすべし、道路の下を使うときは建設大臣と協議をすべし、これはもう当然のことだと思ふのです。海の下を通るならこれは運輸大臣と協議をする、当然です。これは法律はみなそうなつて入居その他労働大臣と協議しなければならぬ、こういうことになつております。厚生住宅にしても、厚生大臣と協議をすべきである。住宅については火災予防の見地から消防庁長官に關係があるというので、公営住宅法の主管大臣に自治大臣は入らぬといふことになつて、これは各省大臣は全部共管にならなければならぬわけでございまして、そういう議論、私は、やはりこれは内閣が國務大臣の責任で閣議でさばくべきだったと思ひますが、いま考えてもしょうがありません。現実的には法律は四省共管、これは五省、六省だったのです。農地を通るから農林大臣も、こういうことで最後までめだつたのですが、それはとにかくおいてくれといふことで四省になつたわけでございまして、四省が、やはり四省になるがゆえに責任が果たせないといふことになり、困りますので、通産省では鉱山石炭局長、運輸省では官房長、それから国鉄關係は鉄道監督局長、成田公団關係は航空局長、建設省では道路局長、自治省では消防庁長官という人が代表になりまして、これは連絡會議をつくつて、もう十分共管の責任を果たせるようにしようといふことになつております。

なお、四省の地方の出入機関の間でも連携を保ちまして、四省が一体となつて行動ができますようにいたそうといふことでございまして、緊急の処置につきましては、もう単独の省でも処置ができるようにという了解を前提にいたしております。

ので、その限りにおいては、四省共管ということで国民に迷惑をかけないように万全の体制を講じてまいりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○柴田利右工門君 このことについては、衆議院のほうの附帯決議の中でも触れられておりますので、おそろかなりの人がお触れになつたと思ひますから、私、これでこのことは終わります。

パイプラインの現在の事業計画というものは、先ほども御説明を聞きまして、いま聞くと、どつか和歌山から大阪のほうといふような話を聞いたのですが、候補地としては五地域あるといふふうに聞いております。その五地域のそれぞれ範囲といふものについて、いまお考えがあるのかどうか。中京なら中京といふふうに言われておるのですけれども、それについて何か範囲がいまのところあるのか。そういうものがありましたら、ひとつお聞かせを願ひたい。

○政府委員(莊清君) 中京地区、それから九州、いづれもまだ通産省自身も調査検討を委員会にお願いもしてないといふ段階でございまして、大規模パイプラインの性格から申しまして、中部地区でございましてどうしても四日市に製油所がございまして、そこを起点としてこれを内陸のほうに輸送する、あるいは名古屋といふふところからどうしても起点になつて、それを内陸に輸送するといふことに当然相ならうかと思ひます。九州のほうにつきましては、これはまだ全くこれからの段階でございまして。

○柴田利右工門君 そうすると、いまのところは中京なら四日市を中心に名古屋だとかいって、その周辺は大体どのくらいだといふことは、別にこれからの計画によつてそういう点についてのチェックがされるということ、いまの時点でそこを中心にして何キロ範囲だとか何とかいうことではないわけですね。

○政府委員(莊清君) さうでございます。

○柴田利右工門君 それでは、あとは法案について御説明をお聞かせをいただきたいといふふう

思つておりますが、一つだけ地盤沈下の問題についてお伺いをしたいといふふうに思ひます。

これはいま公共用水のくみ上げの面等の点で、規制が一応ある地域にはあるだろうといふふうに思ひます。このパイプラインを敷設することによつて、自然の地盤沈下という言い方が適切かどうかわかりませんが、そういうものが大体学理的に計算ができるのださうでございますが、その地下水をくみ上げることによつて地盤沈下が起きて、それがやはり導管に影響を与えるといふことはしろうと考へにも考えられるし、そういうのが不規則に起こる、不当な沈下が行なわれるといふことになる、この間どなたか、もらい被害だといふような——私聞いておりました非常に適切な表現だと思つておりましたのですが、そういうようなことが考へられるのですが、こういうパイプラインを通すようなところについて、そういう沈下を防ぐといふような意味での地下水のくみ上げの規制とか何とかいふようなことについてのお考へをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) わが国の場合には欧米と違ひまして、どうしても今後とも大きな道路、あるいは国鉄の路線敷といふふうなところを主として使わざるを得ない状況にございまして。したがひまして、道路や鉄道というものは建設される際に、すでに長年の調査によりまして、地質というものが調べられて、軟弱地盤のところは極力避けるということが当然行なわれておるわけでございまして、普通の、ある意味では野原にすぎないところを新規に通すといふよりも、すでに道路なり国鉄を建設する段階での調査というものは一応あるといふことで、安定性があるように考へておりますが、別途、水のくみ上げによる地盤沈下という問題がなるほどございまして、これは天然ガスをとつても水と一緒に抜けるとか、そのほか農業関係、あるいは生活関係の水といふものによる地盤沈下も地域によつては、関東地方でも天然ガスよりもはるかにたくさん水を抜いておるといふふうなことも報ぜられておるわけでございまして。

したがひまして、やはり道路や国鉄そのものにもまでひび割れを生ずるとか、沈下させるといふふうな大規模な地盤沈下といふふうなことが起こるほどにまで地下水のくみ上げといふふうなことは、これはもうあらゆる意味におきましてなされはならないわけでございまして、現在でも工業用水等によつてそれを切りかえていくといふことが行なわれておりますので、あるいは千葉等では通産省の指導もございまして、県と一緒に、天然ガスなどは相当きびしい規制、あるいは天然ガスを採掘することそのものをやめてもらうといふふうなこともあるわけでございまして。やはり御指摘のように、道路や国鉄に支障を与え、ひいてはパイプラインにも悪影響を与える、そういうことは絶対にいふに、総合的な地下水くみ上げに対する前向きな施策——規制もするけれども、かわりの水が要りますから、これを手配する、こういうことが同時にやはりなければこれは困るのでありまして、一つの地域対策なり国土計画の問題だと思ひますが、同時にやはりなされなければならぬ。都道府県等と御相談しながらやっていくことも含めて、通産省としても十分そういう点も念頭に置いてやるという方針でございまして。

○柴田利右工門君 ぜひひとつ考へていただきたいと思ひます。パイプラインが地動と——地面が動くのと絶縁をされるような防護施設があれば、そういう心配もある程度薄らぐと思ひますけれども、なかなかそこまではいかないのじゃないかといふ気もしますので、そういう点については十分にひとつ御検討、実行に移されるような形をとつていただきたいといふふうに思ひます。

それから、これは大体事業の性格としては公益事業だといふふうな御説明が先ほどあつたように思ひますが、この法で、パイプラインの距離といふですが、ある意味では短さともお聞きしたいのですが、そういうものに対する長さですね、そういうものについての一応の考へ方というものはあるのですか。

○政府委員(莊清君) この法律で一応対象に考えておりますパイプラインは、長さ二、三十キロメートル以上のもの、これを法律でも、これは(定義)の第二条第二項の政令で定めていく場合、何キロメートル以上のもの、こういう取り扱いをいたす方針でございます。細目につきましては、まだ関係省間で詰めが残っておりますが、二、三十キロ程度以下のものははずす、こういうふうに考えております。

○柴田利右工門君 次に、第十五条の規定、第二条の定義との関係で、自家用のものはいわゆる許認可といえますか、工事の監督規制、そういうものを受けないわけなんです、これはまあ自家用のものがはたして転換をし、営業用のものになるかどうかという点は、正直言って私、詳細にわかりませんけれども、話としてはそういうものが工業用といえますか、営業用に転換をしたり、譲渡をしたりということがあり得るのじゃないかと思いますが、そういう場合にはどうするかというようなことは、どのような考え方に立っておられますか。

○政府委員(莊清君) 自家用のすでにできておるもの、これを多数の販売業者なり精製業者が使うというふうな形に変えてまいる場合でございますが、これはすでに工事が終わっておりますから、お話のございました第十五条の工事計画認可ということにはかかってまいりません。それは要らないということになります、第五条の事業許可、これは要る。それから第十八条、これが適用に相なります。技術基準の適用についてこれはチェックを受けることに相なります。

○柴田利右工門君 検査をね。

○政府委員(莊清君) なお自家用パイプラインであるけれども、それを多数の者の利用に供して大きなものにするというときには、プラスチックの工事がつけ加わるわけでございます。枝葉のパイプを出すとか、あるいはタンクをふやすとか、ポンプの能力を増強するとか、こういうことが必要になりますので、その際には、その部分について

てはすべてこの法律の適用は当然かかるという法の制、法律上のたてまえになっております。

○柴田利右工門君 次に二十条の「料金が能率的な経営」云々というのがあるのですが、これは先ほどの公益事業だということになりますと、電気、ガス等の条文と比較をいたしますと、電気、ガスの条文に「原価に適正な利潤を加えたものであること」ということでもう条文が終っていますね。これは「の範囲をこえないものであること」ということですけれども、この「範囲をこえないものであること」というのはちょっとわかりにくいのです。これ一体どういうことをいっておられるのですか。

○政府委員(莊清君) 電気事業、ガス事業の場合には御指摘のように「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」必ず原価プラス適正利潤であるそのものでなければならぬということが法律上うたわれております。本法のパイプラインにつきましても、この加えたものの未満という趣旨でございまして、原価は償わなくては行けないけれども、利潤については、ある期間というものは、金額ではなくて、その一部であっても、それが安定した事業として継続することに特に支障にならないと判断される場合にはむしろ下げていく、こういう考えでございします。

電気事業、ガス事業の場合には、逐次やはり末端の需用があつての発電施設であり、送電施設でございしますから、需用がないのに送電線をあらかじめ十年先の分をはかってやるとか、発電所をつくってやるということもないわけでございします。したがって、パイプラインは十数年先の状態で、昭和六十数年で一応の適正規模にするように先行投資をやるわけでございします。これはパイプをどんどんふやして掘り返すというふうなわけにはまいりません。したがって、電気事業並みでございしますと、当初のうちというものは著しく高いものとしてそれを全部消費者価格に転嫁しなればならぬ。あとになれば、またこれは償却が済めば極端に下げるということに相なります。こ

れを押し通すことが特に望ましいわけではなくて、むしろ長期的にバランスのとれた、将来は若干値下げていくことは当然でございますが、最初もある程度安い、将来はもっと安くする。全体として十分採算がとれ、しかも超過利潤がない、こういう形が最も適しておるということでやっています。航空運送事業でもいろいろ先行投資的なものがあるだろうと思いますが、同様の状況に実は相なっているわけでございします。

○柴田利右工門君 いま聞いておりますと、ふとこんなことを考えたんですが「範囲をこえないもの」というのは、上限が押えられておつて、その下だということなんですが、下だというふうなことで書くということは、もちろん長い目で見て、企業をいま始めたときに、先ほどもちょっと出ましたけれども、ある計画のもとにその投資分を償却していくような、そういう性急な形でなく、かなりロングランを見て、そして企業の安定という、成長のプログラムをつくってやっていくということですが、公益事業という中で、一体、電気ガスの関連でふと考えたのは「範囲をこえないものであること」という書き方をすると、これは、こういう書き方をすると、これは、先ほどいふことも裏にあるように思うんですが、先ほどの四十七年度にはそういう予算はありませんというところから関連をみると、先ほどいふんですか。私の聞き方が悪いのかも知れません。

○政府委員(莊清君) 関東パイプライン会社の例を引いて申し上げますと、主要な十四社で設備投資をする。年間三千億、やっておる業界で、二年間で三百億くらいやるわけです。いかに法案で十分をやっても、それによって株主である石油精製会社等にとりましては、これは電力会社の場合と違ひまして、一部の投資である。その事業が、かに数年間適正利潤を加えたもののびたりで収入がなくとも、これはやはり末端のガソリンとか灯油の価格にそのまま反映していくわけでございしますから、最初からパイプラインの経済メリットというものを消費者価格にも反映させるといふなるべ

く低い価格。十五年、十七年くらいで単年度黒字になって、法定償却十五年、実際には数十年持つわけですが、法定償却が終わったあたりでは、完全に累積赤字もたいていに消えて、単年度相当な黒字である、そのあたりから、料金が相当下げられるという見通しがあるわけでございします。そういう判断に立って処理をしてみたいと、かように考えておるわけでございします。

電力会社の場合には、それプロパー、電気料金一本でございしますから、その水準のあり方いかんによつて電力会社そのものが成り立つか成り立たないか、こういう状態に当然相なるわけでございします。当然に公益事業である以上過大な利潤はいけません、最初から、すべてコスト・プラス・利潤というものが、規模のいかんにかかわらず、常に保証されていなければならぬ、こういう要請があるんだろうと思います。その違いを政策的には腹の中に入れて、こういう立法をいたしておる、こういうことでございします。

○須藤五郎君 大臣にまずお尋ねするわけですが、石油パイプラインは周辺住民の安全にかかわるものでございしますから、その計画や工事にあたりまして、一定のルールが確立されなければならぬと思ひます。そのやり方は、住民の意見を十分に聞いて、住民の同意を得る、あくまでも民主的なものであること。これが一つの条件です。

二番目は、住民の生命、環境に対する安全性は絶対に保障されること。もし住民の生命や環境に対していささかでも危険を持つおそれのある場合には、パイプラインを通さないこと。最低限、この二つが私は原則として確立されなければならぬと思ひますが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほども申し上げましたように、住民の支持と理解ということを得るためには十分な努力をなすべきことはもちろんでございます。主務大臣は事業者に対してそのように強く指示をするつもりでございます。

安全性を確保しなければならぬ、これはもう

安全基準を明確にいたしまして、世界でたくさん
の例がございますが、しかし、それよりも日本が
地震国であるという特性を加味したより強固な安
全基準を実行することによって、安全率をもう一
〇〇％に近く高らしめてまいらなければならない
と、こう思います。

○須藤五郎君 大臣、絶対的な安全性というものは確保できるのでございましょうか。その安全性をどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

○国務大臣(田中角榮君) 絶対ということとは、これはなかなか絶対とは言えないんです。ただ、新しいものの、まあ多量であり、可燃性物質であり、爆発物であるというものに対しては、基準を非常に強くしなければならぬことは御承知のとおりでございす。いままでよりも超高層という建物を許可する限りにおいては、その安全度、強度計算というものは非常に強いわけにございすし、火災や避難に対する基準等も強いわけにございす。それから、高圧ガスの法律によりましては、タンクとかタンクローリーとか、いろいろな問題に対しては、高圧ガスに対しては材質の制限もございすし、強い安全基準にございす。

そういう意味で、この石油パイプラインというものは可燃性の物質を多量に送るわけにございすから、これはタンクローリーよりも、また船でもって運ぶよりもはるかに安全なんですというところで、こういう比較論だけではいかぬわけにございす。これはどんな場合であつても安全でございすと言ひ得るものでなければならぬし、また確保できるものでなければならぬ。だから、先ほどもそういう話にございすしたが、タンク車で鉄道によって運んでおるわけに、それよりも鉄道を走るパイプラインのほうがより安全でございす計算がびつちと出なければ、安全度を確保できないわけですから、そのような安全確保のために基準を強固にするほか、工事施工にあつては基準どおりに行なわれ、また管理等も十分行なわれるような体制をしきますと、こう申し上げる以外にないわけに。

○須藤五郎君 大臣の言うとおり、私は絶対安全ということ、一〇〇％安全ということとはなかなかあり得ないことでむづかしいことだと思ふんですが、相対的安全にとどまるということとは、すなわちパイプラインは事故が起こり得るということ、起こるといふことだと私は思ふんですね。そうでしょう。絶対安全だといふんでなくて、相対的安全といふことになるわけですから、事故が起こる。その事故の起こつた事実、先ほど同僚もいろいろあげましたが、たくさんあるわけに、昭和三十九年六月の新潟地震によって昭和石油パイプラインが損傷して火災が発生した。そのパイプは世界的水準といわれたものだといふことですね。絶対安全だといふその考えのもとにつくられたのがやはり新潟地震であつたことになっておる。昭和四十五年の四月の大阪の地下鉄工事の現場でガス爆発が起つた。あれもそういう例だと思ひますが、近くは今日の十一月、四谷新宿通りの地下二・五メートルの水道本管五百ミリですね、これが破裂した。原因は車の重さに耐え切れず破裂したと、こういうことになっておりますが、成田のパイプラインですね、今度はこれは市街地、深さが一・八メートルなんです。四谷よりもずっと浅いといふことがいえるわけに。はたしてそれで安全だといえるか。住民がそれで安心できる状態かといふことが私は問題になると思ふので、事故が起つた場合、住民の生命や環境に大きな被害が出る危険性がある以上、石油パイプラインはタンクローリーより安全とか、最高水準の技術でつくるなどと、相対的安全論で住民を切り捨てるとか、住民を度外視してやつていくといふことは、私はあつてはならないと思ふんですね。住民にとりましては事故が起らないこと、その安全の保障が大事だと思ふので、第一にパイプラインは市街地を通さないといふこと、これも私は一つの条件だと思ふのです。住民を安心させる、市街地を通さない。どうしても市街地を通さざるを得ない場合には住民の同意を得るといふこと、十分な保安距離をとるなどが私は必要

になつてくると思ふのです。
ところが、通産省は「石油パイプライン技術保安管理基準について」この基準をきめました。その中でこう述べておるのですね。「わが国が地震、地盤沈下、地くずれ等の多い自然条件と交通過密、過密市街地化等悪化する社会条件等苛酷な環境下にあるところから、特に保安上万全を期すべく過密地帯に布設する際等保安上特に考慮を必要とする場合には、欧米における適用状況より更に厳しい立場で基準を定める」と、こう通産省は述べておりますが、例をスイスの場合にとりますと、保安距離が法律で定められておると私は聞いておりますが、その点日本の法律はどうなつておるのか。日本の場合、スイスの場合より地震などのことを考えればさらにきびしく保安距離を定めることは当然であると思ふのですが、保安距離をどう定めていらっしゃるか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほども御答弁申し上げましたが、安全距離といふものは水平距離ではかる場合もございす。まあ昔は、みな水平距離で大体はかつておつたわけに。公衆が多数常時集まる公園、広場の類からは何メートル離さなければならぬとか、幼稚園からは何メートル離すとか。私はいつでも申し上げておるのですが、公害が出るようなものは何メートル離さなければならぬと、だから火葬場などは人家だから何メートルという制限があります。これはみんな水平距離でございす。しかし、過密の状態においては水平距離といふことでできない場合がございす。そこで、水平距離が十メートル以上、二十メートル以上といふようなスイスのような状態でも、日本の都市部における過密は深さによって調整ができるわけに。深さといつても、普通の常識で考えれば深いとはいふという考え方もありますが、これは技術的には必ずしも深さには比例をしないといふこととございす。これは専門分野の問題でございまして、専門家が公聴会でも述べておりますとおり、日本においては軟地盤であり、いま

のような状態から言うといふと一メートル八十ないし二メートル、マイナス二メートルといふところが一番安全度が多いといふことも言われておるわけにございすから、そういうものは学問が、また過去のいろいろの例が解決をする問題でございす。

もう一つは、材質が非常によくなつておるといふことで、いままでは鉄筋コンクリートでございましてけれども、いまはもう鉄筋構造、柔軟性となつて超高層が建つておると同じことで、地震がきた場合でも、地盤沈下が行なわれた場合でも、不同沈下等があつた場合でも構造によつてカバーできるという問題もございす。

もう一つは、工法によつてカバーできるわけに。直接外傷が当たらないように、先ほども申し上げましたが、本管に当たらないために被覆をいたしす。それはコンクリートで被覆をする場合もあるし、いろいろなもので二重、三重と、これは全然無限にやれるわけにございせん。これはコストの問題もございすからおのづから限界はございす。そういう意味で日本の都市におけるものは最も新しい、技術もずっとよくなつておりますし、それから日本の特性を加味した安全率といふものを十分見て――まあ私が言うのと、相当たくさん乗つておるコンクリートといふものがございす。コンクリートが何キロを飛べるだけのガソリンタンクをしょつておるわけに。あれは非常に基準はうるさくやつておるわけに。ですから、そういう飛行機の特つガソリンタンク、まあそれと比べればどうかといふと、それほど安全ですと申し上げられませんが、しかし、ほんとうにそれに近いくらいに安全度といふものに対してはきびしく考えなければならぬ。また、政府もそのように住民には迷惑をかけない、こういうことで工場の中のスチールパイプ、高圧パイプといふぐらゐの規制をするような姿勢で安全基準をきめておるといふことでひとつ理解をいただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 大臣はそういうふうによろうと

思つて言つていらつしやるだけで、私は、もう少し具体的なお答えを願わないといかぬと思うのですがね。要するに、私は、こういう場合は市街地を通さないことが原則だということをまず言つてゐるのです。どうしても市街地を通さなければならぬ場合には、住民が納得し、その同意を得るということ、これが必要だということを言つておきますね。それから、十分な安全保安距離をとることが必要だということを私は言つてゐるのです。それで、いまいろいろあなたはおっしゃいましたが、法的にこれをつくつて、そして規制をするということが必要だと思ふのです。ところがいまの話では、保安距離は法的にどういふふうに規制するということは一つも具体的には入つてゐない。あなたのそういうことばだけで国民が納得できるのか。だから、保安距離をどういふふうにするのか。市街地はできる限り通さないようにするが、まあその場合には住民の納得のいくような話し合いのもとで住民の同意を得るのかと、こういう点で具体的にどういふことをしていらつしやるか。

○国務大臣(田中角榮君) あなたの気持ちよくわかるのですが、それはあなたの言うとおりにならないのです。

○須藤五郎君 どうして。

○国務大臣(田中角榮君) それは、水平距離十メートルなんか置けないのです。これは技術的に安全基準で計算をされるものであればいいわけです。これは水平距離はとれないのです。それはなぜかという、鉄道を敷く場合には水平距離は十メートルもとれないのです。鉄道の下の学問上水平距離をとるといふことは安全率があるわけですが、水平の安全率。ところが、水平十メートルというものは地下に埋設をすれば何メートルというものが学問的にも計算上すぐ出るわけです。ですから、それはこの法律による安全基準でもう距離の問題はきまりがつくわけなんです。もう一つは、都市の中を通らないようにしてください、これは気持ちよくわかるのですが、通

らないわけにもいかないのです。なぜかという、いま通つてゐる鉄道路線は都市のまん中を通つてゐるわけですから、それは材質、構造、それから工事のしようによつて安全基準は十分まかなえます、こゝろ言ふのです。

それともう一つ最後の問題は、あなたが言うように、しかし、可燃性のものを大量に常時輸送するのであるから地元の理解を得なければならぬ、それはそのとおりです。そして水道管を布設するんです。土を買つて、買ったから石油パイプを通していいんだというのではない。それは埋設箇所を明示をして、安全を維持するためにいろいろな施設をするわけですが、そのためには埋設場所を明示するようなことが望ましいので、そういう意味からいつても住民の支持と理解を前提といたしますと、こゝろいうことを申し述べておるんですから、あなたの言つておることに的確なお答えをしておる、こゝろ思ふんです。私の考え以外にちよつとないんです。ものさしが横のものさしと縦のものさしで同じものさしですが、技術的にはこうなんです。ですから、技術的にはあなたの御質問に十分答えています。それが聞いたつてそれ以外にない。ですから、技術基準はどうかと言へば、技術基準はこゝろいうことでございまして述べなければならぬわけですが、高層建築でもそうなんです。高層建築は建築基準法において、耐震、耐火で耐え得るようなものは、法律にはないけれども、それは計算上ちゃんと技術官が基準に適合したものと判断をし、建築基準法の第何条による建築基準に適合すると、こゝろいうふうにすれば認可を与えるわけですから、それは同じことなんです。これは高圧ガス取締法もそうなんです。こまかいものを一ぱい書いてあるわけがありません。これはもう航行の安全法もそうなんです。みんなそうなんです。基準はちゃんとつくつてやりますと、そういうことです。

○須藤五郎君 おそらく大臣、あなたの答弁聞いておつて、パイプラインが通つていく周辺の人たち、はたして安心するかどうかということですね。それはおそらく安心しないと思ふんです。そしてあなたは鉄道の線路に沿つていくことでした。最も危険な場所を通つていくんですよ。そうでしょう。最も危険な場所ですよ。スイスなどではそういうところを通るときには、鉄道、幹線道路と並行する場合には、レールあるいは車線の外端から二十メートルと、こゝろいうふうにはスイスなどでは法律で定めてあります。ところが、こゝろいうことはきめられない。日本のは鉄道のそばを通つていくんです。うんと接近しておるわけなんです。最も危険なところを、スイスの規定よりもっと危険な条件でいく。

それから深さはどれだけにするんですか。深さはどれだけにしようかということをやると、だから横のものを縦にするんだから、それであなたはいいとおっしゃるが、それじゃ、スイスは横二十メートル離れたところをやるといふんだから、今度はあなたは深さ二十メートルのところへ埋めるから、横のものを縦にするんだから、それでいいじゃないかとおっしゃるのか。そういう工事をやるといふことを法的に規制していらつしやるのか。こゝろでそういうことをおっしゃつても、おそろくあなたの話を聞いておる者、国民は、危険だ、こゝろ私には受け取れぬと思ふんです。国民が安心のできるような答弁をしてくださいよ。

○国務大臣(田中角榮君) 国鉄の問題は国鉄の建設局長から答弁をいたしますが、やっぱり技術の問題は技術で、法制上の法体系というものはみなそうなつておるんですよ。建築基準法にしろ、高圧ガス取締法にしろ、高速鉄道の基準にしろ、みなそうなんです。ですから基準を、それは半径幾らにしなければならぬとか、安全に走るには安全率は幾らにしなければいかぬというようなのは、法律に書けるわけはないんです。それは新たに定められる基準に適合するものでなければならぬということでございます。それはスイス

とたてまえが違ふ。それは平面都市の場合はそういうことが確かにいままであったんです。それはスイスと同じように、鉄道の駅等から、また幼稚園等から何メートル離なければならぬというような規定でございましたが、今度過密の中ではそれはできない。できないが安全度は確保されるのか、それは材質、工法、それから深さというふうなもので十分解決をされる。それでなければ超高層の建物自体の中に高圧パイプが通つておるんです。ですから、もうそれは建物から離して高圧パイプを通せるわけがない。地下室にはみんな高圧パイプも入つておるし、高圧電線も巻き込んでおるわけでありまして、その調整は技術で十分できるんです。ですから、それで理解をしないということはないんです。

いまでも東京のまん中、あなたのお宅の上を高圧電線が通つておるはず。私たちがいま、車で通つておる道路の下を高圧ガスパイプが通つておるんです。みんな通つていくんです。それと同じような法構成であり、しかも十分安全率は慎重に見て、十分技術的にも、学問的にも、計算的にも全世界のどの国の石油パイプラインよりも安全性を見ております。見て基準をつくりまします。衆議院でも言われたように、われわれ計算屋でもないし、技術家でもないからわからぬが、その安全基準をきめるときには事前に委員会に見せてくれ、こゝろ言われたというから、それではこれは政府が安全基準をつくるときには御相談をいたします、こゝろ言つたのです。これは炭鉱の保安基準も同じことです。保安基準によらなければならぬ。それをあなたは、炭鉱が爆発しないように法律に全部保安基準を書きなさい、そうじゃないんです。それは鉱山保安法の第何条において、基準を定めなければならぬ、こゝろ書いてあるでしょう。それで炭鉱はちゃんと維持されておる。

○須藤五郎君 炭鉱ははたしてちゃんと維持されているんでしょうか。

○国務大臣(田中角榮君) だからその話とは別だ。あなた何でも一緒にしてはだめですよ。どう

も須藤さんともあろう人がそういうことじゃだめです。まあ議論はいたしません。

○須藤五郎君 あなた、炭鉱はちゃんと維持されているというけれども、炭鉱はしょっちゅう爆発したりしているじゃないですか。そんなことを言ってもだめですよ。私がわからぬのかあなたがあまり樂觀過ぎているのか。

それでは、新潟の地震の起こったときの災害ですね、パイプが破損したという、あれは何ですか、安全基準がなかったんですか。安全基準を考えてちゃんと合ったことをやっていたんじゃないことですか。それから四谷の地下二・五メートルのところは破損した、これはどういうことであいうことになったんですか。今度はそれよりも浅さは一・五メートル浅いんですよ。それに対して成田の周辺の人たちははたして安心できるような状態なんですか、条件なんですか。

○国務大臣(田中角榮君) これはどうも次元の違う話を持ち込んでおられるので、これは飛行機は安全度があるんです。ちゃんと何千マイル飛べるだけのタンクを抱きながら飛んでいる。しかし、きのうもおととも落ちるんですから、事故がないということではないんです。何か事故調査をしなければならぬということ、何かあるんですから、それは全く一〇〇%安全だということとは人の世の中にはありません。私はまだ認めておるんです、実際、しかし、何人も承認できる安全基準というものがなければならぬということ、それは比較論として世界でいましてやっておるものよりも最も安全率をきびしくしております。ということは、これは比較論において妥当なものだといえるわけでありまして。その程度の安全率というものはちゃんときめております。

それはそうであっても、大阪でガスの爆発があったじゃないか、それはあった、確かに。それはちゃんと法律に基づいて布設しておいたガスですが、それよりも強力な何か、いわゆる事故の原因、よく解明されませんが、少なくとも一つのショートするような電気ショートしたか何

か知りませんが、あれだけの悲惨事を起こすような状態が起こったわけですね。今度も外圧によって水道管というものが破損したのか、不当沈下によってなったのか、ビルの地下水のくみ上げによってなったのかは、これから技術的に解明されなければならぬ問題でございますが、これは基準としては適合するものでなければならぬということ、安全基準というものは十分つくってございまして。安全基準がなければ新幹線なんか乗れないのです。安全基準があるから乗っているわけですね、お互いに。ですからそういう意味で、石油パイプラインというものの敷設に対しては、世界的に比べてみて、日本は地震もあり、過密である都市の中を通らなざるを得ないいろいろな状態がありますから、最も新しい材質であり、最も新しい工法であり、最も安全である、こう言えるのです。そうするとあなたはまた、新潟地震でタンクの爆発はどうだと言われるかもしれないが、あのタンクも高圧ガス取締法によるタンクだったのです。しかし、それは古いガス管や何かあったり新しい天然ガスを送る帝石のパイプは破損がなかったのです。ただ古い何十年かたったようなものが、継ぎ手が折れたりいろいろなことがあったわけですから、私が言うことで説得力がなければ、国鉄をしょっている建設局長もおりますし、道路でもって道路占有を認可する道路局長も来ておりますから、そういうことで十分安全度は申し上げます。

○須藤五郎君 もう一つね、新潟のそれはちゃんと基準に合ったものだったけれども、古いパイプがあったりいろいろなことがあったために破損したというなら、それでは古いパイプは何でできたか。それでは、パイプは何年ごとに取替えるとか、そういうちゃんと規則をつくっていかないとだめですね。この間、同じような話で、和歌山の住友金属、あそここのバルブが破損して二人が死んだことがありましたね。それでそのバルブはどうしたのかという、古いのだ、古いものをしたまままで毎年検査をしていないのですね。そういう条件

でたまたま破損した。だから私はそのときに言ったのです、年に一回とかちゃんとそれを調べて、絶対安全だということを確認しておく必要があるのだと。ところが、それは法律にはそういうことになっていないのですよ。だから今度も、もしもこういうことをやるならば、新潟のあれが古いパイプがあったために破損したということならば、そんなことじゃ安心ができません。それをどういふようにしてそういうことをなくすかということ、そこまで私、考えていかなきゃいかぬと思うのです。そうでしょう。私の考え無理じゃないでしょう。

○国務大臣(田中角榮君) よくわかります。それは検査をしなきゃならない、定期的にしなきゃならない、安全確認をしなきゃならない、間隔はちゃんとバルブをつけなきゃならない、そういう制度上のものは全部ございまして。ですから、もう先ほど申し上げましたが、法律は完備であつても、そのとおり行なっておらないということ、事故は起こるんだということでありまして、そういうことのないように、これはもう完璧を期さなければならぬということはお説のとおりでございます。それは基準をつくりましてから、実際は十五年でもって償却できるようにしておりますが、しかし、実際はもつことは五十年もつ。五十年もつといつても、五十年までほっておけば新潟の古いパイプと同じような爆発をするおそれがあります。それは安全基準と定期検査というものによつて、何年を過ぎたならばこれは当然エックス線による検査をしなければならぬ。いまでもガス漏れ検査はやっておりますから、そういう基準というものは明らかにしなければならぬと、私はその思いいます。

○須藤五郎君 それは私は、やはり何年たったら検査するとかそういうことを法律で規制していくということが必要だ、そうでないと安心はできないというところで、それからさっきも大臣、ちよっとほぐが気になることをおっしゃった。コストの点もありますので、こう言った。こういう

う安全を守っていく上でコストというようにことをおっしゃるのは、私はそれはちよっとおかしいと思うのですよ。

○国務大臣(田中角榮君) これは日本語をちゃんと理解していただくと、日本語としては、私よりはるかに先生であるあなたがそういうふうにおとりになるとは思わなかったのです。私のずつと申し上げていることは、安全ということは一〇〇%はできません。しかし、事実一〇〇%に近い処置はできます。材質は非常に最新のものである。しかも、工法としては被覆をいたします。被覆を二重、三重、五重、無制限に被覆すれば少なくとも九九九に近い、学問的には一〇〇%ではない、一〇〇%ではないが一〇〇%イコールというふうな数値は求められるはずであります。が、しかし、これはあくまでも事業でありますから、いいですか、事業でありますから、研究施設として学問的にただ証明するためにやる仕事じゃないのです。ですから、それはおのずから限界はございますので、だから無制限に被覆をするということは工事をやるなどということなんです。それを高い税金を取れば、これは禁止税は、税金として払えば何でやっていますか、禁止税は、税金として払えば何でやっていますか、禁止税を目的として税を取るといふことになるのであります。これは一〇〇%にはならぬといふ援用に言ったのですが、言わずもがなであれば取り消します。言わずもがなであれば取り消しますが、それはそういう意味で何重にもそれをするわけにはいきません。だから、そういうことであります、とにかく安全の確保は必要です。ですから、全世界で最新最大の制度を確立いたします。こう言っているわけですから、まあ私が要らぬことを言ったかもしれないけれども、しかし、そこはひとつすなおにおとりをいたさない。

○須藤五郎君 あなたがおっしゃると、コストということは私が私にびんと響くわけですね。営利という面が人命という面よりも先に立っていくようなことには私は受け取れたから、やはり人命と

パイプラインの計画にあたりまして、石油業界の意向は十二分に取り入れながら、他方、成田パイプラインに見られるように、住民の意向は全く無視されておる。安全性への疑問には、何ら納得のいく回答は与えられてないまま工事が強行されるということなんです。業界優先、住民切り捨てる事実が、ここにあざやかに私は対比されていると思います。このような業界本位、住民軽視の性格を持つ事業が、どうして公共事業であると言えるでしょうか。これは言えないと思うのです。

いやしくも公共事業という限り、住民尊重の民主的なやり方と安全性の保障を解決することが、最小限は必要だと思ひます。このルールを守り得ないパイプライン事業を、土地収用法の対象となる公共事業にあてはめるのはもつてのほかだと私は思ひますが、その点、どうお考えになりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 私は、この法律は共産党の方も御賛成いただけるのじゃないか、趣旨は、そう思つておつたのです。しかし、依然としてどうも公式論をお述べになつておられるようでありますから、私もまあ率直なお答えをせざるを得ないのですが、いま公害の問題とか人命尊重とか、こういうことを言うときに、石油というものを使わないでよければ別であります、石油は二億リットルも使つておる。五十年には五億リットルになり、五十五年には七億リットルをこします。現在その六三・三％でありますか、これはみんな船で運んでおる。もう船はふくそうして、一触即発の状態である。もう一つは、二九・何％、三〇％はタンクローリーで道路を運んでおる、これはもう人命損傷のほんとうにそれは一歩手前である。

そういうときに、この石油というものが、それはあなたの言われるとおり、水や電気ほどじゃないかもしれない。しかし、だんだんガスに近くなつてきておることは事実であります。そういう意味で、生活の上で不可欠である。そうすれば、運ばなければいけない。運ばなければいけないものであるならば、最も安全に運び、住民に迷惑をかけないようにする。それは世界的趨勢であるパイプラインによらなければならぬじゃないやありませんか、こう申し上げておるわけです。それをあなたが、そうではなく、全く要らないものを独占資本のために送つておるようなことを言われることはおかしいのです。それは国民生活に重大な影響があるのです。じゃ、このままでさなきだに混乱しておる道路を、いまの三倍、五倍のタンクローリーが大型化して、一体われわれの家の前を走つて、人命というものを守れるのかということをはり考へていただきたい。そういう意味では、こ

のパイプラインには賛成である、だからその安全基準という点に對して、もう少し納得するよなものを出さないといふ、こういうふうなぐらゐにしたい。これは公益事業といふことに對して、まあ土地収用権は付与するといふことでしようが、これは公益事業である。公共事業としていふよりも、この性質としては同じように土地収用権を付与しておる工業用水道事業法による事業、それから自動車ターミナル法による事業、こういうものに匹敵しても遜色のない事業である、こういうことは言えると思ひます。

これは隣の国に送る石油パイプラインじゃないんです。お互いの生活のために必須の条件を整備しようといふのでありますから、これはそういう意味で、いまよりも交通安全に資し、われわれの生命安全になり、道路はすいすいといふわけにはいなくても、道路の混雑といふものはいまよりもよくなるというのなら、それはある意味において新しいパイパスをつくるにひとしい効果を持つ。そうならば公益事業じゃありませんか。だから、この重要性といふものと、これが行なわれた場合の国民生活に及ぼす貢献度といふことを考えると、これは私は、公益事業に準ずるものとして法律の制定を求めるといふのは、あなたから言われるほどのとんでもない話だといふふうに考へておりません。とんでもない法律じゃありません、これは。これをやらなくても、これ一年でも二年でも延びたらえらいことになるんじゃないやありませんか。実際においてそうです。いまだとんとん法律によらずしてやっていると。やつていくからと強くしると、もつと安全基準を強くするためには本法の制定を必要とすると、こつ言つておるんでありますから、そこを御理解いただきたい。

○須藤五郎君 共産党はパイプラインに反対かと、こつあなたおっしゃるが、私も混雑のあの道路をタンクローリーで走つたり、あるいは鉄道でタンク車を運ぶ、これも危険だと思ひますよ。

だから、それはパイプラインのほうが私もよいと思ひますよ。しかし、よいというには条件が私たちがにあるわけですね。あなたは、よいといふことだけでもうやろうとするから、こついうふうな問題があるんです。私たちが政治をやるんだつたら、住民の納得のいくように安全度をはつきり見きわめて、そして住民と相談をして、安全を確保して、コストなどといふことは言わずにですよ、一〇〇％はいかなくても、九九・〇だけだといふ、それぐらいの安全度を確保した上で私たちはやりますよ。住民に納得してもらつてやりますよ。ところが、いまのやり方はそうじゃないから問題があると思ひますね。

原子力発電所でもそうですよ。私たち、原子力そのものの平和利用に反対してゐるわけじゃないんですよ、共産党は。しかし、方々に原子力発電所ができることに住民はみな反対しますよ。なぜならば、弊害があるからですよ。そうですよ。だから、その安全をはつきり見きわめて、安全を確保した上でやるなら私たちも賛成してもいい、そこまで思つてゐるわけです。しかし、今日の状態で賛成できない。まず第一、平和の条件が確立できないといふ中で、原子炉をたくさんつくるといふことも危険だと思ひます。そういう点で、私たちはあなたの方と意見が違つてくるんですね。そこへいくと、やつぱりあなたは企業を第一に考へるし、私たちはそうでないといふ差が――あなたは、それは私が言つたら心外に思ひますし、それだけども、やはり自民党の政治といふものは、そういう点、私たちの考へ方と違ふ点があると、こついうことだと思ひます。

だつてね、丸善石油の社長、昨年二月のある会合で、石油パイプライン事業について、業界の代表として、業界としては、土地をぜひ確保できるようにしていただきたいと、政府・自民党筋に土地収用権を認めることを希望しておるわけですね。この石油業界の強い要望にこたえて、政府は土地収用権を認めるために、エネルギー政策、石油パイプラインの経済性の点だけではむずかしい

ので、交通の過密防止とか都市環境の向上に寄与するとか、あれこれの理由を考へ出したといふのが、私は事柄の真相だと思ひますね。すでに、さきに述べましたように、石油パイプライン事業は主として石油資本の営利を助けるものであつて、憲法十三条の「公共の福祉」とか、二十九条の公共性といふものには私は当たらないと思ひます、その点は。営利事業のために国民の土地を強制的に収用するといふことは、公共性の拡大解釈による収用権の乱用であつて、憲法のたてまえからいきましても、絶対に私は許されぬものと思ひます。そういう意味で、この石油パイプライン事業は土地収用の対象事業に追加すべきでない、法案から削除すべきだと思ひますが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田中角榮君) 土地収用権、土地収用の規定を盛る場合には、これを厳密な立場で規定しなければならぬといふことは、私も考へております。いやしくも、国民の権利を幾ばくかでも制約をするといふことになれば、これはもう法律によらなければならぬといふことでございしますから、これはもう非常に厳密な解釈をすべきであるし、また運用にあたつても、そうでなければならぬと思ひます。

しかし、先ほどから申し上げておりますようにね、ものは角度によつて見方は違ひますが、そのくらい違ひのかたと、しみじみたる思ひでお聞きしておつたんですが、それは初めから一つの全然――あなたは、さつき、石油の重要性も知つておると、それで自動車で運ばれちゃ困るんだと、よくわかるんだと、こつ言ひながら、あなたが認めておるにもかかわらず、その原稿をお書きになつた方々は、初めからそれを認めない。そういうことはうけませんよ、実際。それは初めから特定な人の利益のために――特定の人じゃありません。それをやらなければならぬといふことを私はさつきから言つてゐるじゃありませんか。だから、あなたもお認めになつたように、この道路をタンクローリーで運べば困るんでしよう。われわ

れの生命、安全さえも保持できないから、考え方は私も理解できると、こう言っておられるんだ。それだけ重要な事です、これは。重要なものを、初めから一部の業界の代表が要請をしたから、それにこたえ、実現をはかるために、いろいろでっち上げてこの条文を入れた。それは酷ですよ。そんな考え方は、石油の重要性というものを認められぬということじゃありませんか。私たちは、そういう一部の人の要請によってこの条文を設けたんじゃない。それはそれだけの——公益事業、公共事業に限定はできないけれども、それだけのウェイトはあります。それは国会でもって法律になっておる、すでに土地収用権が付与されておる工業用水道事業法に基づく事業、自動車ターミナル法に基づく事業等にも収用権は付与されておるじゃありませんか。それと今日の石油パイプラインと比べて、遜色はない。私の言うことをすなおに聞いていただければ……。

○須藤五郎君 私にはすこぶるすなおに聞いていますよ。

○国務大臣(田中角榮君) あなたは私の答弁を聞いておると、すぐ理解されるんですが、また次の段階になると——それは立場が違いますから、それはいいです。いいですけれども、そういう立場でもって政府は土地収用権というものをつくったんじゃない。土地収用というものはほんとうに厳密に考えなければならぬということ、それはあなたが御指摘になった以上に考えております。

○須藤五郎君 ぼくはね、大臣もなかなかすなおにものをおっしゃる方だとは思っていますよ。しかしね、もの考え方にも多少私たちと違う点があるんですね。これはやむを得ないかわかりません。私たちは政治的な立場が違いますからね。しかし、共産党は石油の重要性も認めぬ、パイプラインの重要性も認めぬとあなたは言うから、そうじゃないんだと、認めておるけれども、その上に立ってどうするかという点について、あなたたちと私たちの間に意見が違ふんだと、そういうこと

なんですすね。

それじゃ、次に質問を進めていきましょう。

石油はエネルギーの七〇%を占め、国民生活に欠かれない重要物資だと、こういうことをおっしゃいますが、国民の重要物資といふならば、鉄鋼やセメントなども私は欠かれない重要物資だと思ふのです。それも公共事業であるということに私はなると思ふのです。いまあなたのおっしゃったような国民の生活に欠かれないもの、ということになるならば、鉄鋼だってセメントだって同じじゃないかという議論が成り立つと思ふのです。また、日本に石油やその他の資源を運ぶ船舶——造船、海運業も私は同様な公共事業だ、こういうことになると思ふのです。

それじゃ、石油を運ぶという意味ではタンク車やタンクローリーも公共事業と、こういうことになってくるのです。タンク車やローリーをパイプにかえる、これは輸送手段の変化にすぎないであつて、その事業が利潤追求の事業である本質に私は変わりません、こういうふうに思ふますね。まさかタンクローリーなどを公共事業だとはあなたおっしゃらないでしょう。それと同じことじゃないかと思ふのです。しかもパイプラインで運ぶ石油量は、全石油製品のごく一部分だ、ごく一部分ですよ。これを公共事業というのは私は成り立たないと思ふますが、どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) 説をなさうとすればさういふ説もできると思ふます。立論はできます。歩いておつたのじゃだから鉄道にしよう、鉄道には日本国有鉄道法というものをつくつて、これは昔は鉄道省だったのです。税金でやつておつたのです。だからそういうものから、それじゃいかぬ、それは戦後コーポレーションに直そうというところで独立採算制に移つてきております。それで公共事業でもありません。道路とは違ふけれども、国有鉄道は営利追求でもありません。営利追求というよりやはり国有鉄道法の精神は道路に近いものである。だから、ほんとうに国益を守るためならば

国有鉄道の運賃はゼロにするじゃありませんか。非常事態や災害が起つたときに国有鉄道は無賃乗車を許す、それは道路に近い公共性を持つてゐるからであります。同じことだと私は思ふのです。だからそういう意味で、ガソリンというものはこれはいままでタンクローリーでもって送つておつたものを今度パイプラインにするだけであるということ、ガソリンをタンクローリーでは困るのです。国民生活に要するものではあるが、必要欠くべからざるものではあるけれども、これを現状どおり送られたら国民生活の安全は保持しがたい。そういう意味でやむにやまれずやるのじゃありませんか。しかも、それは鉄道でもって送るタンク車の二分の一であり、道路を走るタンクローリーの二分の一であるということになれば、それだけは消費者価格も下がるのです。そういうことはやはりこれは政策として遂行するに価値あるものだと思うのです。

そういう意味で、公共事業か公益事業かという判断は、鉄道とか、それから港湾とか道路とか、これはもう公共事業であります。しかし、電力もガスもこれは公益事業であります。明確に法律で公益事業というものはなくとも、三公社五現業ではなくとも、少なくとも法律による特殊会社であると同じことで、これは法律による公益性の、公共性の非常に高い事業である。これは法律に基づき事業であるということは事実なんです。ですから、そういう意味では観念的には公益事業の範疇に入るものと、こういうふうに御理解いただければ一番妥当だと思ふます。

○須藤五郎君 電気やガスの関係はまああなたが出されましたが、電気ガス事業と私は同様とは思われないですね。電気やガス事業はサービスが直接不特定多数の国民に行き届いておるわけですね、明らかに。ところが、パイプラインは利用者が特定の少数の石油メーカーだと、こういう点で私は、電気やガスと同列に考えることはできないと思ふます。それはちょっと大臣の考え違つてゐると思ふのです。

それから、確かにタンクローリーが走るよりはパイプラインというのは交通緩和にはなるという意見もあります。それは、一応そういうことは私も承認しますが、ところが、遠方へ運び片道空車というメーカーにとっては不経済な部分が少しばかり私は減るにすぎないように思ふのです。だって、パイプの着地点といふんです、Aの地からBの地へずつと行きますね。そしてそのBの地から方々に枝葉が分かれてまた運んでいくのでしよう。だから、AとBの間は多少交通が緩和されるかわからぬけれども、今度はAからBに行つた、Bからはかに行くとくには、そこからは今度は今日より以上に交通はふくそうしてしまふわけですね。それで公害だという考え方があつて、そういうことになるのでありまして、交通の緩和といつたつてごく限られた区間であつて、その緩和がほかのところでは緩和どころではない。そこで非常にふくそうするということは起つてくると思ふのです。その点で多少の緩和はあるということは私も認めますけれども、そればかりで納得はできないと思ふのです。こういう点で大臣、どうお考えになりますか。私ももう時間がまいりましたのでこれ以上質問はいたしません、どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) まだいろいろ御質問があるようでございますが、いまのような話、なかなかこれは確かに比較をするとすぐわかるのです。いま国道一号線というのは車で一ぱいでございまして、ですから東名高速道路をつくつたわけですね。これもまた一ぱいでございまして。中央高速道路をつくつなければならぬということ。そこでまた英知は何によつて解決するか。道路だけつくつてゐるとこれはたいへんなことになるということ、これは新幹線をやるうというところになつてゐるわけですね。新幹線というもので低廉大量に運んできて、そしてある地点、ある地点におろす、こういうことであります。だから、これは東京でも七号線の中には車の乗り入れを禁ずる。禁ずる場合にはどうするか。地下鉄を建設せざるを得な

いのです。地下鉄網、代替運輸機関を持たずして車を乗り入れ禁止では歩いてこなければいけません。これはもうそんなことできるわけはないんです。ですから、どうしても安全大量で国民の利便をはかるということになれば地下鉄であります。地下鉄は乗る人だつて乗らぬ人だつてありますよ。タクシーで来る人もありますし、歩いてくる人もあります。バスのほうがいいという人もあります。しかし、地下鉄はあくまでも公益事業、地下鉄を公益事業と思わぬ人はありません。これは地下鉄に土地収用権を付与してもだれも容認します。そういうことじゃありませんか、同じことだ。

だから、それは二点間の幹線がパイプになるのそこだけは閑散になるかもしれないが、先はたいへんだ——その二点間がたいへんなんです。その配送をする点、拠点拠点まで送るのにそれはもう国道一号線がパンクの状態になっておるじゃありませんか。車はいまの三倍になる、ガソリンは三倍になるというのです。これはいまのタンクローリーが大型になって走らうものならば、われわれも車などでもってとても登院できなくなると思うのです。だから、そのくらい危険なものをパイプラインによって合理的なものにする、それは世界のもう大勢である。

こういうことから考えますと、私はほんとう申し上げますと、過密地帯というものはそういう新しい制度に変えない限りにおいて国民の健康とか国民の安全は確保できない、こう思うのでございまして、これは新しいものでありますから世界で例のないほど厳密に監督もし、基準もきびしくすべきだと私は思います。で、安全は絶対に守らなければなりません。それこそ安全第一である。しかし、あなたがいま申されたように、これは価値が少くないことですが、価値が少くないのではなく価値は大いにあるが、しかし、工事執行に対してはお互いに万全を期しましょうと、こういうふうにとつとつお考えいただければはなはだ幸いでございます。

○委員長(大森久司君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

石油パイプライン事業法案の審査のため、本日、参考人として、新東京国際空港公団施設部長福岡博次君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○大矢正君 この法律案は、極論をすれば日本の行政機構をみんな含んでいるような、どこに行政の中心があるのかわからないほど非常に複雑なものであります。ゆえに、一体だれに指名をして質問をしていいのか私自身わかりませんから、それについては自分は確信を持っているから答弁してやろうという立場がおります方は、どなたでもけっこうですからお答えいただきたいと思うんです。

まず第一に、三十八条の「主務大臣」についてお尋ねをいたします。この三十八条「この法律における主務大臣は、次のとおりとする。」以下五つに分けてそれぞれの主務大臣を規定しておるわけですが、それが三項にまゐりますと、「第二号から第五号までの規定にかかわらず、日本国有鉄道が行なう石油パイプライン事業にあっては、云々」ということばがあるんであります。この三項、すなわち、日本国有鉄道が行なうパイプラインについてはいま申し上げました主務大臣は違うのですよということはどういう理由からそういうことになるのか、お尋ねをいたしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 四省共管になっておるわけですが、いま御指摘ございましたように、三省及び四省と、項によって分けておるところがございまして。それで国有鉄道の「工事の検査及び保安検査」という検査事項につきましては、運輸大臣及び自治大臣をもって担当ということ、これは通商産業大臣は入ることはないという

ことでございます。それから……。

○大矢正君 なぜそうなるのかということを知っておるんです。

○国務大臣(田中角榮君) それはまあ国有鉄道の施設の中のものでございますから、これは通商産業大臣がやらなくとも、事務的には四省でもってちゃんと協議ができるようになっておりますので、責任は運輸大臣及び自治大臣、自治大臣というのは火災とかその他のものであり、これは普通なら鉄道敷は運輸大臣専管でもいいと思つたのですけれども、これはやっぱりそうなる、それから、空港のほうは工事の計画及び検査でありますので、これは保安に関するものでありますので、これは……。

○大矢正君 いまの何の話をしているんです、大臣のいまの話は。私は三項の話を聞いているんですよ、国有鉄道にしたのを。

○国務大臣(田中角榮君) 三項のなかで……。

○大矢正君 そうすると、いまの大臣の答弁からいくと、国鉄パイプラインというのは国鉄の線路敷を使うから、したがって国鉄にたとえば工事の検査、保安の検査に関することについてはまかせたほうがよろしかろう、こういう解釈になるわけですね。といたしますと、次の第四項の「新東京国際空港公団が行なう石油パイプライン事業にあっては、その事業用施設についての工事の「云々」というやつがありますが、これは一体どういう理由でやるんですか。

○国務大臣(田中角榮君) さっき申し上げたのは、国鉄に関するものはすべて運輸大臣にまかせたというのではなく、これは基本計画と工事計画は四省大臣がやるということでございますので、通産大臣も入っておるわけですね。ところが、この工事の検査及び保安の検査、検査に関する限りにおいては、これは運輸大臣と自治大臣でよろしい、こういうことでございます。

それから後段の第四項の問題に対しては、政府

委員から答弁させます。

○政府委員(莊清君) 空港公団につきましては、関東パイプライン、純民間でございますが、それに対する関係各大臣、四大臣が監督をいたすわけでございますが、それと、国鉄のもつぱら行なうパイプラインとちょうど中間の扱いになっております。というのは、国有鉄道と違ひまして空港公団は本来飛行場の関係の業務でございます。本来輸送をやっておるわけでもございません。そういうことで、工事計画の認可、これは保安基準に適合しておるかどうかの認可でございます。その段階から運輸大臣だけではなくて自治大臣、つまり消防業務を所管しておる自治大臣もその認可権を持って加わる、こういうふうにすることが必要である、こういう判断からそうなつたわけでございます。

○大矢正君 私も何も勉強しないで質問しているんじゃないんだから、どこがどういう所管をするか、どこを削除するかというところはわかつておつて聞いておる。いいですか、国鉄パイプラインというものはなぜ認められたか。それは国鉄の線路敷を使うからこれは国鉄にやらせざるを得ないんだというならば、それはそれでわかるんですよ。では空港公団のパイプラインについては、空港公団というものは、それは飛行機を飛ばすのが目的でしょう、油を輸送するのが目的の公団じゃないわけですね。そういうものへまかせたという理由は、今度は本質的に違ふんじゃないかというんで、それを同一の扱いをすることの理由は何かを聞いておる。

○説明員(原田昇左右君) 空港公団は空港におきます飛行機の給油施設の建設運営を行なうことができることになっております。そしてその設置管理につきましては、空港公団が行ないます成田空港の維持管理と一体的に行なう必要がございますので、この場合、給油施設としての意味を有する石油パイプラインの事業を空港公団が行なうという特殊な立場がございまして、その第四項のような取り扱いをいたしたわけでございます。

○大矢正君 あなたにお尋ねしますが、飛行場でジェット燃料が必要だからというなら、なぜ羽田空港ではパイプラインをつくらないかというんです。

○説明員(原田昇左右君) 羽田空港は直接、はしけによりまして輸送されておるわけでございます。

○大矢正君 あのね、いいですか、空港公団というものが油を使用するから、したがってパイプラインをやらなければならぬというんだったら、今度は使用目的ごとに全部会社をつくらなければならぬという理屈になりませんか。たとえば、国鉄の場合には国鉄の線路敷というものを、したがってこの際、やはりそれは国鉄に十分監視してもらわなければならぬという理屈は成り立つと思う。ところが、油をあなた方は安定的に供給されたいわけでしょう、ジェット燃料を。それなのになぜパイプライン事業まで手を出さなければならぬのか。そうしてその部分について、たとえば保安の問題、検査の問題その他の問題については運輸大臣、すなわち、それも専決事項にしなければならぬのかということをお尋ねしておるんです。

○説明員(原田昇左右君) 空港公団は、公団法によりまして、航空機給油施設もあわせて空港公団の業務として行なうことになっておるわけでございます。したがって、「航空機給油施設」の意味を持ちますパイプラインの建設運営というものを空港公団がやることは、空港公団法の第二十條の業務に照らしまして空港公団が当然やる事業として考えられるわけでございます。

もう一つ先生のおっしゃいます、鉄道敷と違うじゃないかという点は、それは当然でございます。飛行場の外に設置される部分につきましては、国鉄が行なうものと違ひまして主として道路敷を使用し敷設されるわけでございます。したがって、この意味ではほかのパイプラインと異なるものではございません。したがって、一般的に保安面を監督する立場にあります自治大臣と運輸大臣が共同して空港公団のパイプラインの保安面の監督を行なうことにいたしましたわけでございます。

○大矢正君 だから私はさっき申し上げたように、今度こういうことになりまして、たとえば郵政省に關係した油を使う何かのものができたら、それは今度は郵政大臣が保安から何かみんな検査しなきゃならぬという、そういう理屈になつていきませんか。私は、国鉄の場合ならまだわかるような気がいたしますよ、線路敷を使うんですから、これ以上議論してもしょうがありませんが、ただ安定的に供給をするとか、それから安全を維持しなきゃならぬとか、何かやはり目的をはっきりしてこの際やるべきじゃないのか。どっちを向いているのかわからぬようなこういう法律の立て方。もっと極論するならば、とにかく、空港はこれは運輸省だから運輸省にやらす、こっちはこれにやらす、それ式にやったら日本国じやうの行政機構はそれこそみんなパイプラインをつくらなければならぬじゃないですか、私はそのことを申し上げておるのです。パイプラインはなぜ通産省にやらせないのですか。

それから次にお尋ねをいたしますが、新東京国際空港公団の宣伝のビラがありますが、いかに安全かということをお尋ねしてはいるビラです。これは「タンクローリーで輸送するよりはるかに安全です」と、表題がそうなっているのです。「タンクローリーで輸送するよりはるかに安全です」と、絶対的にはるかに安全でございますという論拠はどこにある。だれか答弁できる人があつたら言つてもいい。

○参考人(福岡博次君) 先ほどからお答えしておりますように、タンクローリーでやりますと地上の交通は非常に危険でございます。そういう点を申し上げたので、数字の点でわれわれが確信を持って申し上げるというわけにはまいりません。○大矢正君 あまりこまかいことを言うとおとなげないようだから、次に行きますよ。私の聞くのは全部新東京国際空港公団のビラを前提としてですから、そのつもりでお答えをいただきたいのです。

まず、中の一部を読ましていただきますと、こう書いてあります。「ジェット燃料は家庭で暖房用に使う灯油と同じように揮発性が低く、ガソリンやガスと違って簡単に引火しません。」「したがって安全でございます」と、こう書いてある。ところがこれは語るに落ちると思うのです、私に言わせれば。その前に何と書いてあるかというのです。「ジェット機に使われている航空燃料には、現在、灯油系とまったく同じものと、灯油系とガソリンを半々に混ぜたものと二種類があり、空港公団のパイプラインは、この二種類の航空燃料を新空港に送油することになっております。」と、こう書いてある。これこそ語るに落ちるということになるんじゃないですか、どうですか。

○参考人(福岡博次君) お答えいたします。

ジェットAと申しますのは、先ほど申し上げましたように物理的な性質は灯油と同じでございます。それからジェットBは、いまおっしゃいましたようにガソリンと灯油が半々混ぜたものというところでございます。そういう点ではジェットBはマイナス一度からマイナス二十度までの性質を持っております。ガソリンはマイナス四十五度の引火点でございます。そういう点で性質は明らかに違ひます。

○大矢正君 それは私はガソリンと同じだとは申しませんが、申しませんが、わざわざここにあなたのはうが「灯油系とガソリンを半々に混ぜたもの」と二種類と書いてあるじゃありませんか。それでもって「簡単に引火しません」と、絶対的なという用語を使うから、私はあなたの方の言っていることがおかしいじゃないかと、こう言っておるのです。

それからその次に、同じこの中に、また「かりに万一、パイプラインから燃料が洩れたとしても、自動装置ですぐ送油が停止される」と、それはあたりまえでしょう、とめれば、しかし出ませんから、絶対に出ることはありませんか、これをとめたら自動的に自動装置で送油をとめましたら、出ませんか。私は出ると思ひますよ。どう思ひますか、

一滴も出ません。

○参考人(福岡博次君) これは三〇リッターの量が漏れますと全部の装置がとまるようになります。ポンプもとまりまして、緊急遮断弁が全部閉まるようになります。それでいまのお答えになります。圧力は、これは液体でございますので、すぐ大気圧に下がります。そういう点から、漏れる量は微量でございます。それから、緊急遮断弁は二十二カ所に設けてございまして、これは空港までの地域の高低差、それから重要な施設というところを基準に置きまして設けておりますために、その高低差による量というものは微量でございます。で、大気圧のために出る量は非常に限定されるというふうに考えます。

○大矢正君 次に、「大きい地震にもビクともしないことが証明されております。」、管ですよ。送油管が「大きい地震にもビクともしないことが証明されております。」、地震にビクともしない送油管というのがいま世界にあるのですか。

○参考人(福岡博次君) これは私どものほうで調査いたしましたデータに基づきまして計算を十分いたしました結果、関東大地震のような地震がございしてもビクともしないという確信を持っております。

○大矢正君 関東大地震というのは何度ですか、震度は。

○参考人(福岡博次君) マグニチュード七・五だと記憶しております。

○大矢正君 そうすると、七・五というようなそれこそものすごい大きな地震でもビクともしないと、こういう解釈をしているわけですね、間違いないですね。

○参考人(福岡博次君) はい。

○大矢正君 私はあるところから資料を得ておりますが、いまのかなり高級な管を使つても大体四から五くらいになってくるとかなりの影響があらわれてくるという資料を私持っているのです。が、あなたは絶対にそういうことはないという確信を持つてこて言えますか。

○参考人(福岡博次君) 私どもはそういう確信を持ちまして計画設計をいたしております。その上に、この問題につきましては関係の機関と十分協議の上定めております。

○大矢正君 次に、「溶接箇所はすべてX線検査」云々と、こう書かれてありますね。日本の国にはエックス線検査以外に正確にひび割れ、割れ目、その他検査する方法はないんですか。

○参考人(福岡博次君) このいま先生がごらんになつていらっしゃるパンフレットに十分言い尽くしてない点がありましてたいへん恐縮でございますが、私どもの検査は、全数にわたつて溶接箇所はエックス線検査を行ないます上に、重要な箇所は別の非破壊検査を実施する予定にしております。

○大矢正君 私は、いままでいろいろとあなたのほうで出しておるこういう、地域住民に対して絶対に安全だと、心配はないんだという資料というのは、私のようなしろとが考えてもかなり問題があるように思われるし、正確にこれを技術的にやっていると、まだまだ議論の尽きないところだと思ひますが、時間の関係があるから、私はこれで終わらしていただきますが、次にお尋ねいたしますけれども、鋼管の肉の厚みは、普通安全度と呼ばれるものはどれだけあるんですか。

○参考人(福岡博次君) 私どもの計算によりますと、鋼管の持ちます強度の約三〇%でございます。それはすべての応力を含めてでございます。

○大矢正君 管の肉の厚みは幾ら。

○参考人(福岡博次君) 十一・一ミリメートルでございます。

○大矢正君 莊さん、衆議院であなたがこの肉の厚みの問題、これに対しては、技術上安全といわれております厚さの二倍を下回らない程度の安全をさらに見込みまして云々と答えていますね。それは何ミリのことをさしているのですか。

○政府委員(莊清君) 関東パイプラインの場合、十八インチの管でございます。空港公団は十六インチでございますが、安全といわれておる数字が

大体五ミリを若干切つたところ、四・五ミリ程度と聞いておりますが、空港公団の場合でございますと二倍以上で、二・五倍程度の安全係数を見たということになっております。今後各省での技術基準をつくり出す場合でも二倍以上の係数、二倍以上、幾らにするかということを含めさらに検討して詰めていく、こういう方針であると衆議院のときに私はお答えしたのです。

○大矢正君 私のところの資料がありますが、これによりますと、大体安全と思われる肉厚は六・七八になつてゐる。それを倍にいたしますと、十三以上にならなければあなたの言うことばに合致なくなつてきますが、これはどうなんですか。

○政府委員(莊清君) 各国とも安全係数というので、何割増しかのものを基準にしておるようでございます。いま御指摘の数字はヨーロッパの一般の水準の肉厚ではないかと思ひますが、それはわが国で考えております二倍以上ということではなくて、一・何倍という安全係数を見た場合の肉厚であると思ひます。

○参考人(福岡博次君) ちょっと補足説明になりますが、先生の御指摘の点は、当初の計算にすでに安全性の二・五というのは含んでおります。

○大矢正君 いやいや、あなたのいう当初というのは何のことをさしているのですか、具体的に言つて下さい。

○参考人(福岡博次君) 先ほどおっしゃいました約六・八ミリメートルの厚みを計算する過程において、二・五という安全係数を見込んで計算したものであるということでございます。

○大矢正君 そうすると、そのことと莊さんのおっしゃられることは具体的に同じことなんですか、それは。

○政府委員(莊清君) 同じことであらうと考えますが、担当課長からこの点ちょっと補足をさせていただきます。

○説明員(根岸正男君) 先ほど先生の御指摘にありました六・七八ミリメートルという数字は、いま空港パイプラインのほうで御説明いたしました

ようにパイプの厚さは、これはパイプの径と中に入ります圧力に比例するわけでございます。あと使います材料の引張り強さに反比例するということになるわけでございます。ですから、これはそういうこまかい計算のバリエーションはございませんけれども、そういう計算でいきますと、たとえば空港の場合では、十六インチで通しますのがたしか三十キログラム、こういうふう聞いております。二ミリぐらいの厚さでけっこうだという数字になるわけでございます。それに対して、二ミリアあるいは二・幾つかの数字になるわけでございますが、それに二・五を掛けておるというふうには、私のほうはその六・七八の算出根拠は詳しく聞いておりませんけれども、了解しているわけでございます。

○大矢正君 法律の中にも、技術基準ということばが何か所か出てまいりますね。その技術基準というものは、いままで上つてゐるのですか。と申しますことは、各省それぞれありますからね。あるいは各省だけではなくて学会その他の検討もありますから、そういうものを最終的に集約をして、これだけあればいいというふうな、全体で納得した技術基準というものがあつたにないのですか。

○政府委員(莊清君) 現在はまだ検討中でございます。完全なものができておるわけではございません。

○大矢正君 そうすると、いままでに二キロメートルは完成をし、しかもほか四十二キロメートルにわたつては、かなりの部分で工事が進捗しております。空港パイプラインについて技術基準がなくして、何を基準でこの工事が進行されておるのでしょうか。

○参考人(福岡博次君) 私どもといたしましては、これは非常に重要な施設でございます。皆さ

んに御心配をかけてはいけないということで慎重に検討を重ねまして、高速道路調査会に委嘱をし、その結果、大体東京消防庁の石油類導管技術基準に基づきまして計画を立てたわけでございます。それをその後地元の前町村の当事者の方、それから千葉県、それから中央の所管庁の御意見を全部伺ひまして、その内容をきめたわけでございます。

○大矢正君 あなた方もいろいろ努力されておやりになつたであらうことは想像いたしますが、あなたがやられた、考えられた、あるいは検討されたそういうことで、そうすると技術基準というものはきまつてしまふのですか。今度の技術基準です、法律に基づく技術基準というものはきまつてしまふのですか。

○説明員(原田昇左右君) ただいま空港公団から申し上げましたように、空港公団の今回の工事の実施につきましては、公団として確たる技術基準をつくりまして、そうしてそれに基づいてやっておるわけでございます。私どもは、これが十分安全を担保するものであると確信しておる次第でございます。したがつて、本法に基づいて定められます技術基準に抵触するようなことは万一ないと考えておるわけでございますが、万一にもそのようなことがございしますれば、今後修正するにやぶさかでございます。

○大矢正君 あなた、自信ありげな御答弁をされるようですが、そうするとあなたのところの技術基準を今度は全部の技術基準にするという前提がない限は、いいですか、あなたのようなことは出てきませんか。そう思ひませんか。私はしつととですからよくわかりませんが、一般論として考えてみた場合に、あなたが絶対に自分のやつてゐる技術基準というものは間違ひないのだという前提でやつておられるとすれば、そうすると、今度でさがる技術基準というものはそれが技術基準になるんだというふうな考えざるを得ませんか。

○参考人(福岡博次君) そうすると、何のためにいまの段階で技術基準がないのかということを私は聞かなければならぬ。

○説明員(原田昇左右君) 本法に基づいて定められます技術基準というものは、今後定められるわけでございますけれども、もし、将来本法に基づいて定められます技術基準に抵触するような事項が出てまいりますれば、それは修正いたしていかねければならない、こういうように申し上げたわけでございます。

○大矢正君 技術基準でそのとおり工事がやられているかどうかという問題は、これは全体的な、言うならば、全体を通しての監督なり、それから立ち会いなり、そういうものの上において確認をされるわけでしょう。でき上ってしまつてから全部掘り返してやれますか。たとえば、技術基準があなたがやられたところの技術基準よりもっときびしい技術基準が国会の議論やなんかを通じてでき上った場合に、四十四キロのものを全部掘り返してみんなやり直しますか。

○説明員(原田昇左右君) いまのは仮定の議論でございますので、いろいろあるかと思ひますけれども、私どもとしては、空港公園の現在やつております技術基準が相当程度レベルの高いものであると考へております。それに非常に欠陥があるという事態が発生いたしましたならば、これはもちろん修正する必要があるかと思ひます。

○大矢正君 通産大臣にお尋ねしますけれども、技術基準はきまつてないと、こう言うのですよ。それはなるほど空港パイプラインが早くできなければ給油ができないから、したがってたいへんだということは、私はわからぬわけじゃないのですよ。わからぬわけじゃないんだが、技術基準があるかどうかと言へば、ないと言う。法律だけは通せと言う。こういうことでは私どもとしてはこの法律に賛成ができないということになるわけですね。そう思いませんか。

それからもう一つ言わしていただくならば、先般の竹田四郎君の質疑に対して、万一手抜き工事があつたならば、それをやり直させますと、こう答弁している。手抜き工事があるかないかはみんな掘り返してみないとわからないでしょう。これ

はどうやってやりますか。

○国務大臣(田中角榮君) これは、この法律が早急に必要であるということで御審議をお願いしているのです。これは法律がなくとも現実できるのです。

○大矢正君 そんなこと知っています。

○国務大臣(田中角榮君) できるのです。ですから、このままほつておけば、法律なしでもつてやれることになるわけですね。そうなつてはこれは困るので、法律を一日も早く制定をしてもらつて、そうしてその法律による技術基準や、それから検査機構やいろいろなものを明確に法定をしたい、こういうことをお願いしているわけですね。実際問題としてはいまやろうとしておる国鉄の工事も、それから現に施行中である空港公園の工事も、これは新基準に合うような——いづれにしても新基準というものは、これから法律ができてから四省でやる。法律に基づいて正規な会合をして積み重ねなければならぬわけでありまして、法律上の基準というものを新たににつくられるわけですが、いま高圧ガス取締法とか、それから空港の中をパイプでもつて引くとかいう現実的な基準があるわけですね。基準というよりも技術上守らなければならぬものがあるわけですね。ですから、その意味では専門家なんです、いづれにしても。空港の建設そのものがもう非常に高度の技術を要しておるわけですから、そういう意味で民間がやつていこうということになるとめんどうでございますが、まあ国鉄と空港公園がやつていけるものに対しては少なくともこの法律に適合する規格ということでは、この法律を成立をさせていただくということを前提にしてやつていけるわけですね。

しかも、運輸省は国鉄という最もうるさい状態におけるパイプラインということを基準にしているものをやつておるのでございまして、これは掘り起こすということとはむしろかしいにしろ、工事施工の過程において、本法の適用を受けていると同じ体制によつてやつていけることは事実なんです。ですから、ほかの事業がいろいろな、民間が

用地を買つてがたがたやつておるのとは違ひまして、これは空港公園の中のパイピングそのものが非常に高度の技術を要するものであるもので、そういう意味では、本法施行後新たに継続されて行なわれるものと同規格以上に厳密に工事が行なわれている、こういうように理解していただきたい。

ですから、そういう意味で、この法律が通つてから、前のものを全部この法律の適用施設にするのはおかしいじゃないかということとは当然出てくるわけですね。出てくるのですが、それは法律が現にないわけでありまして、そうすると、普通の安全基準でもつて安全であると認められれば、これをやつてはならないという法律がない限りにおいてできるわけですね。ですから、まあそこを早く——

空港公園や運輸省で、これはもう三年もこの法律をがたがたとやつておるながら、ついに空港の業務開始に間に合わせるために、やむを得ずこの法律の成立を待たずして着工しなければならなかつたというだけに、工事は厳密であり、しかもこの法律が施行後は適用を受けるように、受けても問題はまあ議論の上ではあります。確かにそれはもう法律のない場合につくつたものを一体どうだと、しかし、まあこの法律ができて基準ができれば、この工事の工程とか一切の基準はいま部長が述べておりますように、一切の記録があるわけですね。あるわけですから、それと適合して、今度の新しくできる基準よりも上回つておるはずであります。少なくとも下回るところはない。下回ればそれはその部分は改修命令を出させるわけでありまして、そうなれば十分この法律に適合する施設として認定をしてしかるべきである、このように考へております。

○大矢正君 これは議事進行に關してですが、速記をとめさせていただきます。

○委員長(大森久司君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記をつけて。

これにて午後七時十分まで休憩いたします。
午後六時九分休憩

午後七時十三分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

熱供給事業法案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○竹田現照君 会期も最終日で時間も迫つてますので、まとめて質問していきますから、お答えのほうもひとつ心得てお願いします。

熱供給事業の範囲というのは地域冷暖房、あるいは工業用の熱供給事業、あるいはまた蒸気供給を目的としたような事業、あるいはまた私の札幌で計画をされているごみ焼却炉の発生熱を利用した供給事業等いろいろと考へられておりますけれども、この問題についてどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(三宅幸夫君) ただいま御指摘のとおり、現在行なつております熱供給は、ほとんど地域冷暖房が大宗を占めておりますが、若干給湯を行なつておりますし、また蒸気をクリーニング用あるいは厨房用使用する。あるいは小規模ではございますが工業用のプロセス蒸気に使つていけるケースがございます。非常に流動的かつ将来発展すると期待される産業でございますので、そういった比率はわかりませんが、供給事業法案の定義にありますとおり「加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気」というものを導管で供給する形態でございます。今後ガスのエネルギーの有効利用、大気汚染防止といった観点から相当普及され、将来は農業用あるいは漁業用等の多目的の熱供給システムがおそらく開発されるんではなからうかと、かように存じております。

○竹田現照君 次に、この「地域冷暖房事業の振興について」という総合エネルギー調査会の熱供給部会の冊子にも書いてありますが、北海道を除いては大体全般的に温暖であつたかといふと、さらにまた日本の家屋構造、これは木造だとかあるいは

鉄筋等々含めて木造が非常にまだ現状多い。そういうふうなことを考えたときに、この熱供給事業の普及の可能性というのはどの程度考えられるのか、このことについてひとつ伺いたい。

○政府委員(三宅幸夫君) 御指摘のとおり、日本は一般論として温暖な国でございますが、地域によりまして、また季節によつて非常に格差がひどいという特色の気象条件ではなからうかと思ひます。東京は非常にむし暑くて、そして単に寒いだけでなく、はだに刺すような寒さを持つておるといふ点では、同じ温度でも諸外国から見ると不利な気象条件ではないかと、かように考えております。そういう意味におきまして、冷房あるいは暖房、あるいはそれを兼ねました事業というのは都市構造の変化とともに相当のスピードで普及していくのではなからうか。現在十カ所ばかり稼働しておりますが、すでにアンケート調査を地方公共団体等々でいたしました結果、全国的にこの数年の間に七、八十のプロジェクトがあるようでございます。

○竹田現照君 この地域冷暖房には相当の金がかかるわけですが、たとえば、北海道等々でだんだんと居住者の負担が多くなるといふような不満も出ておつたというように、ちつと新聞で私は記憶しますけれども、そういう経費の面で普及が必ずしも思うようにいかないのじやないか。新しい団地とか、あるいは都心部におけるビルだとかいうところにはありますけれども、この部会でもいろいろと討議をされているように、広く全般的にこの供給事業が普及するには経費の面でかなりむずかしい面があるのじやないか、そう思いますが、どうですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 確かに熱供給の事業の値段というものは非常に大きな問題でございます。先ほど御指摘にありました北海道では、暖房手当が大体月六千円ということになっておりますので、大体の値段はまあ二DKで四千円台、それから三DKで五千円から六千円という値段でなければお客さまに満足は与えられない。そういう

値段を前提にいたしまして現在設備投資を、しかも、相当な先行投資を行なつておりますので、各企業は非常に赤字でございます。期間利益が三、四年は赤字が続くのではないかと。累積赤字を解消するには七、八年かかるだらうと思ひます。しかし、そういった資金コストを薄めるために私どもといたしましては、本年度から特に開発銀行の新しい融資の方式を設定いたしまして、できるだけ初期の段階における資金コストを引き下げることにしましてこの事業の普及に資したいと、かように考えております。

また、今般提出いたしました法律案の附則におきまして地方税法並びに法人税法の一部改正を行ないまして、他の公益事業同様の特別措置を税法上の措置を講じた次第でございます。

○竹田現照君 いまのお答えの点、最後にお聞きしようと思つたのですが、ついでですからここでお尋ねしておきますが、たとえば、札幌市がやつていふようなものも借入れ金が相当膨大な金になつていふと思ふんですね。そういう意味で、こういう公益事業に特別な助成という意味では、税制上の問題は今後この法律、あるいは四十七年度のいろいろな施策の中に出ていますが、たとえば公害防止事業団からの融資、北東公庫からの融資、こういう面ではまあ一考を要する面があるのではないかと。たとえば、公害防止事業団の金利五・五%をこういうところは三・五%にしてほしいとか、あるいは据え置き期間の問題等々について数多く現実に先行している事業ではたくさん要望が出ていふわけですが、そういう問題が税法だけでではなくて考えられない限り、結果的にいま燃料手当に見合う云々と言つていますけれども、その燃料手当だつて必ずしも十全に満たされていふわけではないわけですから、結果的には経費負担増ということになつてくる心配が非常に大きいわけですが、この点はどうか。これはむしろ大蔵省なんですか、きょうは出ておりませんから、お答えをいただきたい。

○政府委員(三宅幸夫君) 御指摘のケースは北海道

道のケースでございますが、これはつとに公害防止事業団から五分五厘という特利が設定されて、引き続き融資を続けたいと考えております。据え置き期間の問題につきましては、なお改善の努力をいたしたいと考えております。また、現在資本金が北海道熱供給公社は十億でございますが、そのうち七割は北東公庫、あるいは北海道庁、札幌市が持つております。今回五割増資をされると聞いておりますが、そういった観点におきまして、公的な資本が入ることによりまして、資金コストが総体的に薄まることを期待いたしております。

○竹田現照君 ほとんど新しい都市計画等に基づいて、あるいは工業配置等の問題に関連してこれがいま進められておりますけれども、都市計画との関連性をどういふふうに持つていかれようとするのか。これはバイブラインの法律の問題のときにも取用法との関係がちよつと出ておつたようですけれども、ガス事業法だとか、あるいは電気事業法においては土地取用法の問題が出ていますけれども、これは法律上いまだ出ていませんね。そういう点はどういふふうになるんですか。

○政府委員(三宅幸夫君) この事業に要する土地は、私人の所有地を強制的に取用してやるといふケースはあまり想定されておりません。主として公道の下に導管を埋めるといふ点において土地の問題に関連があるわけでございますので、御指摘のとおり、土地取用法の規定は設けておりません。ただ、都市計画の一環としてこの事業はどうしても推進するべきであるし、現在また進行中のプロジェクトはいずれもそういった性格のものでございますので、都市計画法上の計画施設ということになりますと、都市計画法六十九条によりまして自動的に土地取用権が付与されますので、その点で十分手当てができると、かように考えております。

あるいは下野幌団地が九千戸、百四十戸から九千戸に至るまで非常に規模がばらばらですね。ですから、こういうばらつきをどういふふうにするか、小さな小さいものじゃ、百四十だなんていうのは採算上もどういふことになるか、私わかりませんが、九千戸というように広大な団地になりますと、これはおのずから違ふんです。あまりにばらつきが大きいんですけれども、こういう点はどういふことですか。

○政府委員(三宅幸夫君) いまのばらつきで、百四十戸というケースは、日本住宅公団が非常に初期の段階におきましてテスト的につくられたケースでございます。やや異例のばらつきのケースでございます。で、この供給事業は、温度、圧力を変えないで効率的に供給する区域は、おのずから現在の技術では制限がございます。単一のプラントの規模の場合は、大体暖房の場合で四キロ平方、それから冷房の場合には一キロ平方が一応単一プラントでは適正規模である、かように言われておりますので、これに対応する需要家戸数は、大体消費家庭にいたしまして約一千戸が適正ミニマムラインということになっております。したがって、先ほどの北山団地はやや特殊なケースでございます。まして、ほかのケースはいま申し上げたラインから上のほうへばらついておるわけでございますが、そのばらつきのよつて来たるゆえんは、当該都市の生活圏、あるいは需要密度、それから町づくりのテンポ等々によりまして、いま御指摘のばらつきが現在はお出でございまして、

○竹田現照君 一千戸というのはちょっと少ないような気もするんですが、そういう点で、採算上はうまくバランスをとれるのですか。これからできる団地というのは、そんな一千戸くらいのもので規模としては小さ過ぎると思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(三宅幸夫君) ミニマム一千戸と申し上げたわけでございますが、もちろん千里ニュータウンその他のケースはもう少し大きな規模でござい

ざいます。で、規模は大きいほうが採算的には一応よろしいと考えられますけれども、ただ、それに対応する都市計画あるいは導管の引っぱりぐあい等によりまして、必ずしも大規模がいいかどうかというところは一概には言えない。熱の密度が非常に集中しておりまして、ピーク、オフピークの格差が比較的小さいというようなケースが一番効率のいい事業になるわけでございますので、そういったものが複合的に作用いたしましておのずから建設規模がきまる。ただ、一千戸を割り出すのはとてもわれわれとしてはこの法律でも考えておるような対象事業ではございません。

○竹田現照君 バイブラインでも一番質疑の重点になっております保安の問題ですね、熱供給事業の保安に関する通産省の基本的な考え方をまず最初にお伺いしたい。

○政府委員(三宅幸夫君) 熱供給施設は、ボイラーあるいは熱交換器、冷凍機といったような発生源の設備と導管、この二つが大きな設備でございますが、ボイラー、熱交換器につきましては、すでに労働基準法で所要の規制が行なわれております。冷凍設備につきましては高圧ガス取締法で規制されておりますので、われわれはこの点はそれらの法律に譲りたいと、かように考えております。ただ、熱供給施設の個々はいま申し上げた次第でございますが、これがシステム全体として、お客さまに事故といいますが、故障を起こさないで安定的に供給し得るというシステムの観点からの安全性対策というものをここにひとつ考えた

い。第二は、導管につきましては、道路法によりまして埋設のときに規制がございますが、導管それ自体の材料、構造、あるいはその他の技術上の基準が全然いま定められておりません。ないしは法的根拠がございませんので、今般新しく法律をつくりまして、導管について新たな保安規制をかけたいと、かように考えておるわけでございます。したがって、その内容は、公衆の安全という観点からと、それから事故ないしは故障を起こさ

ないで消費者に不便をかけないで、安定的に熱媒体が供給される、この二つの観点から安全性の問題をわれわれは取り上げておるわけでございます。

○竹田現照君 保安について省令で技術基準をつくることになっておりますけれども、この技術基準がどんなものかということ、先ほど資料をいただいたんですけれども、作成項目の骨子だけがありまして、具体的にどのようなものかということ、がちょっとわからないのですがね。先ほど来と同じように、この一番私どもが聞きたい問題などが、あけて省令あるいは政令にまかされるということになれば、これはその保安という面について十分ただせないわけですね、この質疑の過程の中では、この法律をつくるのに何年もかかったわけですが、この技術基準というものはいまできていないのだから間に合わないわけですが、これはいつはつきりするのですか、この省令で定めることになっていく技術基準は。

○政府委員(三宅幸夫君) 本法施行を前提といたしまして、昨年十月に当局に熱供給技術委員会を設けまして、学者先生並びに実務家をメンバーといたしまして、約二十回ぐらいの審議を重ねております。で、この法律の附則によりまして、公布の日から六カ月以内に施行する。施行と同時にこの保安規程の規制がかかりますので、それまでに早急に技術的な基準の結論を得たいということ、いま申し上げました熱供給技術委員会で鋭意検討を進めているところでございます。

ただ、一言補足させていただきますと、この熱供給のシステム全体の技術基準というものは、むしろこれは狭い意味の安全性の基準というよりも、故障なく熱供給が行なわれる、需要家に暖房が夜中にとまったりするようなことがないように行なわれるということでございます。大きな事故を予想するようなケースではないと思っております。また導管につきましても、ガスの爆発とか、あるいは送電線の感電事故とか、そういった非常に危険性の強い事故を予想しておるのではなくて、導

管が地下を走っておってそこから故障が起こって道路を破損するとか、あるいは若干通行人に熱いお湯が出たりしてはいけないということで保安規程を考えているわけでございます。非常に爆発の事故、あるいは感電事故といったひどい事故はこの事業からは予想されない、かように考えております。

○竹田現照君 この熱供給事業者の自主的な保安基準となると、保安規程、これは具体的にどんなものを予定されているのですか。これはいままで現にやっているとあるわけですから、バイブラインのように、現在やっているものの最低を押えて、それに合わせるのだというようなことでやればいいのか。新たに通産省側が求めているのは、まだ高い保安規程なのか。ですから、いま施行している供給事業者のその保安規程があなたのほうで予定をしているものより低ければ、それは改めさせるといことも当然必要になってくるわけですが、そういうことはどういふふうにお考えになっていくわけですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 先ほど申し上げた技術委員会が、同時にこの保安規程の問題についても検討中でございます。大体私どもが考えております項目は、熱供給施設の維持、運用の業務を管理するシステム、あるいは保安責任者の選任、それから従業員の教育、保安施設の安全確認のための点検、巡察、あるいは導管の工事方法、それから需要施設との関連におきます保安施設の点検、あるいは災害その他非常時にとるべき対策、こういったようなものをすべて掲げていま検討しておりますが、いずれにいたしまして安定的に、つまり、故障なくいつも供給が行なわれる、また導管につきましても、事故のないようにという点で非常に念を入れた検討をいまやっているわけでございます。

○竹田現照君 この電気事業、ガス事業には、保安の監督者として主任技術者、いま審議中のバイブラインの場合は保安技術者、そういうものの選任義務をそれぞれ課しておりますけれども、この

熱供給事業者にはその種のものが事業者に課せられておりませんけれども、その理由はなぜですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 熱供給設備の個々の設備につきましては、ボイラ取扱主任技術者とか、圧力容器取扱主任者、高圧ガス作業主任者、電気主任技術者等の資格を要するものが、関連法律によりましてすでに義務づけられておりますので、独自に熱供給という事業についての主任技術者が要るかどうかにいうことに問題はあるかと思っておりますが、これらの技術者というものは、むしろ単体機械の技術というよりもシステム全体を有効に円滑に動かす技術者でございますので、私どもは保安統括責任者ということでこれを保安規程の中に設けたい、かように考えております。

○竹田現照君 提案理由によりますと、この熱供給事業のメリットというのはエネルギーの有効利用であるということがいわれていますが、いま重油あるいは石炭、これはガス事業を除いてはほとんどそうすけれども、このエネルギーの有効利用、これはどういふふうにお考えになっておられるのですか。これは大臣も、この法律が通ると北海道でも石炭産地が石炭をたいていないのはどうだということをこの間おっしゃってましたけれども、現実にはそういう問題とも関連をしてどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(田中角榮君) まあ北海道などは、これはこの法律があることが望ましい地域でございます。これは冬の暖房ということから考えれば、もう一番望ましい地域であります。これは一々全部一戸建てに一個ずつ、一カ所ずつということになると、これはいままではそういうことをやっておるわけですが、暖房をそれからふもそうでありまして、そういう冷暖房、給湯というものが一緒にやられれば、これは非常に合理的になるわけでございます。制度の上ではそういうことになりまして、それからもう一つは、北海道のように、いま札幌の地域暖房は重油をたいておりますが、石炭と重油と比べてもそんなに差はない。しかも、石炭は北海道としてはいま一番消費をしたい、し

なければならぬものでございます。そういう意味で、初めから多少石炭と重油との間に経済的な差があれば、それを補てんするというような道も考えなければならぬかも知れませんが、いずれにしても、北海道などは石炭をたく地域暖房が望ましい。そういうことで、通産省はそういう意味ではひとつ誘導したいと、こう思っております。

○竹田現照君　そこで、公害に関連してお伺いしますが、たとえば、いま札幌のどまん中でもありませんけれども、中心よりちょっと離れたところにありますね。供給の最初は石炭のかまを使つたらしいですけれども、いまは重油になつていいます。これは安定供給のためであるとかないとかいう話ですけれども、私はちょっとしろうとなりに石炭の問題で、産炭地だからということであつたのでしようけれども、あのどまん中に発電所のように石炭を山のように積んでおれば、煙による、粉じんによる公害というようなものも当然想定されるわけですね、町のまん中で。そういう面等もありますので、そういう点の公害というものも心配されます。公害という面から考えると、石炭はたきたいけれども、また公害の面からいへばそうだと。そうするとかなり離れた場所に、かなりのスペースを持つたところに建てて石炭を積みおかなければならぬ、人家に粉じんの害を及ぼさないように。そうしなければ身近に振りかかってくるわけですから。そういういろいろな問題点も考えられますが、そういうことを解決しなければならぬと思ひますが、そこで熱供給事業による戸別暖房に比較して公害の発生量というものはどれくらい減るものなのか、これをもし計算が出ていたのだらうとお知らせ願ひたい。

○政府委員(三宅幸夫君)　具体的に全国的な計算は出ておりませんが、個別的な計算は出ております。先般、私どもで、東京の江東地区の防災計画地域、これについて地域で冷暖房が完全に行なわれた場合にはどのくらいの効果があるかと——公害発生量が十分の一に減るといふ数字が出ております。同じように札幌市のプロジェクトが昭和四

十九年に完成しますと、同地域の大気汚染は約半分に減るだらうといわれております。ことしの一月でございまして、札幌の従来の黒い空というのが非常に明るくなつて、排出基準といふものが、環境基準を下回つたという新聞記事を見た記憶があります。私も、これはこのプロジェクトがどんどん進行すれば、札幌はおそらく四十九年には現在より半分の程度になるのではないかと期待いたしております。

○竹田現照君　重ねてお伺いしますが、それは実績から十分の一ぐらいいは減るもんだということに了解してよろしいんですか。

○政府委員(三宅幸夫君)　これは、現在一番過密をしております江東地区でかりに集中冷暖房が行なわれた場合には、どれだけの効果があるかといふことをモデル計算したわけでございますから、実績値の保証ではございませんが、モデル計算いたしますとそういう数字が出たと、そういうことでございまして。

○竹田現照君　いままで実施をしているところの実証というもののデータはないんですか。いま何か所かやっていますね。それと大気汚染その他の関係の、どういふふうに減つたといふふうな実証というデータはないんですか。

○政府委員(三宅幸夫君)　これは燃料のいかによります。非常に影響が異なりますので、個別的な実証データはございません。ガスの場合には、いま全然無公害であることは間違ひございません、灯油の場合にはほとんど無公害に近いと、かように考えられます。ただ、重油の場合には若干問題でございまして、それについてもやっぱり集中化によりまして熱効率の上昇が少なくとも二割はございまして、その意味では二割以上の効果はあるといふことは言えます。ただ、従来と今度どう異なつたかといふことを実証した数字はございません。ただ札幌のケースによりまして、大体四十九年には半分になるだらうといわれているわけでありまして。

○竹田現照君　これは衆議院の附帯決議にも公害の問題が一番出ていますけれども、それはやはり札幌なら札幌、新宿副都心なら副都心で重油をたいたならこれだけ、たとえば石炭をたいたならこれだけ、それを個別でどうやつたのと、公害の面から考えたときにはこれだけこうなつていふんだというふうな、そのような公害の心配といふのはないんだというふうなことがデータとしてなければいけません。説明がきかないんじゃないですか。そういうものでとてもない煙突を立てて重油をたいたとか、説明ができる資料というものを持ち合わせておく必要があるんじゃないかと思ふんですが。

○政府委員(三宅幸夫君)　いまの新宿の場合に、あそこをボーラーでやつたらという計算と、いま全然無公害であるガスの関係の比較はいたしておりませんが、原則として大都市、特に人口過密の地点では無公害燃料でありますガス、あるいは非常にSO₂の低い灯油あるいはA重油、こういうものを中心にこの事業の燃料選択が行なわれるべきであらうと、かように考えております。また、かりに重油をたく場合でもできるだけサルファを低くし、さらにまた熱効率が二割以上いいわけでありまして、それに対応してS分の低い油を購入する経済力を持つてほしい。また必要な場合には高煙突によつて対応してほしい、かように考えておりますが、しかし、いずれにしても、将来のビジョンをいたしましては、行政の指導面におきまして燃料選択については、できるだけ無公害燃料ないしは非常に公害の程度の低い灯油に主力を置くように燃料の選択の面で業界を指導してまいりたいと、かように考えております。

○竹田現照君　最後に、熱供給事業の経営、それから将来の見通し等についてお伺いしますけれども、先ほどもお話があつたように、かなり膨大な借入金によつておられますから、当然赤字経営を余儀なくされているといふことだけは、これは現実ですけれども、この事業の原価構成、あるいは原価構成の時間的な推移、どういふふうに変つていくものか。

それから、いまの赤字が先ほどと三年ないし五年というふうなお話があつたといふふうなうに聞きましたけれども、赤字解消にはどのくらいの期間を必要とするとお考えになつておられるのか。

それから、税制上の問題は先ほど取り上げられておりましたけれども、この種事業、この公益事業として普及をさせていくという意味からも政府として今後、どういふ助成措置を、金融上の問題、あるいは税制上の問題、あるいは技術開発に対する金融等を含めて助成措置を講じていかれようと思つておられるのか、このことをお尋ねして質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(三宅幸夫君)　まず、原価の構成の変化でございますが、事業開始後五年間は大体平均いたしまして金利償却費が六割、それから燃料費が二割、あと雑費、こういう形になつておりますが、五年を過ぎますと特に金利コストが下がつてまいりますので、資本費、いわゆる償却金利の二つを合算したウェイトが四割程度に落ちまして、逆に燃料費のウェイトがウェイトとして上がつてくる、こういう計算になつております。

それから赤字の問題でございますが、事業発足当初は先行投資の負担が多いために、三年ないし四年は期間利益が赤字と累積赤字を消すのに大体七、八年はかかるというのがわれわれの計算でございます。

それから最後に、助成措置の問題でございますが、今回お願いいたしました法案で税制上の措置をとつておりますほかに、新たに北海道等で将来軽油を燃料とされるケースが出てまいりますので、政令の改正によりまして軽油引取税の免税をいたしたいと、かように考えております。

また財投につきましても、本年に引き続きまして質量ともにその内容の改善をはかつてまいりたい。また、この産業の将来の発展のために技術面について特に力を入れる必要がございますので、現在、特定機械工業振興臨時措置法におきましてその各機器の品質の改善その他の合理化を急いで

おります。また、熱量計につきましては、従来八万円程度の機械式の熱量計を二万円程度に引き下げたいということで本年度補助金を交付する予定でございます。

○原田立君 時間がないということですから、もうはしよりながらやりたいと思いますが、要点だけお伺いしますから、きちっとお答え願いたいと思います。

現在、熱供給事業は十地域において実施されておりますが、これら事業主体別に分類すると一体どうなるのか、これが一つ。

それから、これらの実施の経験から見てそれぞの事業形態についてメリット、デメリットが出てきていると思うのでありますけれども、政府当局としてはそれをどのように判断しているのか、それが二つ。

それからまた、供給の形態と事業主体の種類との間に、最適形態という観点から好ましい結合関係はどういうふうに見ているのか、これが三つ目。

○政府委員(三宅幸夫君) 現在、十地点の形態は需要形態別に見ますと、住宅中心型が四つ、業務用中心型が四つ、両者混在型が二つということになっております。

経営の主体では、ガス事業会社の兼業が三ヶ所、それから民間の専業者が三、それからいわゆる第三セクターが三、それから組合方式が一つということでございます。

これらの主体のいままでの実績からどういのが好ましいかという御質問でございますが、先ほど来申し上げましたように、都市におきまして特に過密都市では、ガスを主原料とするのが公害対策上最も好ましいと思っておりますので、大都市ガス会社のみならず、将来は中小のガス会社にもこの方面に進出することによって夏場におけるオフピークのガスの販売量をふやす、こういう努力をするのではないだろうか、かように考えております。あと民間でいろいろパターンがございますが、特に公害対策あるいは防災対策等が必要な地域につきましては、第三セクター方式が将来好ましい

と考えておりますが、まだ播磨期の産業でございますから、経営主体がどうあるべきかということについて断定的なお答えはできないと思っております。

それから、第三番目の御質問はちょっと質問を取り違えておられるかもしれませんが、供給サイドの条件からいいますと、先ほど申し上げましたように、四キロ平方程度が暖房の適正な、ないしはマキシマムの距離、逆に需要サイドからいいますと、中高層住宅が中心になりました、いわゆる需要密度が高く、ビークオフ、ビークの差の少ない地域が非常に需要サイドとしては好ましい。そういう両方から今後立地が選択されるのではないかと、あるいはプロジェクトが決定されるのではないかと、かように考えております。

○原田立君 現在、事業主体には地方公共団体、民間企業、あるいは札幌の熱供給公社というようにないいわゆる第三セクターがあり、かなり多様な現象が見られるように思うのであります。このような多様な傾向は今後も持続するものか、それとも何か一つのものにしぼられていくのか、そこら辺の見通しはいかがですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 先ほど、現在、プロジェクトが七、八十あるということをやっと申し上げましたが、その内容も現状の十地点とほぼ同じようなパターンでございまして、やはりいろんなケース、いろんな性格の主体が多いと思っております。いわゆるデベロッパーがやるケース、ガス会社が兼業としてやるケース、第三セクターがやるケース、ただ、市町村等が直接経営主体になるというケースは現在のところ、あまり多くは予想されておられません。

○原田立君 現在工事中のもの、及び計画中のもの、実施しているもの等含めると、全国で八十四カ所というように表に出ておりますが、その事業主体、現在やっているのは事業主体はわかっておるけれども、これから起きるもの等における事業主体等も含めて、一体全体の数はどういうふうになっておるのか、まず、それだけお聞きしておきます。

○政府委員(三宅幸夫君) 八十四プロジェクトは、市町村等の御希望も入れた数字でございまして、事業主体の性格がきまつておるのは、そのうちで民間企業としていうところのケースが十五、公共でやりたいというのが二、兼業でやりたいというのが六、それらがいまきまつておるわけでございます。それ以外はまだ市町村等で、あるいは公共団体で関係方面と相談中というケースもあるようでございます。いずれにいたしましても、地元でそういうプロジェクトを引っぱりたいという要望があるのが八十四カ所の地点でございまして、その経営主体がどうなるかということについては、まだ煮詰まっていなくてプロジェクトがあるわけでございます。

○原田立君 都市計画や公害防止計画という観点から、ある地域で熱供給事業の実施が必要だと、こういふふうに行行政当局が判断をしたときに、当局としては積極的な働きかけ、こういふものをやるのかどうか。それから、事業の実施が必要な地域において、もし資力等の関係で民間企業では事業主体となるものがない場合、こういふような場合はどうするか。

○政府委員(三宅幸夫君) 事業主体がない場合という問題についてお答え申しますと、やはり一応この法律は、公益事業の規制をやるという法律でございまして、熱供給事業の全般的な振興法という性格を持っておりませんので、後日の研究課題として残さしていただきたいと考えております。ただ、私見を申し上げますと、特に防災的な観点から、あるいは公害防止的な観点から、どうしても安い料金で、しかも、この供給事業をやりたいというときには、公的な資本の参加が必要であり、あるいはまた特に優遇された財政投融资上の措置が必要ではないかと思っておりますけれども、反面、個別冷暖房、ないしはこういった業種の恩典を受けたい他の階層とのバランスも残りますので、その辺も含めて今後振興計画のあり方について検討させていただきたいと考えております。

○原田立君 私質問したのは、ある地域で熱供給事業の実施が必要だと行政当局が判断をした場合に、積極的な働きかけを当局がするのもしないのか、これが一つ。

それから、資力等の関係で、民間企業で事業主体となるものがない場合、そういうような場合には、もうずっと計画がずれてもしようがないという考えなのか、そこら辺のところ。

○政府委員(三宅幸夫君) 地元でこういうのが必要だと言われて、政府が働きかけるかどうかという御質問だと思いますが、その点については、地元で関係の者と十分資金なり技術なりの連携をとられて都市計画、公害防止計画の一環としておやりになることだと思います。ただ、将来の問題をいたしまして、この地域は特に防災計画上の問題ありということでございます。国が積極的に乗り出さなければ、なかなかこの事業が当該地区の防災計画として成り立たない場合があり得るのではなからうか、かように申し上げたわけでございます。

○原田立君 四十九年度までに六十三カ所ぐらいやりたいというのが案に出ていたわけでありまして、けれども、その中で五億から十億ぐらいの規模のものを十四、十億から二十億までのものを十四、二十億から三十億ぐらいのものを九と、こんなふうになっていて、これで全体の何が半分になっているんですね。先ほどの約千戸ぐらいの規模でというふうなことがあったけれども、それはこの金額からいいますと、どこら辺に入るのですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 大体、苦小牧でやっておりますのが四億の所要資金で、戸数が千五百戸と記憶しております。

○原田立君 そうすると、ちょっと答弁がおかしいのではないですか、考え方が。大体千戸ぐらいのものをやろうという考え方でしょう。

○政府委員(三宅幸夫君) 最低限千戸でなければ経済的な規模とはいえないと申し上げたわけでありまして、千戸が妥当であるというようにすることに取って違えられまして、訂正させていただきます。

○原田立君 そうすると、五億から十億というのは、何戸ぐらいのものが対象ですか。十億から二十億ぐらい、また二十億から三十億、これはどれぐらいのものが対象になるのですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 個別の表をいま持っておりませんが、たとえば下野幌は三十八億の設備投資で九千戸だったと思います。それから、新宿副都心のケースは六十億の設備投資で、プラザホテルクラスの業務用ビルが十一カ所、こういう計算でございます。

○原田立君 そうではないんですよ。これはおたくのほうからもらったんですよ。工事規模別実施計画地点数推移、これに四十九年、五十年まで書いてあるけれども、四十九年までの数を集計したのが先ほど私が言った数なんです。これでいくと五億から十億が十四カ所、十億から二十億が十四カ所、二十億から三十億が九カ所と、これで全体の半分なんですよ。大体このぐらいのものをねらっておるのだらうと推測しているわけなんです。これは一体どれぐらいの規模のものになるのですかと聞いているんです。先ほど対象世帯数が千戸、苦小牧が四億で千五百、こうなったとなると、五億から十億、十億から二十億、これはどのぐらいの規模になるのですかと聞いているのです。

○政府委員(三宅幸夫君) つまり、これは家庭用だけではなくて、業務用ビルに供給するものもございますので、あるいは若干の給湯施設を持つものもございますから、統一的な軒単位で幾らになるというところは、ちょっといま申し上げかねるわけでございます。戸数というのはあくまで消費者家庭を中心にして申し上げたケースでございますが、業務用の場合にはビル何棟という形になりますし、業務用と家庭用とが混合いたしました場合には、ビル何棟と家庭用何戸ということになるわけでございますから、お手元に差し上げてございます資料によりまして、これは個別に何戸だということとはちょっと数字は持っておりませんし、平均的な数字は業務用と家庭用とは全然別の形態で

ございますから、一がい言えないと思います。○原田立君 どうも不親切な御答弁なんでね、私はしろうとなんだから、あなた方専門家なんだから、概略のところを説明してもらえればいいのですよ。それはもうけっこう。

公益事業局の中に集中熱供給調査委員会、こういうのと、熱供給技術委員会というのができていくように聞いておりますけれども、それはそうですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 集中熱供給方式に関する委員会と、後者のほうとは全然別のものでございますが、確かに二つございいます。

○原田立君 集中熱供給調査委員会が四十六年七月に設置されたと聞いておりますけれども、すでに四十五年度において七地区も実際にやっているわけなんです。そうすると、この調査委員会も、本来ならばもっとこういう事業ができる前に、こういうふうなものも政府の中につくって、ある程度の基準をつくり、指導すべきだと思うのですけれども、これは現実にこうやって一年おくれでできている。なぜおくれたのか。

○政府委員(三宅幸夫君) この事業に関する調査をやりますために、先ほど御指摘のあった委員会ではなしに、その前に、地域冷暖房システム・アナリスに關する検討委員会というのがありまして、いまここに持っておりますが、相当詳細な検討をシステム・アナリスの手法によりまして経済的、技術的に行なっております。こういうものを背景にいたしまして、昨年の春、エネルギー調査会の熱供給部会で新しい法律の制定についての提案がございましたので、今日まで検討の結果、提案をいたしましたわけでございます。

それから、先ほどの集中熱供給委員会、これは実はちょっとケースの違う委員会でございますまして、将来のビジョンを描くために江東地区並びに水島地区、それぞれ性格が違ふ地区でございますが、そこにコンビナートの、あるいは集中的に熱供給方式が出た場合にはどういう結果になるかということを分析した委員会でございます。

最後に技術上の基準等につきましては、先ほど申し上げました技術委員会を現在ひんばんに開催中でございます。

○委員長(大森久司君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、大谷藤之助君、植木光教君が委員を辞任され、その補欠として久次米健太郎君、河口陽一君が選任されました。

○原田立君 私心配するのは、要するに、去年の七月この調査委員会ができて、たった一年足らずで今回の法案ができた、審議する日数が少なかったのじゃないだろうか。その理由として、将来のいわゆる具体的な計画のルールに乗っていく法案というようにことで本気になってやったのかどうか、あるいはまたいわゆる時代の先端をいく事業として先取りしようということ、ただばかつと頭を乗っけたのかどうか、そんな点を非常に心配するわけなんです。今回この法案が基礎的にどういう考えで出たのか、このあたりいかがですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 私のほうの官房にでございますが、総合エネルギー調査会の中に熱供給部会が設けられましたのは一昨年でございます。この事業の将来のあり方、あるいはそれについての経済的技術的な分析をいたしましたのが、さっき申し上げました地域冷暖房システム・アナリス検討委員会の調査結果でございます。それは相当膨大な資料になっております。また、その一環として、昨年五月に海外に調査団を派遣しております。それからその熱供給部会で、先ほど申し上げましたように、規制を中心いたしました、あるいは消費者保護を中心いたしましたこの法律の制定についての答申を得ましたので、鋭意今日まで検討してまいりましたわけでございます。ただ、この法律の施行運用にあたりましては技術的な問

題が非常に多いございますので、昨年十月新しくこの法律の運用ないし施行に關しましての技術的な委員会を省内に設け、学識経験者の参加をいたしておるわけでございます。

で、先取りしたかというふうな御質問でございましたが、私どもはこれは広い意味の振興措置ではございませんが、いわゆる通常言われます振興法ではない。将来非常に伸びるであろうこの業種について、この際、消費者保護の体制を固め、それについての政府の立法上の意思をはっきりしておかなければ、悪徳業者がでたり、あるいは不測の事故があつてはいけません、そういう意味で、あらかじめ保安規制を中心にし、あるいは消費者保護を中心いたしました公益事業規制を加えることによって間接的にこの事業の将来の健全な発展に資したい、かように考えておる次第でございます。

○原田立君 熱供給技術委員会の中に、保安分科会というのができて具体的に検討しているというふうなことはいま伺いましたところでありまして、このところで検討されているものが、今後省令や何かできめられる非常に重要な基礎になるだろうと思うのでありますが、これらのテーマをもとに現在までのような検討が行なわれ、どのようにに煮詰まってきたか、概略でけっこうですから説明してもらいたい。

それから、この技術委員会が検討されたものを、特に事業者の管理する熱供給施設の安全問題だけでなく、需要設備の安全問題をも保安分科会が検討課題として聞いておりますが、この点の検討結果はどのようになっているのか。なお、これらの検討テーマのほかに追加されたテーマがあるのかないのか、その点がひとつ。

それから安定供給分科会のもういろいろと検討されているようでありまして、大きくテーマが三つに分かれるようでありまして、その後追加されたものがあれば、それも含めて検討の経過と結果を明らかにしてもらいたいと思ひますが、簡単でけっこうです。

○政府委員(三宅幸夫君) 簡単に申し上げますと、学者を含めて二十人の委員会、いまでも昨年の十月から開催頻度は二十回でございます。私の希望では、この八月の終わりにないし九月早々にはこの法案の成案を得たいと、こういうことで努力中でございます。

技術基準の項目につきましては、まず発生設備につきまして、調整装置、緊急停止装置、予備バルブ、耐圧試験方法、気密試験方法等数項目にわたっております。それから導管につきましては、材料、構造、接合、防食装置等々十数項目が現在検討の対象になっておりまして、おおむね八月終わりにないし九月の初めには結論を得る程度に煮詰まっております。

○原田立君 具体的な協力の上に検討されているならば、関係省庁及び地方公共団体とのような連携をとってこれを推進されようとなるのか、特に私、この問題について申し上げたいと思うのは、たとえば、ここで熱供給の一つの会社をつくらう、使っている重油がハイサルファの重油である。実際そこにつくられると、まあ公害を、個々の燃焼をするものから一カ所にするんですから、ある程度の公害の減少もあるかもしれぬ、メリットがあるかもしれぬ、だけどまたその一カ所に集中的に公害発生するおそれもあるかもしれぬ、こういふ燃料でこういう仕事をやりますよと、こういふ問題も含めて公害の発生するおそれがあるんで、ちょっと困るなど、こんなふうな場合ですね。地方公共団体の場合、いやそれはほんとうは設置してもらっちゃ困るんだと、こういう意見があったとしまして。そのときに、今回の法律の中では通産大臣が必要と認めればほとんどつくりますよと、こういうふうなことで、地方公共団体の意見が反映するような事項はどこにもない。その点でたいへん心配するわけですが、特に関係省庁、またその中で特に地方公共団体とどのような連携をとって、これからこれを推進しようとなさ

るのか。また、地方公共団体のほうでまたそういうのをやっちゃ困ると、こういうふうな意見があった場合に、通産省としてはどうするのか、その点はいかがですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 技術委員会は本法施行の保安関係の規定についての技術上の検討を行なっております。地方公共団体の関係は一応ないと思っております。ただ、御指摘のとおり、この公害問題はまさに地元にとつてたいへんな問題でございます。一カ所に集中して公害が逆に集中化するということがあってはいけません。思いますので、本法の許可にあたりまして、特にこの点は厳重な行政指導をやりたいと、かように考えております。熱燃料規制をどうするのかというのが非常にこの事業の公害対策上きめてになる問題でございます。でき得べくんば、都市については都市ガスあるいはそれ以外の地域につきましてもSO₂のきわめて少ない燃料を選択するように行政指導してまいりたい、また、許可に際して、市町村と十分連絡をとるということに関係省庁の間で、そういう約束になっております。

○原田立君 現在十カ所やるところの燃料は何ですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 都市ガス会社が兼営しておるのは、もちろんガスでございますから、ガスが三ございいます。それから札幌市山田地区がC重油、それから仙台の卸センター、これは共同組合の小さな規模でございますが、B重油、それから札幌の市街地地区が石炭、この秋から軽油をたきます。下野幌地区は現在C重油ですが、近くB重油になると聞いております。真駒内はC重油、大体そういうケースでございます。

○原田立君 重油の場合、公害の発生について心配ありませんか。

○政府委員(三宅幸夫君) 公害の発生程度、どの程度まで許容されるかというのは各地域の事情によりまして非常に違っておりますが、いずれにしても、これらのケースは地元と十分話がつき、かつまた地元市町村が積極的に参加されたケース

が多いわけでございますので、御指摘の心配はないと考えております。ただ将来の問題としては燃料センターの問題が非常に大きな問題でございますので、この点は行政指導を通じて十分配慮してまいりたい。かように考えておるわけでございます。

○原田立君 十カ所の中で重油が六、ガスが三、石炭が一ですね。日本に入ってくる重油は大体がハイサルファの重油です。心配はほんとうにありませんか。

○政府委員(三宅幸夫君) この重油をたっている地域はいずれも当該地域の環境基準に適合した範囲内のものでございまして、さればこそ地元はこれについて積極的な支援をしていただいたのだらうと考えております。

○原田立君 局長、環境基準といいますが、一本一本の煙突はその基準に合っても二十本も三十本もやると全体がオーバーしちゃうというのはこれは現在町中に起きている問題です。特に、こういう熱供給事業等やる大きな事業ですから、現在札幌は何か表で見ますと、将来計画からいいますと、十カ所ぐらいになりそうですね。そうすると、集中的に行なわれるようになる。一本一本の環境基準は合っても全体的な濃度を濃くするようなことにはならないか、その心配はありますか。

○政府委員(三宅幸夫君) 札幌のケースは当初石炭をたくというところで発足をいたしました。石炭ボイラーがたしか二基現在動いております。ただこれ以上空を汚すのは適当でないという地元当局の非常に強い要請がございまして、北海道熱供給公社は第三号ボイラーから軽油、最もサルファの少ない軽油に切りかえ、この秋から運転に入る、こういうことでございまして、札幌を中心とします計画はいずれも当該地域の条件、許された条件の中で最もベストな道を選ぶ、また選ぶべきである、かように考えております。

○原田立君 ほんとうに公害の発生心配ありませんか。というのは、いまのように一カ所や二カ所のうちはいいですよ。だんだん数が増していくときに、その濃度が濃くなってスモッグが発生しちゃって問題になるようなことは、そういう心配はありませんか。そこで、そういうような観点から地方自治体ももうそんなにつくられたんじゃ困る、こういうような意見が出てきた場合に、それを十分取り入れるのですか、どうですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 十分取り入れます。

○原田立君 熱供給事業の開始にあたって、プラント周辺に公害が発生するおそれがあるときには、その事業を許可してはならないと考えるのでありますが、許可基準すなわち、第五条には公害防止の観点からの定められた基準はうたわれておりません。この点についてどうなんですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 公害防止の問題は、たとえば、大気汚染防止に関しましてはすでに大気汚染防止法ができておりまして、すべて地元の意見を中心に処理されることになっておるわけでございます。特にこの熱供給というのは電気やガスと違っていて広域的な運営、広く他府県にまたがる運営ではなくて、全く地元の市町村を中心に行なわれる事業でございますから、地方自治体に委譲されました大気汚染防止法の知事の権限の中で、しかも、地元民の要求をさらに加味いたしまして地元で決定された計画でございます。したがって、大気汚染防止法のワクの中で十分処理されたケースであると考えております。したがって、この法律の中であえて直接的な公害防止という規定は入れなかったわけでございますが、本法を制定したい、また、この事業を将来伸ばしたいという考え方の背景には、この事業が大きくなり大気汚染防止に役立つ事業である無公害燃料のガスあるいは低硫黄の硫黄分を中心にした燃焼燃料規制をできるだけ強化する、あるいはそうでない場合でも熱効率がよくなりますからそれだけ排出重油の、使用重油の量は減るわけでございますので、大きく公害防止に寄与するということ考えからこの事業を取り上げておるわけでございます。

○原田立君 第十四条第二項には、その料金決定の原則について、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」と、こうなっておりますが、これはどういうふうな意味を持つのかどうか、まず一つ。

それから電気、ガス両事業の料金決定原則と熱供給事業の料金決定原則とはちよつと異なるのではない。同じ公共事業といながら、違う点は一体どうして違えたのか。それからまた、地方公共団体の行なう熱供給事業についても料金決定原則は法規上は民営の場合と同じであるが、実際にはどうなるのか。

以上料金決定問題について伺います。

○政府委員(三宅幸夫君) 十四条第一項の表現は確かに電気、ガスと違っております。電気、ガスの場合には「能率的な経営の下における適正な原価」プラス適正な事業報酬という表現になっておりますけれども、現実の事態を熱供給事業について顧みますと、先ほど来申し上げましたように、当初は相当な赤字を覚悟してこの事業に乗り出さざるを得ないということになっておりますから適正な事業報酬という表現は削っております。

〔委員長退席、理事川上為治君着席〕

それから第二は電気、ガスの場合には料金算定は定率、定額というふうに書いてあったと思いますが、ここでは業務用につきましてはいろいろなパターンがございますので、算出方法がルール化しておればよろしいと、こういうふうになっておるわけでございます。なお、地方自治団体は地方の議会のコントロールもございまして、私もこれについてあらかじめ届け出を受けるということとで認可の対象からはずしたわけでございます。

○原田立君 今回原油等の、油等の値上げ攻勢等もあり、だんだん安いエネルギー時代から高価格のエネルギー時代、こういうのに入つたと思つてあります。このような高価格のエネルギー時代に入つて今日、低廉にして安定供給できる燃料の転換政策、こういうものについてはどのような見通しを持たれているのか。要するに、名

目上では低廉にしてそうして安定的な供給を云々と、こうなっているけれども、実際にはそれがなかなかできないのじゃないかと、こう心配するんですが、いかがですか。

○政府委員(三宅幸夫君) いまの御質問を私の所掌する電力、ガス並びに新しい供給事業として法律を出しております熱供給事業について申し上げますと、こういうエネルギーのコスト上昇要因がございまして、本法でもし御承認いただきますならば、固定資産税を中心とした地方税について軽減措置がとられます。また、受益者の負担の道も開かれますので、従来なかったメリットがコスト上生じてまいります。そうしたことで若干エネルギーが上がるというまいしてもできるだけこれは吸収してまいりたいと、かように考えております。

○原田立君 時間がなから中途はんばなお伺いのしかたになっているんですけれども、大臣、まず結論的に伺います。すけれども、公害を防止する、個々の暖房を切りかえて集中的にする、こういうことで公害の防止につながるのだと、こういう文句なんでありまして、やはりその設置されたその地域には公害の発生するおそれなきにしろあらずと心配しておるわけ。そういうようなことがあったんでは何にもならないわけ。そういうような場合、もしそんな公害を発生するようになれば、当然取り消し処分ぐらいなきばしい処置をしてでも公害多発は防がなければならぬ。

〔理事川上為治君退席、委員長着席〕

ところが許可条件の取り消しの中には、そういう公害問題等についてあまり触れておりませんが、このところはほんとうならば法律の案文を実は変えてもらいたいくらいな気持ちでおるわけ。公害発生をしたような場合には、そういうようなときは、もう嚴重に行政処分で停止するのだぐらいのものを条文に入れるべきだと、こういうふうに思っておるわけ。いまの段階においてはそんなこともできないでしょう。ですから大臣

の答弁として今度の熱供給事業は公害発生は絶対させないのだ、もし出すようなことがあれば停止をさせるぐらいの、そういう姿勢で臨むのだという、そこら辺の考えをお聞きしたいと思う。

○国務大臣(田中角榮君) 原田さんの御発言の趣旨、よく理解できます。しかし、こういうことをひとつ考えていただきたい。いままでも温暖多湿でございまして日本の気候風土の中で、住宅というのは開放系のものであったわけでございまして。しかし、これからは立体化してまいりますし、団地化してまいります。それで不燃化してまいりますわけでございます。そうすると、どうしても冷暖房、給湯というふうなものが必要になってまいります。これはもう家の構造上、冷暖房を必要とし、空調を必要とするようになるわけでございます。いままでものように開放的なものではやれなくなりまして。だから、そういう意味で、これは電気やガスや水道に似たる広域性を持つものでございまして。そうすると、戸に一つずつ独立して全部に熱を確保すると先ほど局長から申し述べましたが、非常にロスもございまして、また、公害も多発をするわけであります。それを合理的な熱供給という制度の中で吸収してまいりますと、少なくとも、コストも相当安くなりまして、利用者の利便に供することができると同時に、公害も少なくとも半減をさせられる、こういうことでございまして、制度としては当然このような制度を確立しなければならぬ。

この法律は、さつきから御質問いただいておりますパイプラインのようにやはり公害を起こしてはならないというふうな保安基準を確立をするということを目標としてつくられている法律でありまして、促進法とか、そういうものではないわけでございます。ですから御指摘ございましたように、ほっておくとほんとうに大気も汚染されますし、公害も多発されるような状態でありまして、それを事前に規制をしたいということが本法提出の主目的でございます。そういう意味で、当然のことながら公害防除のためには、強い公害除去を

できるような基準、施設というふうなものを要求できるようにしてまいりたい、このように思っています。公害がたぐきん出るような場合は、大気汚染防止法等の基準があるわけでありますから、これでもって当然規制を受けるわけでございます。ですから大気汚染防止法以外に本法で事業を取り消すということが可能なかどうかという問題は法制上問題があるようであります。ですから、それは大気汚染防止法によって規制を受けるということが正しいと思います。本法でどのように公害防止のためにすることができると、これはこれからも十分検討してまいりたいと、こういうふうに思います。

○原田立君 大臣の言われることわかるのです。私はもう少しその先を言っているのです。公害を出したような、出すようなことになつちやつた場合には、もう嚴重に行政処分をつぶしちゃうぞ、それぐらいの強い姿勢で今回も臨みますというのを、大臣、そういうふうな言つてくれればいいのです。

○国務大臣(田中角榮君) それは、許可をする場合に燃料選択等、嚴重に許可基準をきびしくしてまいります。また、その後も設備や何かが当初考えられたもの以外に大気汚染をするようなものがあれば改善命令を出すとか、そういうようなものは公害防止のためには万全の措置を講じてまいりたい、こう存じます。

○委員長(大森久司君) 大臣の答弁は短かく願います。

○柴田利右門君 熱供給事業のメリットというのは、先ほどからいろいろ御説明を聞いております。あげられると思います。たとえば公害防止だとか、あるいはエネルギーの変率利用、省力化、あるいは土地建物の有効利用、さらには都市災害の防止などあります。しかし、これらを総合いたしまして、熱供給事業というのが現在の都市にとつて、新しい町づくりをする場合に、特に不可決だというふうな御判断になっておられるのは、いまのところ官庁並びに現に供給事業をされよう

とする側ではないかというふうに思います。

一方、この供給を受ける住民の側から見れば、まあ日本の気候の関係もございましょうし、供給地域が限定されるということ、あるいは料金、これもまあ北海道の例が生まれて、手当等の関係で御説明もありましたけれども、やはり高いということが言われます。従来の特に暖房なんか見ますと十分だと、コストも安いと、こういうふうなこともございまして、この熱供給事業というのが、先ほど言いましたような認識は受ける側にはあまりなかったんじゃないかというふうに思います、いかがでしょうか。

○政府委員(三宅幸夫君) いまのは、需要者のほうにあまり喜ばれていないのではないかと御質問かと思いますが、私も、これについてアンケート調査は需要者から直接はやっておりませんが、地元市町村では、当該地元の方々の御意向を受けて非常にこのプロジェクトに興味を示しております。それが、まだ不確定要因がございすけれども、すでに約八十カ地点ということになっておるわけでございます。それから、直接消費者の感触を調査いたしましたのは、札幌市がことしの一月から二月にかけまして下野幌団地の入居者の方にアンケート調査をいたしました。大多数の回答は消費者が手間がかからない快適な暖房ができて、また、お湯が自由に出るというので非常に歓迎だ、こういう調査結果になっておるようでございますが、ただ、若干部屋が乾燥し過ぎるという苦情もあったようでございます。これはむしろ入居後間もない方が多いものですから、需要者のサイドの器具の調整について不慣れな点があったのではないかと、こう思いますが、その点は会社側から十分今後PRをしていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、札幌市の調査によりますと、非常に歓迎されておるといふ数字が出ております。

○柴田利右工門君 先ほどから北海道の例がよくあげられておるのですが、アンケートというのは、大体いまあるプロジェクトといいますが、現在進行中のもの、さらにはこの事業が進んでおるところ、そういうところ全般にアンケートをされても、大体そのような結果が出されているわけなんです。か。

○政府委員(三宅幸夫君) いまのは札幌市が下野幌団地についてやったアンケートでございます。私も消費者にアンケート調査をしたことはございせんが、先ほど申し上げました八十カ地点のプロジェクトというものは、大部分が地元の意向を受けて地元の地方公共団体からそういう計画を進めたいという名乗りのあったケースでございますが、その裏には、当然地元の消費者の相当の支持があるのではなからうか、かように考えております。

○柴田利右工門君 次に、熱供給事業の適地基準の問題についてお尋ねをいたします。熱供給事業の適地基準というものは、一応次のようなものが考えられるというふうに思います。熱供給に対する需要が高密度であるということ、需要が季節的、時間的に安定をしていること、町づくりが計画的に行なわれること、これらの点であるというふうに思いますが、これらの適地基準は、将来わが国の都市の構造なり、あるいは住宅様式においてならともかく、現状及び近い将来において必ずしも当てはまらないのではないかと、いふふうにも考えられるわけですが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(三宅幸夫君) ただいま御指摘のございました適地基準は、これはまさに総合エネルギー調査会の熱供給部会の答申にうたわれた点でまことに御指摘のとおりでございます。これが、日本に全国的に普及するかどうかという点はいろいろまだ流動的でわかりませんけれども、いずれにしても、中高層住宅及びビルの集中化ということが行なわれますならば、こういった適地基準に該当するプロジェクトが今後相当出てくるのではないかと、かように考えております。

なお、一九七〇年にヨーロッパで世界的な地域冷暖房の会議が持たれました。来年また第二回が開

かれる予定でございます。そういうところにも積極的に参加をいたしまして、適地基準について諸外国がどういう実態になっておるのか、非常に普及率の高い先進諸国の、この面についての先進諸国の例もなお深く検討してみたいと、かように考えております。

○柴田利右工門君 いま国際会議のことが出ましたし、一九七〇年にもそれが開催をされ、さらに、逐次開催されるということですが、いままでのところでは必ずしもはっきりした概念なり定義なりというのが明確になっていないというようなことが言われておるわけですが、こういうこれからの会議でさらにこういう問題が議論をされていくというふうに思いますが、いままでの経緯なりについて概略でけっこうですからちょっとお聞かせを願いたいと思う。

○政府委員(三宅幸夫君) 一昨年四月にロンドンで第一回がございまして、参加人員約六百名、日本から民間人が五名出ております。論文の発表者は六十名で、日本は三名、非常に関心を日本が示しておりますという数字がこれでも説めるわけでございますが、来年第二回の会議がハンガリーのブダペストで開かれる予定でございますが、日本生産性本部その他とも連携をとりまして、積極的にこれに参加したいと、かように考えます。

具体的に合理性が何だということになりますと、特に問題なのは、都市計画あるいは当該地元との公害防止計画との対応策が十分ついているか、いかという点の一つの大きなポイントになるかと考えております。

○柴田利右工門君 事業計画を樹立する場合最も問題になるのは、地域の配管計画ということが一つ重要な課題になるかと思えます。それもニュータウンのように初めから供給をする区域がはっきりしておるものはいいわけですが、既成市街地で実施をする、すでに町並みができて長い間多くの人たちがそこに住んでおるといふようなところで実施をする場合には、将来需要をどこまで予測をしたらよいかというように、かむかしい問題になるのではないかと、いふふうに思います。しかも、これに先ほどお話がありましたけれども、一応企業であるということならば、採算性ということも考え合わせると、そうなりますと設備費の中で、配管費の占める割合が五〇%を上回るくらいになるのではないかと、いふような話も聞いておりますが、現在実施をされております熱供給事業では、将来の需要をいささか見込み過ぎたきらいもありまして、過剰設備というふうな傾向もあるやに言われております。過剰な先行投資をすれば、それは結局事業の健全な発達ということに対しては当然妨げになってくるわけでありまして、同時にまた、それが料金決定にもはね返ってくることになるわけでありまして、そのように考えてまいりますと、事業の採算性と将来の需要見込をとの調和点、こういう点をどこに見出していかうか、これは非常にむずかしい問題であるかと思えます。企業は解決をしなければならぬ課題だとは思いますが、行政当局としても無関心でおられる問題ではない、こういうふうにも思いますので、それらの点に対します指導といいますが、お考えについてお伺いをいたしたいと思えます。

○政府委員(三宅幸夫君) 机上のプランでない、夢物語でないという意味において計画の現実性を要求しておりますと同時に、経済諸原則を踏まえてその内容が合理性十分であるかどうかという判定をしたいと考えておるわけでございます。で、

○政府委員(三宅幸夫君) 確かにいま御指摘のとおり、配管に要する経費は、総建設費の半分ない

しはそれに近いケースが多いわけでございますが、これは特に地下に導管を先行投資として一回まず埋めてしまふというために、非常に先行投資性が強いからでございます。そういうコストの上昇要因をいかに薄めて低廉な料金を設定するかということ、長い目で設備の減価償却期間を、少なくとも八年、十年くらいとることによりまして、後年度にその問題の調整をはかつていく、こういうことにしか方法はないと思ひますが、なお、一般論として財政金融上の措置によつてこれを促進してまいりたいと、かように考えております。

○柴田利右工門君 次に、熱供給事業の技術開発の問題について御質問したいと思います。

熱供給の技術開発、これについては最も要請されるのはコストの低減であらうというふうに思ひます。これは必ずしも熱供給に限る問題ではないというふうに思ひますが、先ほどの御説明を聞いておりました、特にこういうことにも関連をいたしまして、国の積極的な助成策というものが必要になるんじゃないかというふうに判断をいたします。たとえば、特定電子工業あるいは特定機械工業の振興臨時措置法、こういうものは電子機器あるいは機械等を指定をして高度化計画をつくりまして、その生産技術の向上なりあるいは生産の合理化、そういうことを促進する制度も設けておるわけですが、熱供給装置についても高度化といひますか、近代化といひますか、こういう計画によりまして、技術開発を進めていくわけですが、その内容について、概略につきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(三宅幸夫君) 御指摘のとおり、高度化計画で業種の指定が行なわれております冷凍機につきましては、生産コストの引き下げ率を七%、ボイラーについては一〇%以上、光熱費についても一〇%以上、そして熱量計については八万円から二万円まで引き下げたいというので、本年新しく技術開発補助金を交付いたしまして、熱料金の大幅な単価引き下げをはかりたい、こういうふうを考えております。

○柴田利右工門君 いま八万円のやつを二万円くらいにしたいということなんです、こういう法案を出されるについては少し手おくれの感じを私感するのですが、大体いつごろになったら、そのくらいになるのですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 本年度一ぱいに必要な技術試験を全部行なうと、そして、これは従来熱量計は機械式の熱量計でございましたが、今度新しく電子式の熱量計を開発しようとしておる向きでございますので、その成果に期待をいたして補助金を交付した次第でございます。

○柴田利右工門君 熱量計の問題につきまして、値段のことももちろん大切な一つの問題ではありますけれども、これは精度のほうも値段に劣らぬ大きな問題だと思ひますが、夏分において、夏季においては、流れをしばらくゆるめたりというようなことでもって誤差がかなり大きくなるというような話を聞いておりますが、こういう精度の問題についてはどうなんでしょうか。

○政府委員(三宅幸夫君) 従来、熱量計の誤差がわりあいゆれが多いということは御指摘のとおりでございますので、高度化計画では二%以内というところでもって現在努力中でございます。

○柴田利右工門君 この質問で終わります。

公益事業審議会の問題について、お尋ねをいたします。この熱供給事業というのは狭義の公益事業だと、こういうことで御説明があったように聞いておりますが、まあ電気事業、ガス事業、これに熱供給事業を加えますと、公益事業というものが三つになる。先般論議をいたしました石油開発公団も公益事業だというふうな、石油パイプラインの事業につきましても、そういうような性格があるということなんです、この段階で公益事業を調査審議をする審議会として、公益事業審議会というふうなものについて何かお考えになつておられるかどうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(三宅幸夫君) 御指摘のとおり、電気には電気事業審議会、ガスにつきましてはガス事業法によりまして地方に協議会制度がございます。

また、中央には臨時の調査会がございます。さらにこの熱供給については、熱供給部会というのを総合エネルギー調査会に設けまして、中間答申をいただいたわけでございますが、この三つの事業に共通する面もございますけれども、その時代の要請によりまして問題の重点項目が移動しておりますので、いま直ちに三つのものを統合いたしました公益事業審議会への改組ということとはちょっと慎重を要すると思ひますけれども、将来の問題として十分検討しておくべき問題だろうというふうに考えております。

○柴田利右工門君 ガス事業については審議会が設けられていないということもありますので、この審議会というのは確かに三つのものを並べまして、必ずしも一つの審議会であるというところが適当かどうかという点につきましては、お説のような考え方もあるだろうと思ひますけれども、この審議会というのを人選その他によつてかなりそういう面を補う面もあるかと思ひますので、御検討をわづらわしたいというふうに思ひます。

私はこの質問で終わりますというふうに申し上げましたけれども、実は大事な点の一つ落としておりましたので、その一点だけ追加をさせていただきます。

この熱供給問題と関連をいたしまして、いろいろ技術革新が進みまして、こういう地域冷暖房というふうなことがいわれておるのですが、たしか内閣で「二十一世紀を見通して」というような論文について募集といひますか、されたことがあって、何か当選したのがあるはずなんです、それと関連していろいろ学者先生方が出しておられる本の中で、こういう席でありまする賞えのことを申し上げてみたいへん思ひますが、その中で、二十一世紀になれば地域冷暖房と申すのはむしろこういう形でなくて、電気が非常に足す。二十一世紀になると、いわゆるいまいっておる地域冷暖房というのはほんのわずかの地域で、わずかの数しか残っていないというふうなこ

とを読んだことがございます。そういう点について、これは内閣のほうでたしかいろいろ国民に呼びかけてそういう論文を、各先生方の論文を集められたわけでありまして、あるいはそういう点で御存じかと思ひますので、そういう点についてせつかくうしてつくつても、もちろんそのときそのとき、いまのような時代は非常に技術の進歩の度合いが激しいわけですから、そう先々のことを見越し過ぎていまの状態をなおざりにする、等閑視するということも問題があると思ひますけれども、かなりの先を見越してこれがもう余りものになるというふうなことを、あまりにもここで力を入れるのはどうかという感じがいたします。その辺についてのお考えがあればひとつお聞かせをいただきたい。

○国務大臣(田中角栄君) そのような論文があったかどうか、私もちょっとさだかに覚えておりませんが、しかし、そういうことがないとは言えないと思ひます。しかし、今世紀末といつたら三十年あるわけですから、これはもうやっぱり相当な時間がございます。それから幾ら考えてみても、一つの論文として考える場合、想定をする場合、地域冷暖房論のごときものはないのじやないかという考え方が一つ生まれるかもしれないが、しかし日本の状態から考えてみて、過去、戦後二十七年、八年の状態を見てもまだこの状態でございますから、しかも、エネルギーの問題を長期展望いたしますと、すべてがビルディングになる、それから電気ですべて快適なということが考えられるかどうか。そういうことになることが望ましいことでございますが、やはり現実問題としてまだ木造平家建てと超高層が隣合せて存在をするというふうな状態を考えますと、やはり高速交通網で結ぶ団地化というものが一つの段階として存在をしますと、こう考えざるを得ません。その場合は、これはもうどうしても地域冷暖房施設のようなものがなければ合理的なものにならないわけでありまして、やはりいまの段階においてこの法律の線でいくということは必要なことだと、こう

考えるわけでございます。

○柴田利右工門君 終わります。

○委員長(大森久司君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、須藤五郎君が委員を辞任され、その補欠として星野力君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もなければ、討論はないものと認め、これより直ちに採決に入ります。

熱供給事業法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。竹田君。

○竹田現照君 ただいま可決されました熱供給事業法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案による附帯決議案を提出したいと思っておりますので、御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

熱供給事業法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、熱供給事業の健全な発達をはかるとともに、保安確保、公害防止等の見地から、次の諸点について、とくに配慮すべきである。

一、熱供給事業の許可およびその監督にあつ

ては、環境の保全の観点から、地方公共団体の長の意見を尊重するとともに、使用燃料の規制、排煙処理施設の整備等、総合的な大気汚染防止対策を講じ、いやくも熱供給事業の開始が新たな公害をもたらすことのないよう努力すること。

一、熱供給事業者の自主保安体制確立の基礎となる保安規程の届出を受理するにあつては、保安確保の観点から、厳重な基準を設定してこれを審査することとし、認可制度と同様の行政効果をあげるよう、強力な指導を行なうこと。

一、本法に基づく供給規程の認可にあつては、現在熱供給を業として行なっている者の供給規程の内容にとらわれることなく、消費者保護の見地から十全の認可基準を設定するとともに、供給規程のモデル作成等の措置によつて熱供給事業者の指導を行なうこと。

一、熱供給事業が、高熱の湯、蒸気等の導管等による供給を行なう点において、事故発生の場合危険性の多い性格をもつものであることにかんがみ、保安確保の見地から、通商産業省令で定める技術上の基準を完全かつ高度のものとするともに、熱供給施設、とくに導管に対する監視体制および他工事等による事故防止対策を確立し、安全の確保に万全を期すること。

右決議する。

以上です。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し田中通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中角榮君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、政府といたしましてはその趣旨を尊重し、万遺憾なきを期する所存でございます。

○委員長(大森久司君) 次に、石油パイプライン事業法案を再び議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願います。

○大矢正君 先ほどの質疑の最後の段階で、私は現在進行中の空港パイプラインとその技術基準との関係についてお尋ねを申し上げました。その後、各省から技術基準、また建設基準等々それぞれの所管省からの若干の資料をいただきました。時間的な余裕がございませんので、詳細、私自身が検討することができませんので、この際、質問というよりも、大臣に二点にわたって決意のほどをお聞かせ願いたい、こう思うわけであります。

まず第一点は、空港公団のパイプラインは、先ほども議論がございましたとおり、この法律が存在しようがしまいが実行に移されるものであるというこの事実を考えます際に、先ほど来言われておりますような最高の技術水準、あるいは最高の設備、あるいは機能、そういうものを前提とした言わなければ安全対策を考えようといったとしても、すでに実行に移されているというこの事実の上におきましては、ズレが生ずる不安があるわけでありまして、したがって私は、そういうような技術基準の上における現在進行中の空港パイプラインと、今後のパイプラインとの間の違いをなくするために、関係各大臣全員からそれぞれ答弁をいただきたいところではあるんですが、出席は田中大臣お一人でございますので、田中大臣から責任あるひとつお答えを賜わりたいと思うのであります。それはなるほど技術上の基準につきましては、諸外国の例を十分勘案をし、諸外国より以上の安全を考慮した上においての施設、これを考えてお

られるようではあります。技術の進歩がさらに一そう考えられる今日におきましては、やはり私はさらに一そう最高の技術を集約いたしまして、事故が起こることのないような最善の努力をすべきではないかと、このように考えるのであります。大臣、どのようなお考えをお持ちでしょうか、決意のほどをお伺いしたいと、こう思います。

○国務大臣(田中角榮君) 本法による保安基準の確定を待たず、実行されております新東京国際空港公団によるパイプライン敷設工事にあたりましては、諸外国における安全基準により強い技術を確保し、技術的には全く問題のない工事を行なうよう各省及び空港公団との意思の疎通をはかつて、万遺憾なきを期してまいる所存でございます。

○大矢正君 最後に、安全上の問題と住民との間における今後の話し合いについて決意をお尋ねいたしたいと思うのでありますが、現在進行中の空港パイプライン、また、将来設けられるであろう関東パイプライン、あるいは北越パイプライン全部を含めて、私は特に考えなければならぬことは、やはり先ほど来質問の中心にもありましたように、安全の維持であり、かりそめにも建設費の多寡によつてコスト高が考えられ、そのために保安がなおざりにされるようなことがあってはならないと思ひますし、同時にまた、人口密集地帯であるとか、万一の場合に被害の甚大な箇所であるとか、こういうところにつきましては、たとえば迂回をするとか、あるいはまた、今日絶対と称してもよいほどの最大のひとつ安全対策を考慮するともに、最終的には地域住民との間に対話を通じ、地域住民との間の摩擦を最小限度にとどめるような配慮をしつつ、この建設に当たる決意が、ありかどうかお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 石油パイプライン工事は、わが国における新しい事業でもあり、可燃性物質を大量に運ぶ重要な事業でもございますので、安全対策につきましては万全を期さなければ

う決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時十三分散会

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、第五次石炭政策確立に関する請願（第二九三二号）（第二九三三号）（第二九三四号）（第二九三五号）（第二九三六号）（第二九三七号）

第二九三二号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策確立に関する請願

請願者 福岡県大牟田市諏訪町 松本武則

外十四名

紹介議員 阿貝根登君

第五次石炭政策として左記事項の確立を図られた

一、国内炭の需給量を昭和五十年年度以降も二千五百万トンを維持すること。

二、国内炭の需給確保に必要な対策財源を確立すること。

三、私企業体制の変革を前提とした石炭鉱業管理公団（仮称）を設立すること。

四、炭鉱労働者の正常な労働条件の補償改善のため、特別補給金制度を設定すること。

五、産炭地私鉄に対する助成措置を行なうこと。

六、離職者対策、産炭地域経済の発展対策を確立すること。

理由

石炭産業の危機がさげばれてから十数年、この間政府の手によつて数次にわたり政策の手なおしがくりかえされてきたが、この政策の基本は、石炭産業のスクラップであり、炭鉱労働者はもとより産炭地域住民の生活を破壊している。しかも本年三月三十一日、石炭鉱業審議会は「昭和五十年国内炭の出炭規模について二千万トンを下まわらないこと」を決定し、現在体制委員会はこれに基づいて審議が進められているが、これでは四十七年

度からなだれ閉山がはじまり、石炭産業は遠からず事実上崩壊のめちをたどることになるので、われわれはこのような政策を許すことができない。

エネルギー資源確保のための国際的信義と責任をはたすためにも国内資源の擁護とその確保をはかり、地域経済社会の振興を期するための石炭産業の長期安定政策を一日も早く確立する必要がある。

第二九三三号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策確立に関する請願

請願者 福岡県大牟田市野添町 古賀徳継

外十五名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二九三二号と同じである。

第二九三四号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策に関する請願

請願者 北海道釧路市新川町 中田鉄雄外

二十二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第二九三二号と同じである。

第二九三五号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策確立に関する請願

請願者 東京都足立区千住四ノ六八 鈴木

準外十六名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二九三二号と同じである。

第二九三六号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策確立に関する請願

請願者 神奈川県秦野市堀西八二三 飯田

和雄外十四名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二九三二号と同じである。

第二九三七号 昭和四十七年六月八日受理

第五次石炭政策確立に関する請願

請願者 東京都品川区北品川一ノ二三ノ一

八 中島知文外百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二九三二号と同じである。

昭和四十七年七月四日印刷

昭和四十七年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W